

平成七年通商産業省令第七十七号

電気事業法施行規則

電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。  
電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）の全部を次のように改正する。  
目次

第二章 総則（第一条―第三条の四の三）

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録（第三条の五―第三条の十一）

第二款 業務（第三条の十二―第三条の十五）

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可（第四条―第十六条）

第二款 業務（第十七条―第四十条の三）

第三款 送電事業（第四十一条―第四十五条）

第四節 特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）

第五節 発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）

第五節の二 特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）

第五節の三 賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）

第五節の四 廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）

第六節 特定供給（第四十五条の二十一―第四十五条の二十六）

第七節 広域的運営

第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）

第二款 整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）

第三款 供給計画（第四十六条―第四十七条）

第四款 災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）

第八節 あつせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十一―第四十七条の十四）

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第四十九条）

第二款 自主的な保安（第五十条―第六十一条）

第二款の二 環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）

第三款 工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）

第四款 承継（第九十五条）

第五款 認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）

第三節 一般用電気工作物（第九十六条―第九十四条の六）

第三章の二 土地等の使用（第九十四条の二―第九十四条の六）

第四章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録適合性確認機関（第九十五条―第九十五条）

第二節 登録安全管理審査機関（第九十六条―第九十六条）

第三節 指定試験機関（第九十九条―第一百二十六条）

第四節 登録調査機関（第二百二十七条―第三百二十二条）

第五章 卸電力取引所（第三百二十二条の二―第三百二十二条の十三）

第六章 雑則（第三百二十二条の十四―第三百三十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号、以下「法」という。）、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号、以下「令」という。）及び九十年通商産業省令第五十二号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧十万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体（蓄電所を除く）をいう。

二 「送電線路」とは、発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

三 「配電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

四 「液化ガス」とは、通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キログラムパスカル以上であつて、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キログラムパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて、現に液体の状態であるものをいう。

五 「導管」とは、燃料若しくはガス又は液化ガスを輸送するための管及びその附属機器であつて、構外に施設するものをいう。

六 「二時間前市場」とは、翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であつて、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後、当該時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。

七 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及びその電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この号において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制

対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。

（密接な関係）  
第二条 法第二十条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

三 共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであつて、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第五項に規定する認定発電設備を除く。）その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、当該組合の組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。）

イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）  
ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に係る費用の負担に関する事項  
第三条 法第二十条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要  
二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

- 三 共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者の需要
  - イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）
  - ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 二 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあつては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。
  - 一 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）
  - 二 柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内（ただし、特段の理由がないのに複数の発電等用電気工作物を隣接した構内に設置する場合を除く。）
  - 三 隣接する複数の前号に掲げる構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの
  - 四 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分
- 三 前項第一号から第四号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この項において「特例需要場所」という。）については、当該設備の設置に際し、当該

- 設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者又は配電事業者に対して申出があつたときは、前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。
  - 一 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該設備付近への一般送配電事業者又は配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の立入りに支障が生じないこと
  - 二 原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること
  - 三 特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること
  - 四 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと
- （離島）
  - 第三条の二 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。（送電事業に係る送電用の電気工作物の要件）
  - 第三条の三 法第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件は、専ら一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気による振替供給を行う事業（当該振替供給を十年以上の期間にわたりに行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたりに行うことを約しているものであり、その供給電力が十キロワットを超えるもの。）の用に供する送電用の電気工作物であることとする。（配電事業に係る配電用の電気工作物の要件）
  - 第三条の三の二 法第二条第一項第十一号の二の経済産業省令で定める要件は、その供給区域に

- において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）の用に供する配電用の電気工作物であつて、電圧七千ボルト以下の配電線路であることとする。（発電事業に係る発電用電気工作物の要件）
- 第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用電気工作物（以下「特定発電等用電気工作物」という。）であつて、それぞれ接続最大電力（特定発電等用電気工作物と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。）とを直接に電氣的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一キロワットを超えることとする。
  - 一 出力が千キロワット以上であること
  - 二 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の割合が五十パーセント（出力が十キロワットを超える場合にあつては、十パーセント）を超えるものであること
  - 三 発電し、又は放電する電気の量（発電又は放電のために使用するものを除く。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント（出力が十キロワットを超える場合にあつては、十パーセント）を超えることと見込まれること
- 二 前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電等用電気工作物は、一の発電等用電気工作物とみなす。（電気の集約の方法）
- 第三条の四の二 法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
  - 一 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法

- 二 電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法
- （特定卸供給事業に係る供給能力の要件）
- 第三条の四の三 法第二条第一項第十五号の三の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給を行う者が供給能力を有する者（発電事業者を除く。）（以下この節において「他の者」という。）から集約する電力が千キロワットを超えることが見込まれることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、各号に掲げる値が千キロワットを超えることが見込まれることとする。
  - 一 小売電気事業の登録を受け、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電力のみを供給する場合 他者から集約する電力の値から様式第一の最大需要電力の見込み（最大需要電力の見込みに変更があつた場合には、様式第一の四の最大需要電力の見込み。）（以下この節において「直近需要電力値」という。）を除いた値
  - 二 発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電力のみを供給する場合 他者から集約する電力の値から自己の消費、発電及び放電のために使用する電力の値を除いた値
  - 三 小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電力のみを供給する場合 他者から集約する直近需要電力値並びに自己の消費、発電及び放電のために使用する電力の値を除いた値
- 第二章 電気事業
  - 第一節 小売電気事業
    - 第一款 事業の登録
      - （小売電気事業の登録申請）
      - 第三条の五 法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。
    - 二 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
      - 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
      - 二 その行う小売電気事業以外の事業の概要
    - 三 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
      - 一 法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 様式第一の二の小売電気事業遂行体制説明書

三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

三の二 様式第一の三の二の事業計画書

四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

七 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

四 経済産業大臣は、法第二条の第三項の申請書を出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合に当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。(軽微な変更)

第三条の六 法第二条の六第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 変更後の供給能力として見込まれる値(変更後)が変更前の供給能力として見込まれる値(変更前)より、以下この条において「変更後供給能力値」という)を変更後の最大需要電力として見込まれる値(変更後)が変更前の最大需要電力として見込まれる値(変更前)より、以下この条において「変更後最大電力値」という)で除した値が減少しないもの

二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであって、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

三 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの

二 変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの

三 沖縄県及び離島等(沖縄県に属するものを除く。)の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

三 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二条の四第一項(法第二条の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二条の四第一項(法第二条の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された供給能力の値をいう。(変更登録の申請)

第三条の七 法第二条の六第二項の申請書は、様式第一の四によるものとする。

二 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 法第二条の六第三項において読み替えて準用する法第二条の五第一項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

三 経済産業大臣は、法第二条の六第二項の変更登録の申請書を出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合に当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。(変更の届出)

第三条の八 法第二条の六第四項の規定による法第二条の三第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第一の五の小売電気事業者氏名等変更届出書(同項第一号に掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第二条の六第四項の規定による第三条の六第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第一の六の小売電気事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三条の九 法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第一の七の小売電気事業者承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類

二 小売電気事業者の地位を承継した者が小売電気事業者以外の者である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 法第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

ロ 法人である場合にあっては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ハ 法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第三条の十 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第一の八の小売電気事業休止(廃止)届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止(廃止)の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第二条の八第二項の規定による小売電気事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第一の九の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとする日(以下この条において「休業止し」という。)の前日から起算して六十日前の日(契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあっては、休業止日の前日から起算して九十日前の日)までに、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

第二款 業務

(供給条件の説明等)

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに際しては、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに際しては、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という)を業として行う者(以下「契約媒介業者等」という)の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一 当該小売電気事業者の氏名又は名称及び登録番号

二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三 当該小売電気事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに際して応じることができる時間帯

四 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに際して応じることができる時間帯

五 当該小売供給契約の申込みの方法

六 当該小売供給開始の予定年月日

七 当該小売供給に係る料金(当該料金の額の算出方法を含む)

八 燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無

九 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に係る費用の負担に関する事項

十 前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十一 第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十二 当該小売供給契約に契約電力又は契約電流量の定めがある場合にあっては、これらの値又は決定方法

十三 供給電圧及び周波数

十四 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

十五 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるもの支払方法

十六 一般送配電事業者又は配電事業者から接続供給を受けて当該小売供給を行う場合にあっては、託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

十七 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間

十八 当該小売供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売供給契約の更新に関する事項

十九 当該小売供給の相手方が当該小売供給契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場合における当該小売電気事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあっては、その内容

二十一 当該小売供給の相手方からの申出に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十二 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十三 当該小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項

二十四 その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が小売電気事業者が行う小売供給（その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。）に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その内容及び根拠

二十五 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあっては、その内容

二十六 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

二十七 小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の第十三第一項の規定による説明をする場合には、販売する電気が非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。）によりその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を証される場合を除き、当該価値を訴求することなく、当該説明をしなければならぬ。

二十八 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の第十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

二十九 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の第十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三十 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限り。）における法第二条の第十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更し

ようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三十一 第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

三十二 法第二条の第十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条の第十三第二項の書面を交付することなく電話により同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三十三 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限り。）であつて、法第二条の第十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三十四 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の第十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三十五 小売電気事業者等（法第二条の第十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二条の第十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

三十六 法第二条の第十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

三十七 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の第十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三十八 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の第十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三十九 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限り。）における法第二条の第十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第九項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要と

四十 法第二条の第十三第二項の書面には、同項の経済産業省令で定める事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。ただし、小売供給を受けようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる特重要なものにあつては、枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

四十一 法第二条の第十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができないもの

四十二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九項、第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧

四十三 法第二条の第十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができないもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九項、第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧

に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合）にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

15 小売電気事業者等は、法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。（書面の交付）

第三条の十三 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該小売電気事業者の登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨
- 三 前条第一項第三号から第二十六号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（小売電気事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合）にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができるとする時間帯を除く。）
- 四 供給地点特定番号（小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において同じ。）

3 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定

める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十七号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十七号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第二条の規定する場合を除く。）における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第二条の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるとするもの
- 二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合）にあっては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）
- 三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6 小売電気事業者等は、法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契

約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。（電磁的方法の種類及び内容）

第三条の十四 令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条の十二第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、小売電気事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三条の十五 令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法
- 三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

（一般送配電事業の許可申請）

第四条 法第四条第一項の申請書は、様式第一の十によるものとする。

2 法第四条第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

3 法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般送配電事業の用に供する電気工作物（配電用のものを除く。）の概要及び供給区域の境界を明示した地形図
- 二 送電関係一覧図
- 三 電力潮流図
- 四 一般送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図
- 五 他の一般送配電事業者又は配電事業者による一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し
- 六 他の者から一般送配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し
- 七 主たる技術者の履歴書
- 八 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書
- 九 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書
- 十 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
- 十一 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が一般送配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
- 十二 一般送配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）
- 十三 申請者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類
- 十四 経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。（事業開始の届出）

第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第五の事業開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（供給区域の変更の許可申請）

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書

類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した地形図

三 供給区域を増加する場合にあっては、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域を増加する場合にあっては、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合にあっては、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 供給区域を増加する場合は、送電関係一覽図

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合にあっては、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が供給区域を変更することに於いての議決に係る議会の会議録の写し

九 経済産業大臣は、法第八条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（供給区域の増加に伴う事業開始の届出）

第七条 第五条の規定は、法第八条第二項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

（電気工作物の重要な変更）

第八条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。  
一 送電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続するための送電線路であつて、電圧三十万ボルト（直流にあっては、十七万ボルト）以上のものに係る変更（設置の場所の変更のうち経過地の変更及び設置の方法の変更を除く。）  
ロ 他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続するための送電線路以外の送電線路又は電圧三十万ボルト（直流にあっては、十七万ボルト）未満の

送電線路を他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続するための送電線路であつて、電圧三十万ボルト（直流にあっては、十七万ボルト）以上のものとするに伴う変更

ハ 電圧三十万ボルト（直流にあっては、十七万ボルト）以上の送電線路であつて、長さ十キロメートル以上のものに係る変更（設置の場所の変更のうち、経過地の変更及び設置の方法の変更であつて変更する部分の長さが十キロメートル未満のものを除く。）

ニ 電圧三十万ボルト（直流にあっては、十七万ボルト）未満又は長さ十キロメートル未満の送電線路であつて、電圧三十万ボルト（直流にあっては、十七万ボルト）以上かつ長さ十キロメートル以上のものとするに伴う変更

二 変電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 設置の場所の変更であつて、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであつて、容量十五キロワットアンペア以上若しくは出力十五キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの

ロ 設置の場所の変更であつて、廃止することに伴うもの  
ハ 周波数の変更  
ニ 電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であつて、その変更する出力が三十キロワットアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

ホ 電圧三十万ボルト未満のもの出力の変更であつて、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五キロワットアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五キロワット以上とすることに伴うもの

三 発電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五キロワット以上又はその者の電気

事業の用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

四 蓄電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 設置の場所又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する蓄電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

ハ 容量の変更

（電気工作物等の変更の届出）

第九条 法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、その実施の日を二十日前までに、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更工事の概要の説明書  
三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図

四 変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図  
五 送電関係一覽図

六 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第八の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

七 法第九条第二項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。

（事業の譲渡し及び譲受けの認可申請）

第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類  
二 譲渡しに関する契約書の写し  
三 譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類

四 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

五 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 譲受人が一般送配電事業者以外の者であつて、法人である場合にあっては、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書

七 譲受人が法人の発起人である場合にあっては、その法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあっては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

九 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

十 譲渡しに係る一般送配電事業に水力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し）

十一 主たる技術者の履歴書  
十二 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

十三 経済産業大臣は、法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（合併及び分割の認可申請）

第十一条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十一の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類  
二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し  
三 合併又は分割の条件に関する説明書  
四 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

六 当事者の一方が一般送配電事業者以外の者である場合にあっては、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般送配電事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八 主たる技術者の履歴書

九 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

二 経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十二条 削除

(設備の譲渡し等)

第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第十三の設備譲渡等届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることを必要とする理由を記載した書類

二 その設備の譲渡し又はその設備を所有権以外の権利の目的とすることに関する契約書の写し

三 その設備の譲渡価額又は所有権以外の権利の目的としての評価額の算出の根拠を記載した書類

四 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書

第十四条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一 送電線路、配電線路、変電所、発電所、蓄電所及び給電設備(以下この条において「電気の供給に直接必要な設備」という。)以外の設備

二 電気の供給に直接必要な設備であつて、その帳簿価額が前事業年度末の電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第六条第一項に規定する電気事業固定資産の帳簿価額の総額の百分の一未満のもの

第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止(廃止)許可申請書に次の各号に掲げる書類(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

二 一般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図

三 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積積書

経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十七条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十六の認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十八条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十七の認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十九条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十八の認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

(託送供給等に係る収入の見通しの申請)

第十七条之三 法第十七条の二第一項の規定による収入の見通しの承認を受けようとする者は、様式第十五の二の託送供給等に係る収入の見通しの承認申請書に一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令(令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。)の規定に基づいて作成した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 経済産業大臣は、法第十七条の二第一項の承認を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十七条之四 法第十七条の二第四項の規定による収入の見通しの変更の承認を受けようとする者は、様式第十五の三の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 算定省令の規定に基づいて作成した書類

二 経済産業大臣は、法第十七条の二第四項の承認を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求められることができる。

第十七条之五 法第十七条の二第五項第一号の需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 需要の変動

二 第四十五号の二十一の十第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金の額等の通知又は通知した事項の変更

三 第四十五号の二十一の十三第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更

四 無電柱化推進計画(無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百二十二号)第七条第一項に規定する無電柱化推進計画をいう。)の策定又は変更

五 法第二十八号の四十八に規定する広域系統整備計画の策定又は変更

六 エネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の変化

第十七条之六 法第十七条の二第五項第一号口の他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に当該費用を削減することが著しく困難な場合にあっては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限り、)として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

二 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

三 固定資産税相当額の増加(固定資産税の税率の増加その他の固定資産税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

四 雑税相当額の増加(市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等の税率の増加その他の市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等に関する制度の改正に起因するものに限る。)

第十七条之七 前各号に掲げるもののほか、費用の変動が算定可能な場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該事由による一般送配電事業に係る費用の変動の数量及び単価のいずれかについて一般送配電事業者の責めに帰することができないもの

ロ 一般送配電事業を行うに当たり当該事由により生じる費用を削減することが著しく困難なもの

第十七条之八 法第十七条の二第五項第一号口の他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に当該費用を削減することが著しく困難な場合にあっては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限り、)として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

二 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

三 固定資産税相当額の増加(固定資産税の税率の増加その他の固定資産税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

四 雑税相当額の増加(市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等の税率の増加その他の市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等に関する制度の改正に起因するものに限る。)

第十七条之九 前各号に掲げるもののほか、費用の変動が算定可能な場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該事由による一般送配電事業に係る費用の変動の数量及び単価のいずれかについて一般送配電事業者の責めに帰することができないもの

ロ 一般送配電事業を行うに当たり当該事由により生じる費用を削減することが著しく困難なもの

第十七条之十 法第十七条の二第五項第一号口の他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に当該費用を削減することが著しく困難な場合にあっては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限り、)として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

二 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

三 固定資産税相当額の増加(固定資産税の税率の増加その他の固定資産税に関する制度の改正に起因するものに限る。)

四 雑税相当額の増加(市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等の税率の増加その他の市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等に関する制度の改正に起因するものに限る。)

(託送供給等に係る収入の見通しの公表)  
第十七条の七 法第十七条の第六項の規定による公表は、同条第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受けた後、又は法第十七条の第三項の規定による変更の通知を受けた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(託送供給等約款の申請期間)  
第十七条の八 法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、四月一日を始期とする五年間とする。

(託送供給等約款において定めるべき事項)  
第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に關し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に關する次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 振替供給に關する次に掲げる事項
- イ 適用範囲
- ロ 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項
- ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- ニ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に關する事項
- ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法
- ヘ 送電上の責任の分界
- ト イからハまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に關する事項がある場合にあっては、その内容
- チ 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- リ 実施期日
- 二 接続供給及び電力量調整供給に關する次に掲げる事項
- イ 適用範囲
- ロ 料金
- ハ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)第三十二条第一項に規定する調整を行う場合にあっては、同条第二項に規定する

離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価

- 二 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項
- ホ ロからニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- ヘ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に關する事項
- ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法
- チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に關する事項
- 又 送電上の責任の分界
- ル 給電所における指令に關する事項
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に關する事項がある場合にあっては、その内容
- ワ 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- カ 実施期日

(託送供給等約款の認可の申請)  
第十九条 法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し
- 二 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類
- 三 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に關する説明書
- 四 法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の託送供給等約款変更認可申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号ロの事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)のみの変更を除く。)しようとする場合にあっては、第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し(法第十七条の二第四項の承認を受けた場合にあっては、第十七条の四第一項の規定により提出した書類の写し)

四 前条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

五 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあっては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に關する説明書

(託送供給等約款以外の供給条件の認可の申請)  
第二十条 法第十八条第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第十八の託送供給等特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件による託送供給等が必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に關する説明書

(託送供給等約款の変更の届出)  
第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。)の変更の場合にあって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「接続供給等利用者」という。)の料金を変更する場合であつて、当該料金が法第十七条の二第二項の承認又は同条第四項の変更の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とする場合

二 接続供給等利用者の料金の支払日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担(以下「延滞利息」という。)を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者がかかる接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が増加しない見込まれる場合

三 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等約款により託送供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「託送供給等利用者」という。)の負担も増加しない場合

四 前三号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の負担も増加しない場合

五 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

六 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

七 託送供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般送配電事業者が当該託送供給等利用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者に対する期間も短縮されない場合

八 電気の供給を停止できる条件又は託送供給等に係る契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者に対する条件も不利なものとしな場合



九 託送供給等利用者が選択し得る事項を追加する場合

第二十二條 法第十八條第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款
- 三 第十八條第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、第十七條の三第一項の規定により提出した書類の写し（法第十七條の二第四項の承認を受けた場合にあっては、第十七條の四第一項の規定により提出した書類の写し）及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類
- 四 第十八條第一号ロ若しくはハ又は同條第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあっては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十三條 法第十八條第七項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限り。）として経済産業省令で定める場合は、託送供給等約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
- 二 電源開発促進税相当額の増加（電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合
- 三 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第二十四條 法第十八條第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、

様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款
- 三 第十八條第一号ロ若しくはハ又は同條第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあっては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十五條 法第十八條第十二項の規定による託送供給等約款の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第二十六條 法第二十条第一項の最終保障供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種類がある場合にあっては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用の方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- 十四 実施期日

第二十七條 法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 料金の算出の根拠に関する書類
- 二 電気の利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十八條 法第二十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十三の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の電気の利用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十九條 法第二十条第四項において準用する法第十八條第十二項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域（離島等を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第三十條 法第二十一条第一項の離島等供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種類がある場合にあっては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界

（最終保障供給に係る約款の届出）

第二十七條 法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 料金の算出の根拠に関する書類
- 二 電気の利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十八條 法第二十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十三の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の電気の利用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十九條 法第二十一条第一項の離島等供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種類がある場合にあっては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界

第三十條 法第二十条第二項及び第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定区域に係る情報の公表）

第二十九條の三 法第二十条の二第二項及び第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定区域に係る情報の公表）

- 一 指定区域の指定を受けようとする区域の境界を明示した地形図
- 二 主要な電線路（以下この号及び次号において「主要電線路」という。）から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合の費用が、主要電線路に接続している場合の費用と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類
- 三 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことを示す書類
- 四 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書

第二十九條の二 法第二十条の二第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第二十三の

- 一 指定区域の指定を受けようとする区域の境界を明示した地形図
- 二 主要な電線路（以下この号及び次号において「主要電線路」という。）から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合の費用が、主要電線路に接続している場合の費用と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類
- 三 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことを示す書類
- 四 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書

（指定の申請）

- 一 指定区域の指定を受けようとする区域の境界を明示した地形図
- 二 主要な電線路（以下この号及び次号において「主要電線路」という。）から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合の費用が、主要電線路に接続している場合の費用と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類
- 三 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことを示す書類
- 四 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書

（指定の申請）

- 一 指定区域の指定を受けようとする区域の境界を明示した地形図
- 二 主要な電線路（以下この号及び次号において「主要電線路」という。）から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合の費用が、主要電線路に接続している場合の費用と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類
- 三 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことを示す書類
- 四 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日

**第三十一条** 法第二十一条第一項の規定による離島等供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島等供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

**第二十一条** 法第二十一条第一項の規定による離島等供給の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島等供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しよとする部分を明らかにした変更前の離島等供給約款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

**第三十二条** 法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島等供給特別承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

**第三十三条** 法第二十一条第四項において準用する法第十八条第二項の規定による離島等供給

約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島等を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

**第三十三条の二** 法第二十一条第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十六の二の一般送配電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業（その供給区域における一般の需要に充てるものに限る。第四十五条の二の十二第一項において同じ。）を発電事業（その供給区域における一般の需要に充てるための電気を発電し、又は放電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に充てる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 経済産業大臣は、法第二十一条第二項ただし書の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

**第三十三条の三** 法第二十一条第三項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四条の三及び第四十五条の二の十三において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

**第三十三条の四** 法第二十一条第三項ただし書の電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 一般送配電事業者において、兼職（法第二十一条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報）であつて、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものを用いることとする。
- 二 託送供給及び電力量調整供給の業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に及ぼし得るものについて、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合
- 三 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合
- 四 前三号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七十七号）第十条第三項の規定に基づき市町村長から一般送配電事業者に対して提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等の確に行うための措置を講ずるための情報であつて、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれなく、かつ必要最小限のもの

（重要な役割を担う従業者）

**第三十三条の六** 法第二十一条第三項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

二 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

三 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

四 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していること認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報）

**第三十三条の六の二** 法第二十一条第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

- 一 統計情報
- 二 匿名加工情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第六項に規定する匿名加工情報をいう。第四十五条の二の十七第二号において同じ。）
- 三 一般送配電事業者が電力量調整供給を行う発電等用電気工作物の供給電力量に関する情報（当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者の同意を得て公表するために利用し、又は提供するものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七十七号）第十条第三項の規定に基づき市町村長から一般送配電事業者に対して提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等の確に行うための措置を講ずるための情報であつて、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれなく、かつ必要最小限のもの

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

**第三十三条の七** 法第二十一条第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であることと誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。
- 二 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であることと誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、一般送配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と

併せて用いる場合又は容易に視認できない場所

三 一般送配電事業者(認可一般送配電事業者

にあっては当該認可一般送配電事業者の託送

供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。

第三十三条の第十五第一項第十二号において同

じ。)が、その特定関係事業者たる小売電気

事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者

(認可一般送配電事業者にあっては当該認可

一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業

(小売電気事業の用に供するための電気を発電

し、又は放電するものに限る。第三十三

条の第十五第一項第一号、第四十四条の第二

項、第四十四条の第三号、第四十四条の十

三第一項第一号、第四十五条の二十四第一

号及び第四十五条の二十四第一項第一

号において同じ。又は特定卸供給事業

(小売電気事業の用に供するための電気を供

給するものに限る。第三十三条の第十五第一

項第一号、第四十四条の第二項、第四十四

条の七第三号、第四十四条の十三第一項第

一五五号の二十四第一項第一号及び第四

十五号の二十四第一項第一号を含む。第三

十三号の第十五第一項第十二号において同

じ。)に對する需要家、取引先その他の利害関係

者の評価を高めることに資する広告、宣伝そ

他の営業行為を行うこと。

(一) 一般送配電事業者と特殊の関係のある者

第三十三条の八 法第二十三条第二項の一般送配

電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係

のある者は、次に掲げる者とする。

一 一般送配電事業者の特定関係事業者の子会

社等(当該一般送配電事業者に該当するもの

を除く。)

二 一般送配電事業者の特定関係事業者の主要

株主基準値(銀行法(昭和五十六年法律第五

十九号)第二条第九項に規定する主要株主基

準値をいう。第四十四条の八第二号及び第四

十五号の二の十九第二号において同じ。以

上の数の議決権の保有者(当該一般送配電事

業者に該当するものを除く。)

三 一般送配電事業者の特定関係事業者の関連

会社(会社計算規則(平成十八年法律省令第

四十五条の二の十九第三号において同じ。)

(当該一般送配電事業者に該当するものを除

く。)

(業務委託の禁止の例外)

第三十三条の九 法第二十三条第三項の電気供給

事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれ

ない場合として経済産業省令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得

ない一時的な委託としてする場合

二 業務を受託する者(以下「受託者」とい

う。)が、委託をしようとする一般送配電事

業者の子会社(当該一般送配電事業者の特定

関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社

等(当該一般送配電事業者を介在させること

なく、その財務及び事業の方針の決定を支配

するものに限る。)に該当するものを除く。)

である場合

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場

合のいずれにも該当しない場合

イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する

場合

ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給

事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場

合であつて、受託者の裁量の余地がない業

務であることが明白でない業務を委託する

とき

ハ 受託者を公募することなく業務を委託す

ることが、当該委託に係る業務の性質その

他の事情に照らして、合理的な理由を欠く

場合

第三十三条の十 法第二十三条第四項本文の規定

による受託者の公募は、新聞掲載、掲示、イ

ンターネットの利用その他の適切な方法により

告示し、競争入札の方法その他公正かつ適切

な業務の受託の実施が確保される方法により

行わなければならない。

(受託者の公募の例外)

第三十三条の十一 法第二十三条第四項ただし

書の電気供給事業者間の適正な競争関係を

阻害するおそれがない場合として経済産業

省令で定める場合は、災害その他非常の場

合において、やむを得ない一時的な委託と

してする場合とする。

(業務受託の禁止の例外)

がない場合として経済産業省令で定める場

合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得

ない一時的な委託としてする場合

二 業務を受託するか否かの判断及び委託に係

る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不

当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を

与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しく

は不利益を与えることができるものでない場

合(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の十二 法第二十三条第五項の電気

供給事業者間の適正な競争関係を阻害するお

それがある場合として経済産業省令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一 一般送配電事業者の特定関係事業者が、

当該一般送配電事業者が託送供給

及び電力量調整供給の業務に關して知り得

た他の電気供給事業者に關する情報及び電

気の使用に關する情報のうち、第三十三

条の六の二第一号及び第二号に掲げる情

報、当該一般送配電事業者から当該業務

及び再生可能エ

ネルギー電気特措法第二条第五項に規定

する特定契約又は再生可能エネルギー電

気特措法第二条の七第一項に規定する一

時調達契約に基づき調達する再生可能エ

ネルギー電気特措

法第二十三条第一項に規定する再生可能エ

ネルギー電気供給に係る業務の用に供する

ための提供された情報並びに法第三十七

条の三第一項の規定に基づき提供された情

報を除く。)を、当該特定関係事業者の小

売電気事業者、発電事業者又は特定卸給

送事業者の業務に

いて利用すること。

二 一般送配電事業者の特定関係事業者が、

当該一般送配電事業者の信用力又は知名

度を利用して、その特定関係事業者たる

小売電気事業者、発電事業者又は特定卸

供給事業者に對する需要家、取引先そ

の他の利害関係者の評価を高めること

に資する広告、宣伝その他の営業行為を

行うこと。(体制の整備等)

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一

項の規定により一般送配電事業者が講

じなればならない体制の整備その他電

気供給事業者間の適正な競争関係を確保

するために必要な措置は、次に掲げる

要件を満たすものでなければならない。

一 一次の表の上欄に掲げる業務の用に供

する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる

業務の用に供する室と区分するものであ

ること。

イ 当該一般送配電事業者(認可一般送

配電事業者)の業務(当該一般送配電事

業者がその特定関係事業者から受託す

る業務を除く。この項の下欄におい

て同じ。)の業務(認可一般送配電事

業者の業務)

当該一般送配電事業者の特定関係事

業者の業務(当該一般送配電事業者が

その特定関係事業者から受託する業

務を除く。)

ロ 当該一般送配電事業者(認可一般送

配電事業者)の業務(当該一般送配電事

業者がその特定関係事業者から受託す

る業務を除く。この項の下欄におい

て同じ。)の業務(認可一般送配電事

業者の業務)

当該一般送配電事業者の特定関係事

業者の業務(当該一般送配電事業者が

その特定関係事業者から受託する業

務を除く。)

ハ 当該一般送配電事業者の特定関係事

業者が、当該一般送配電事業者が託送

供給及び電力量調整供給の業務に關し

て知り得た他の電気供給事業者に關す

る情報及び電気の使用に關する情報の

うち、第三十三條の六の二第一号及び

第二号に掲げる情報、当該一般送配電

事業者から当該業務及び再生可能エ

ネルギー電気特措法第二条第五項に規

定する特定契約又は再生可能エネルギ

ー電気特措法第二条の七第一項に規定

する一時調達契約に基づき調達する再

生可能エネルギー電気特措

法第二十三条の四第一項の規定により

一般送配電事業者が講じなければなら

ない体制の整備その他電気供給事業者

間の適正な競争関係を確保するために

門が実施する業務を(除く。)

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門(以下この条において「託送供給等部門」という。)に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 必要に応じて区分された非公開情報ごと、それぞれ当該区分された非公開情報を利用して、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ロ 当該システムを使用して非公開情報を入力した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入力した日時を記録し、これを保存するものであること。

ハ ロにおいて保存された記録について、イにおいて特定された者以外の者が非公開情報を入力したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること。

三 託送供給等部門に構築する非公開情報の管理の用に供するシステムが特定関係事業者(認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。以下この号及び第十六号において同じ。)と共用しないものであること。ただし、次に掲げるシステムであつて、託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保されたものを特定関係事業者と共用することについては、この限りでない。

イ 非公開情報のうち当該一般送配電事業者の特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシステム

ロ 令和六年四月一日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置

を完了していないシステムであつて、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経過していないもの

四 第二号ロにおいて保存された記録について、同号イにおいて特定された者以外の者が非公開情報を入力したことがないかどうかを定期的に確認するものであること。

五 託送供給及び電力量調整供給の業務に關して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に關する情報の入手、利用、提供その他当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者(取締役、執行役及び従業者であつた者を含む。第十一号、第十四条の十三第一項第三号及び第七号並びに第四十五条の二の二十四第一項第三号及び第七号において同じ。)が遵守すべき規程を作成するものであること。

六 当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。)に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施する管理部門、委員会その他の組織(以下「管理部門等」という。)を置くものであること。

七 管理部門等をして、当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施させるものであること。

八 第五号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

九 託送供給及び電力量調整供給の業務に關して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に關する情報の管理責任者(次号及び第十一号において「情報管理責任者」という。)を置くものであること。

十 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。

十一 情報管理責任者をして、第五号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に關して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に關する情報の取扱いを管理させるものであること。

十二 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容(この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。)を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

十三 法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を置くものであること。

十四 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視(次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。)を行わせるものであること。

十五 当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務の実施状況を監視する部門(以下この条において「監視部門」という。)を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十六 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十七 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門に關して、前二号の規定により行

わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

二十 託送供給及び電力量調整供給の業務に關して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に關する情報の不適正な利用若しくは提供がなされたこと、又は託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業者の業務において法令等に適合しない行為若しくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査及び適正な対処を行う体制が整備されているものであること。

前項第二号ロ及び第十二号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

第三十三条の十六 法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号の規定により区分した室の配置

二 前条第一項第二号及び第三号の規定により構築したシステムの概要

三 前条第一項第四号の規定により実施した確認の結果

四 前条第一項第五号の規定により作成した規程

気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に關して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に關する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

- 五 前条第一項第六号、第九号、第十号、第十三号、第十五号、第十六号及び第二十号の規定により整備した体制
- 六 前条第一項第七号の規定により実施した措置の内容
- 七 前条第一項第八号の規定により実施した研修の内容
- 八 前条第一項第十一号の規定により実施した管理の内容
- 九 前条第一項第十二号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要
- 十 前条第一項第十四号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果
- 十一 前条第一項第十四号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十二 前条第一項第十七号及び第十八号の規定により行った監視の結果
- 十三 前条第一項第十七号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十四 前条第一項第十八号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
- 十五 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書
- 四 供給することにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書
- 五 供給するために電気工作物を設置する場合にあつては、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 六 送電関係一覧図
- 七 経済産業大臣は、法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 八 (託送供給に係る協議に関する裁定の申請)
- 九 第三十五条 法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 十 (消費税等相当額の表示に係る手続の特例)
- 十一 第三十六条 第十九条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十七条、第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 十二 (賦課金額に係る手続の特例)
- 十三 第三十七条 第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、再生可能エネルギー電気特措法第三十六条第一項に規定する賦課金の額(以下「賦課金額」という。)又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 十四 (電圧及び周波数の値)
- 十五 第三十八条 法第二十六条第一項(法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の値は、そ

の電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	標準電圧	維持すべき値
二百ボルト	二百ボルトの上下六ボルトを超えない値	二百ボルト
二百二十ボルト	二百二十ボルトの上下六ボルトを超えない値	二百二十ボルト

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める周波数の値は、その者が供給する電気の標準周波数に等しい値とする。

(電圧及び周波数の測定方法等)

第三十九条 法第二十六条第三項(法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。

- 一 測定は、別に告示するところにより選定した測定箇所において行うこと。
- 二 測定は、測定箇所ごとに、毎年、供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長(中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。)が指定する期間において一回、連続して二十四時間行うこと。
- 三 同一の発電所、蓄電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。
- 四 測定は、記録計器を使用して行うこと。

2 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める周波数の測定方法は、電力系統ごとに、記録計器を使用して常時測定するものとする。

3 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。

- 一 電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。
  - イ 標準電圧
  - ロ 測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所、蓄電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称
  - ハ 測定年月日
  - ニ 測定電圧の三十分平均最大値及び三十分平均最小値並びにそれぞれの発生時
  - ホ 測定計器の型式及び番号
  - ヘ 測定者の氏名
- 二 周波数の測定の結果については、電力系統ごとに次の事項を記録すること。
  - イ 標準周波数

- ロ 測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差
  - ハ 測定計器の型式及び番号
  - ニ 測定者の氏名
  - 三 測定の結果の記録は、三年間保存すること。
- (電磁的方法による保存)
- 第四十条 法第二十六条第三項に規定する測定の結果の記録は、前条第三項に規定する記録方法により、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の測定の結果の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。
  - 3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- (電気工作物の台帳の作成等)
- 第四十条の二 法第二十六条の第三項(法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。第四項及び次条第一項において同じ。)に規定する電気工作物の台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。
- 2 帳簿には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
    - 一 鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、電線(配電設備を除く。)、ケーブル(引込線を除く。)、遮断器、開閉器(配電設備を除く。)、断路器、電力用蓄電器、主要変圧器、配電用変圧器、リアクター及び変圧器にあつては、その区分、名称、設置場所、設置の時期、耐用年数、設備仕様(電気方式、電圧、容量、電気の周波数、材質、規格その他の電気工作物に関する情報を含む。以下この号及び次号並びに第三項第一号において同じ。))及び処置必要度(工事等の優先度又は要否を判断するための基礎となる情報であつて、管理等履歴を用いること及び必要に応じて設置場所の環境又は使用状況その他の電気工作物に係る情報を用いることにより得られるものをいう。)
    - 二 電気工作物(前号に掲げるもの、電線(引込線及び添加電話線に限る。)、ケーブル(引

込線に限る。)及び計器を除く。)にあっては、その区分、名称、設置場所、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴

三 電線(引込線及び添加電話線に限る。)、ケーブル(引込線に限る。)、及び計器にあっては、その区分、名称、耐用年数及び数量

三 図面は、平面図を作成するほか、必要に応じて、系統図又はその他の図面を作成するものとし、電気工作物につき、少なくとも次に掲げる箇所により記載するものとする。

一 平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

イ 市町村名及びその境界線  
ロ 配電区域(一連の配電線路により電気が供給される区域をいう。)

ハ 前項第一号に掲げる電気工作物の位置及び名称(配電の用に供する鉄塔、鉄柱、コシクリート柱、遮断器、断路器、電力用蓄電器、リアクター及び変圧器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴)

ニ 配電の用に供する電線、ケーブル及び閉閉器の位置及び名称(開閉器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴)

ホ 引込線の位置

ヘ 付近の道路、河川及び鉄道等の位置  
ト 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

二 前号の規定にかかわらず、同号ハからホまでに掲げる事項を平面図に記載することが困難な場合には、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。この場合において、当該記載することが困難な事項を系統図又はその他の図面に記載しなければならぬ。

四 法第二十六条の第三項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項(設置の時期及び耐用年数を除く。)とする。

五 帳簿又は図面の記載事項に変更があったときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四十条の三 法第二十六条の第三項に規定する電気工作物の台帳は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

二 前項の規定による保存をする場合には、同項の電気工作物の台帳が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるとしておかなければならない。

三 前条第三項第一号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項(同号ハ括弧書及びニ括弧書に掲げる事項にあっては、位置及び名称を除く。以下この項において同じ。)が、電磁的方法により作成され、保存されている場合であつて、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるとして、同様に、同号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項が同条第三項括弧書に規定する平面図に記載されているものとみなす。

四 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節 送電事業  
第四十一条 法第二十七条の五第一項の申請書は、様式第二十九によるものとする。

二 法第二十七条の五第二項の事業計画書は、様式第二十九によるものとする。

三 法第二十七条の五第五項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三十により作成するものとする。

四 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。  
一 送電事業の用に供する電気工作物の概要  
二 送電関係一覧図  
三 送電事業の用に供する変電所の主要設備の配置図

四 一般送配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

四の二 配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

五 主たる技術者の履歴書

六 様式第三十の送電事業遂行体制説明書

七 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書  
八 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書  
九 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が送電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し  
十 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

五 経済産業大臣は、法第二十七条の四の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第四十二条 法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。  
一 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、十年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者の小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたりに行ふこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

五 契約の更新及び解除に関する事項  
六 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法  
七 送電上の責任の分界  
八 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者、一般送配電事業者及び配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

九 有効期間を定める場合にあっては、その期間  
十 実施期日

第四十四条 法第二十七条の十一第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日(以下「実施の日」という)の十日前までに、様式第三十一の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 法第二十七条の十一第一項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日(以下「実施の日」という)の十日前までに、様式第三十一の二の振替供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

二 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件  
三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

第四十四条の三 法第二十七条の十一の第三項

本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等(当該送電事業者に該当するものを除く)に該当する者であることとする。

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

第四十四条の四 法第二十七条の十一の第三項

ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 送電事業者において、兼職(法第二十七条の十一の第三項本文の規定により禁止される兼職をいう)を行う者(以下この条において「兼職者」という)が非公開情報(当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。)を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合
- 二 送電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送電等業務)

第四十四条の五 法第二十七条の十一の第三項

本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためにその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 非公開情報を入力することができる業務
- 二 振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第四十四条の六 法第二十七条の十一の第三項

第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電

気事業者の従業者であつて、小売電気事業者の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

- 2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業者の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業者の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していること認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為)

第四十四条の七 法第二十七条の十一の第四項

第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 送電事業者(認可送電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。)が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。
- 二 送電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、送電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商号と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。
- 三 送電事業者(認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。)が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者(認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給

給事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。)に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

第四十四条の八 法第二十七条の十一の第四項

送電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 送電事業者の特定関係事業者の子会社等(当該送電事業者に該当するものを除く。)
- 二 送電事業者の特定関係事業者の主要株主基準以上の数の議決権の保有者(当該送電事業者に該当するものを除く。)
- 三 送電事業者の特定関係事業者の関連会社(当該送電事業者に該当するものを除く。)

第四十四条の九 法第二十七条の十一の第四項

電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
- 二 受託者が、委託しようとする送電事業者の子会社(当該送電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(当該送電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。))に該当するものを除く。である場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
- イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
- ロ 小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
- ハ 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

(業務委託の禁止の例外)

第四十四条の十 法第二十七条の十一の第四項

電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

二 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合(重要な役割を担う従業者)

第四十四条の十一 法第二十七条の十一の第五項

第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業者の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

- 2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業者の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業者の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。
- 4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していること認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

第四十四条の十二 法第二十七条の十一の第六項

第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 送電事業者の特定関係事業者が、非公開情報(当該送電事業者が振替供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報のうち、当該送電事業者から当該業務の用に供する目的のために提供された情報を除く。)を、当該特定関係事業者の小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の業務において利用すること。
- 二 送電事業者の特定関係事業者が、当該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、

取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

第四十四条の十三 (体制の整備等)

法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

Table with 2 columns: 業 務 (Business) and 特 定 関 係 事 業 者 (Specified Related Business Operator). Rows include '送電事業者 (認可送電事業者) への取扱い' and '振替供給の業務'.

振替供給の業務を行う部門 (以下この条において「振替供給部門」という。)に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件 (当該システムをその特定関係事業者 (認可送電事業者) にあつては当該認可送電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む、第十二号において同じ。) と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。) を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

必要に応じて区分された非公開情報として、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

当該システムを使用して非公開情報を入力した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入力した日時を記録し、これを保存するものであること。

振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業者の業務に関する情報について、これを適正なものとするために当該送電事業者の取締役、執行役員及び従業者が遵守すべき規程を作成するものであること。

前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該送電事業者の取締役、執行役員及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業者の業務に関する情報 (次号及び第七号において「情報管理責任者」という。) を置くものであること。

情報管理責任者は、当該送電事業者の取締役又は執行役員をもってこれに充てることとするものであること。

情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該送電事業者の取締役、執行役員及び従業者によって遵守されるよう、振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業者の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

振替供給部門をして、振替供給の業務について、当該送電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容 (この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。) を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視 (次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。) を行わせるものであること。

当該送電事業者の振替供給の業務その他その送電事業者の実施状況を監視する部門 (以下この条において「監視部門」という。) を振替供給部門とは別に置くものであること。

監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

監視部門をして、振替供給の業務を行う部門における振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業者の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

監視部門をして、振替供給の業務その他その送電事業者の業務の運営及び内容について監視させるものであること。

監視部門をして、前二号の規定により行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

前項第二号及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

前項第二号及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行つた監視の結果

前条第十号の規定により行つた監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じたときはその理由

前条第十三号の規定により行つた監視の結果、振替供給の業務に関して知り得た情報その他その送電事業者の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じたときはその理由

前条第十四号の規定により行つた監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じたときはその理由

前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二 (第二項第三号並びに第三項第一号ロ、二及びホを除く。) 及び第四十条の三 (第三項を除く。) の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

Table with 2 columns: 第六条 (第六号) and 第六条 (第六号). Rows include '第六条 第六号' and '第六条 第六号'.





八 様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書

九 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書

十 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十一 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が配電事業を営むことについて議決に係る議会の会議録の写し

十二 配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し）

十三 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

十四 法第二十七条の十二の十一に規定する託送供給等約款の方針を記載した書面

十五 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画の要旨（一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、若しくは借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る。）

十六 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画を作成せず事業を行う場合又は他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供して事業を行う場合にあっては、配電事業の休止又は廃止の際に行う一般送配電事業者への託送供給等の業務の引継ぎに關して一般送配電事業者と共同で作成する休廃止時取決書

5 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の二の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（配電事業者の振替供給の範囲）  
第四十五条の二の二 法第二十七条の十二の十第一項の経済産業省令で定める振替供給は、配電事業者（一般送配電事業者又は他の配電事業者と電氣的に接続していない場合を除く。）が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業者又は特定送配電事業の用に供するための電氣に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電氣に係るもの  
二 法第二十一条第五号ロに掲げる接続供給に係る電氣に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電氣に係るもの  
（託送供給等約款において定めるべき事項）  
第四十五条の二の三 法第二十七条の十二の十一第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業者及び特定送配電事業の用に供するための電氣並びに法第二十一条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電氣に係る託送供給及び電力量調整供給に關し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に關する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、一般送配電事業者又は他の配電事業者と電氣的に接続していない配電事業者にあっては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

- 一 適用範囲
- ロ 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項
- ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- ニ 契約の申込み方法及び契約の更新及び解除に關する事項
- ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に關する事項がある場合にあっては、その内容
- ト 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- チ 実施期日
- ニ 接続供給及び電力量調整供給に關する次に掲げる事項
- イ 適用範囲
- ロ 料金
- ハ 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項

二 ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ホ 契約の申込み方法及び契約の更新及び解除に關する事項

ヘ 配電事業者が受電することとなる電氣に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

ト 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法及び料金調定の方法

チ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に關する事項

リ 給電所における指令に關する事項

又 イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に關する事項がある場合にあっては、その内容

ル 有効期間を定める場合にあっては、その期間

ヲ 実施期日

（託送供給等約款の届出）  
第四十五条の二の四 法第二十七条の十二の十一第一項の規定による託送供給等約款の届出をしようとする者は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の五の託送供給等約款届出書に託送供給等約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金が法第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給に係る料金に比較して適正な水準となること

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に關する説明書

2 法第二十七条の十二の十一第一項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の六の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、前項第一号に掲げる書類

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあっては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に關する説明書

（託送供給等約款以外の供給条件の承認の申請）  
第四十五条の二の五 法第二十七条の十二の十一第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十一の三の七の託送供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に關する説明書

（託送供給等約款の公表）  
第四十五条の二の六 法第二十七条の十二の十一第四項の規定による託送供給等約款の公表は、その実施の日の三月前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 配電事業者は、託送供給等約款の公表後速やかにその供給区域内の電氣の利用者及び事業を営む小売電気事業者に対して、その旨を通知しなければならない。

（引継計画の承認）  
第四十五条の二の七 法第二十七条の十二の十二第一項の承認を受けようとする者は、様式第三十一の三の八の引継計画承認申請書に様式第三十一の三の九の引継計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。なお、経済産業大臣は、同項の承認を受けようとする者に対し、当該承認を受けようとする者が他の者に託送供給等業務を委託する場合における当該委託に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（軽微な変更）  
第四十五条の二の八 法第二十七条の十二の十二第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、市町村名、連絡先、電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のない変更とする。

（変更の承認）  
第四十五条の二の九 法第二十七条の十二の十二第一項の規定による引継計画の変更の承認を受

けようとする者は、様式第三十一の三の十の引継計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の引継計画

(変更の届出)

第四十五条の二十 法第二十七条の十二の十二第三項の規定による引継計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の三の十一の引継計画変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四十五条の二十一 法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止(廃止)許可申請書に次の各号に掲げる書類(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号及び第五号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

二 配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図

三 休止し、又は廃止する配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 一般送配電事業者、他の配電事業者又は配電事業を営もうとする者に対する託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項を記載した休止又は廃止のための計画

六 引継計画又は休業時取決書

七 休業時取決書の内容に変更がある場合にあっては、その理由を記載した書類

八 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(配電事業者の兼業制限の例外)

第四十五条の二十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の二第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の三の十二の配電事業者の兼業認可申請書

に当該認可を受けようとする者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の二第二項ただし書の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

第四十五条の二十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等(当該配電事業者に該当するものを除く。)に該当する者であることとする。

(配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

第四十五条の二十四 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 配電事業者において、兼職(法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。)を行う者(以下この条において「兼職者」という。)が非公開情報(当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。)を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送配電等業務)

第四十五条の二十五 法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十二條の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 非公開情報を入手することができる業務

二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第四十五条の二十六 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二十三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(適正な競争関係を阻害するおそれがない情報)

第四十五条の二十七 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三條第一項第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 統計情報

二 匿名加工情報

三 前二号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法第十條第三項の規定に基づき市町村長から配電事業者に対して提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報であつて、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のもの

(経済産業省令で定める配電事業者の禁止行為)

第四十五条の二十八 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三條第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 配電事業者(法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二條の二第一項ただし書の認可を受けた配電事業者(本条及び第四十五条の二十四第一項第一号において「認可配電事業者」という。)を除く。次号において同じ。)が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であるとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

二 配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

三 配電事業者(認可配電事業者にあつては当該認可配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第四十五条の二十四第一項第八号において同じ。)が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者(認可配電事業者においては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第四十五条の二十四第一項第八号において同じ。)に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

(配電事業者と特殊の関係のある者)

第四十五条の二十九 法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十三條第二項の配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 配電事業者の特定関係事業者の子会社等（当該配電業者に該当するものを除く。）  
 二 配電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（当該配電業者に該当するものを除く。）  
 三 配電事業者の特定関係事業者の関連会社（当該配電業者に該当するものを除く。）  
 （業務委託の禁止の例外）

第四十五条の二十 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
 一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合  
 二 受託者が、委託をしようとする配電事業者の子会社（当該配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合  
 三 受託者が一般送配電事業者である場合であつて、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合

四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合  
 イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合  
 ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき  
 ハ 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

（業務委託の禁止の例外）  
 第四十五条の二十一 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第五項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合  
 二 業務を受託する否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合（重要な役割を担う従業者）

第四十五条の二十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業者の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。  
 3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。  
 4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二十の十三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を事実的に支配していること認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）  
 第四十五条の二十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の第三項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。  
 一 配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報（当該配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報のうち、第四十五条の十七第一号及び第二号に掲げる情報並びに当該配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一

項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報を除く。）を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用すること。  
 二 配電事業者の特定関係事業者が、当該配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（体制の整備等）  
 第四十五条の二十四 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定により配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件（その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあつては、第一号、第二号及び第十一号から第十五号までに掲げる要件を除く。）を満たすものでなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。  
 イ 当該配電事業者（認可配電事業者）に該当するものを除く。この項の下欄において同じ。）の業務  
 ロ 当該配電事業者（認可配電事業者）に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の業務

<p>ロ 当該配電事業者（認可配電事業者）に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の業務</p>	<p>当該配電事業者の特定関係事業者の業務（当該配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）</p>
<p>イ 当該配電事業者（認可配電事業者）に該当するものを除く。この項の下欄において同じ。）の業務</p>	<p>当該配電事業者の特定関係事業者の業務（当該配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）</p>

が実施する業務を除く。）

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可配電事業者）にあつては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすこと確保されたものを構築するものであること。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用して、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して非公開情報を入力した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入力した日時を記録し、これを保存するものであること。

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業者の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該配電事業者の取締役、執行役員及び従業者が遵守すべき規程を作成するものであること。

四 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該配電事業者の取締役、執行役員及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。  
 五 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業者の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号に

六 情報管理責任者は、当該配電事業者の取締役又は執行役員をもってこれに充てることとするものであること。

七 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該配電事業者の取締役、執行役員及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業者の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九 法令遵守責任者を置くものであること。  
十 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業者の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであること。

十一 当該配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業者の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託

送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業者の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業者の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。

十五 監視部門をして、前二号の規定により行った監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

二 前項第二号及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

(体制の整備等に関する報告)  
第四十五条の二の二十五 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項（その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあつては、第一号、第二号及び第十号から第十三号までに掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号の規定により区分した室の配置  
二 前条第一項第二号の規定により構築したシステムの概要  
三 前条第一項第三号の規定により作成した規程  
四 前条第一項第四号の規定により実施した研修の内容  
五 前条第一項第五号、第六号、第九号、第十号及び第十二号の規定により整備した体制  
六 前条第一項第七号の規定により実施した管理の内容  
七 前条第一項第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要  
八 前条第一項第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果  
九 前条第一項第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備

等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じたときはその理由  
十 前条第一項第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果  
十一 前条第一項第十三号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業者の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じたときはその理由  
十二 前条第一項第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じたときはその理由  
十三 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容  
(供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請)  
第四十五条の二の二十六 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 供給を必要とする理由を記載した書類  
二 供給の相手方との契約書の写し  
三 料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書  
四 供給することにより一般送配電事業者又は配電事業者及びばすに影響に関する説明書  
五 供給するために電気工作物を設置する場合には、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類  
六 送配電関係一覧図

七 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めるとができる。

第四十五条の二の二十七 第五条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三十四条から第三十六条まで及び第四十条から第四十条の三までの規定は配電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六号	法第二十七条の十二の七	第一項
第七号	法第二十七条の十二の七	第七項
第八号	法第二十七条の十二の七	第八項
第九号	法第二十七条の十二の七	第九項
第十号	法第二十七条の十二の七	第十項
第十一号	法第二十七条の十二の七	第十一項
第十二号	法第二十七条の十二の七	第十二項
第十三号	法第二十七条の十二の七	第十三項
第十四号	法第二十七条の十二の七	第十四項
第十五号	法第二十七条の十二の七	第十五項
第十六号	法第二十七条の十二の七	第十六項
第十七号	法第二十七条の十二の七	第十七項
第十八号	法第二十七条の十二の七	第十八項
第十九号	法第二十七条の十二の七	第十九項
第二十号	法第二十七条の十二の七	第二十項
第二十一号	法第二十七条の十二の七	第二十一項
第二十二号	法第二十七条の十二の七	第二十二項
第二十三号	法第二十七条の十二の七	第二十三項
第二十四号	法第二十七条の十二の七	第二十四項
第二十五号	法第二十七条の十二の七	第二十五項
第二十六号	法第二十七条の十二の七	第二十六項
第二十七号	法第二十七条の十二の七	第二十七項
第二十八号	法第二十七条の十二の七	第二十八項
第二十九号	法第二十七条の十二の七	第二十九項
第三十号	法第二十七条の十二の七	第三十項
第三十一号	法第二十七条の十二の七	第三十一項
第三十二号	法第二十七条の十二の七	第三十二項
第三十三号	法第二十七条の十二の七	第三十三項
第三十四号	法第二十七条の十二の七	第三十四項
第三十五号	法第二十七条の十二の七	第三十五項
第三十六号	法第二十七条の十二の七	第三十六項
第三十七号	法第二十七条の十二の七	第三十七項
第三十八号	法第二十七条の十二の七	第三十八項
第三十九号	法第二十七条の十二の七	第三十九項
第四十号	法第二十七条の十二の七	第四十項
第四十一号	法第二十七条の十二の七	第四十一項
第四十二号	法第二十七条の十二の七	第四十二項
第四十三号	法第二十七条の十二の七	第四十三項
第四十四号	法第二十七条の十二の七	第四十四項
第四十五号	法第二十七条の十二の七	第四十五項
第四十六号	法第二十七条の十二の七	第四十六項
第四十七号	法第二十七条の十二の七	第四十七項
第四十八号	法第二十七条の十二の七	第四十八項
第四十九号	法第二十七条の十二の七	第四十九項
第五十号	法第二十七条の十二の七	第五十項
第五十一号	法第二十七条の十二の七	第五十一項
第五十二号	法第二十七条の十二の七	第五十二項
第五十三号	法第二十七条の十二の七	第五十三項
第五十四号	法第二十七条の十二の七	第五十四項
第五十五号	法第二十七条の十二の七	第五十五項
第五十六号	法第二十七条の十二の七	第五十六項
第五十七号	法第二十七条の十二の七	第五十七項
第五十八号	法第二十七条の十二の七	第五十八項
第五十九号	法第二十七条の十二の七	第五十九項
第六十号	法第二十七条の十二の七	第六十項
第六十一号	法第二十七条の十二の七	第六十一項
第六十二号	法第二十七条の十二の七	第六十二項
第六十三号	法第二十七条の十二の七	第六十三項
第六十四号	法第二十七条の十二の七	第六十四項
第六十五号	法第二十七条の十二の七	第六十五項
第六十六号	法第二十七条の十二の七	第六十六項
第六十七号	法第二十七条の十二の七	第六十七項
第六十八号	法第二十七条の十二の七	第六十八項
第六十九号	法第二十七条の十二の七	第六十九項
第七十号	法第二十七条の十二の七	第七十項
第七十一号	法第二十七条の十二の七	第七十一項
第七十二号	法第二十七条の十二の七	第七十二項
第七十三号	法第二十七条の十二の七	第七十三項
第七十四号	法第二十七条の十二の七	第七十四項
第七十五号	法第二十七条の十二の七	第七十五項
第七十六号	法第二十七条の十二の七	第七十六項
第七十七号	法第二十七条の十二の七	第七十七項
第七十八号	法第二十七条の十二の七	第七十八項
第七十九号	法第二十七条の十二の七	第七十九項
第八十号	法第二十七条の十二の七	第八十項
第八十一号	法第二十七条の十二の七	第八十一項
第八十二号	法第二十七条の十二の七	第八十二項
第八十三号	法第二十七条の十二の七	第八十三項
第八十四号	法第二十七条の十二の七	第八十四項
第八十五号	法第二十七条の十二の七	第八十五項
第八十六号	法第二十七条の十二の七	第八十六項
第八十七号	法第二十七条の十二の七	第八十七項
第八十八号	法第二十七条の十二の七	第八十八項
第八十九号	法第二十七条の十二の七	第八十九項
第九十号	法第二十七条の十二の七	第九十項
第九十一号	法第二十七条の十二の七	第九十一項
第九十二号	法第二十七条の十二の七	第九十二項
第九十三号	法第二十七条の十二の七	第九十三項
第九十四号	法第二十七条の十二の七	第九十四項
第九十五号	法第二十七条の十二の七	第九十五項
第九十六号	法第二十七条の十二の七	第九十六項
第九十七号	法第二十七条の十二の七	第九十七項
第九十八号	法第二十七条の十二の七	第九十八項
第九十九号	法第二十七条の十二の七	第九十九項
第一百号	法第二十七条の十二の七	第一百項

第十号様式第四の一様式第三十一の三の四の第一項一般送配電事業者配電事業者逐行体制説明書  
第十二送行体制説明書

第 十 一 条	法第十條第二項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十二條第二項
第 十 一 條 第 一 項 第 九 項	様式第四の一様式第三十一の三の四の一般送配電事業配電事業遂行体制説明書	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十三條第一項
第 十 三 條	法第十三條第一項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十三條第一項
第 十 三 條 第 一 項	一般送配電事業配電事業	
第 十 四 條	法第十三條第三項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十三條第一項
第 十 六 條	法第十四條第二項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十四條第二項
第 十 六 條 第 二 項		
第 三 十 條	法第二十五條第二項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十五條第二項
第 三 十 條 第 二 項		
第 三 十 條 第 三 項	法第十九條、第四十五條の二の四、第六條、第二十二條、第二十四條の二の五及び第二十四條、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條及び第三十四條	
第 四 十 條	法第二十六條第三項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十六條第三項
第 四 十 條 第 一 項		
第 四 十 條 第 二 項	法第二十六條第三項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十六條第三項
第 四 十 條 第 三 項		
第 四 十 條 第 四 項	法第二十六條第一項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十六條第一項
第 四 十 條 第 五 項	法第二十六條第一項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十六條第一項
第 四 十 條 第 六 項	法第二十六條第一項	法第二十七條の十二の三において準用する法第二十六條第一項

**第四節 特定送配電事業**

**第四十五條の二の二十八**

法第二十七條の十三第三項の規定による特定送配電事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 法第二十七條の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
  - 二 送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量
  - 三 小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方及びその内容

- 3 法第二十七條の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要（配電用のものを除く。）及び供給地点の位置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面
  - 二 送電関係一覧図
  - 三 特定送配電事業の用に供する発電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図
  - 四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に応ずる電力及び電力量を記載した書類
  - 五 小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し
  - 六 届出者が法人である場合にあっては、当該届出者の定款及び登記事項証明書
  - 七 届出者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款
  - 八 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

**第四十五條の三**

法第二十七條の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の前までに、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 法第二十七條の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 変更を必要とする理由を記載した書類
  - 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面
  - 三 供給地点を増加する場合にあっては、送電関係一覧図
  - 四 増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

**第四十五條の四**

- 2 法第二十七條の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）とする。
  - 一 変更を必要とする理由を記載した書類
  - 二 変更工事の概要の説明書
  - 三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図
  - 四 変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図
  - 五 送電関係一覧図

**第四十五條の五**

- 1 法第二十七條の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであって、次に掲げるものとする。
  - 一 配電用の電気工作物を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた配電用の電気工作物の増設により特定送配電事業としての電気の供給を行うおとすることに伴うもの
  - 二 次のいずれかに該当するもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）
    - イ 電圧の変更（昇圧に限る。）を伴うもの
    - ロ 配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの

- ハ 送電容量の増加を伴うもの
- 三 配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更
- （氏名等の変更の届出）
- 第四十五條の六 法第二十七條の十三第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。（小売供給の登録申請）
- 第四十五條の七 法第二十七條の十六第一項の申請書は、様式第三十一の八によるものとする。
  - 2 法第二十七條の十六第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
    - 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
    - 二 その行う特定送配電事業以外の事業の概要
  - 3 法第二十七條の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
    - 一 法第二十七條の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
    - 二 様式第三十一の九の小売供給遂行体制説明書
    - 三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書
    - 三の二 様式第三十一の九の二の事業計画書
    - 四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書
    - 五 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
    - 六 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売供給を行う事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

**第四十五條の八**

法第二十七條の十九第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 変更後の供給能力として見込まれる値（変更がない場合にあつては直近供給能力値をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。）を変更後の最大需要電力として見込まれる値（変更がない場合にあつては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電力値」という。）で除した値が減少しないもの

二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであつて、当該値が一〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 変更後最大電力値が百五十キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの

二 変更後供給能力値が百五十キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの

三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に應ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

**第四十五条の九** 法第二十七条の十九第二項の申請書は、様式第三十一の十によるものとする。

2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 法第二十七条の十九第三項において読み替えて準用する法第二十七条の十八第一項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

3 経済産業大臣は、法第二十七条の十九第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項

の書類のほか、他の者からその小売供給の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認められる書類の提出を求めることができる。（変更の届出）

**第四十五条の十** 法第二十七条の十九第四項の規定による法第二十七条の十六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十一の小売供給氏名等変更届出書（同項第一号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十九第四項の規定による第四十五条の八第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十二の小売供給変更届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

**第四十五条の十一** 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十三の小売供給休止（廃止）届出書に、同条第二項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）

**第四十五条の十二** 法第二十七条の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする日（以下この条において「休業止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給に関する契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあつては、休業止日の前日から起算して九十日前の日）までに、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 当該登録特定送配電事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

**第四十五条の十三** 法第二十七条の二十四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十四の特定送配電事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二 特定送配電事業者の地位を承継した者が特定送配電事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ロ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

三 当該事業が小売供給を行うものに係るものである場合にあつては、法第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

**第四十五条の十四** 法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一 休止し、又は廃止する事業に係る託送供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

2 法第二十七条の二十五第二項の規定による特定送配電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の十六の解散届出書（経済産業大臣に提出しなければならない。）（供給条件の説明等）

**第四十五条の十五** 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第

一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができない時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一 当該登録特定送配電事業者の氏名又は名称及び登録番号

二 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三 当該登録特定送配電事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

四 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

五 当該小売供給開始に関する契約の申込みの方法

六 当該小売供給開始の予定年月日

七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

八 燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあつては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無

九 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担に関する事項

十 前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

十一 第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあつては、その内容

十二 当該小売供給に関する契約に契約電力又は契約電力量の定めがある場合にあつては、これらの値又は決定方法

十三 供給電圧及び周波数

十四 供給電力及び供給電力量の計測方法及び料金調定の方法

十五 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法

二 当該登録特定送配電事業者の地位の承継の届出（特定送配電事業者の地位の承継の届出）

**第四十五条の十三** 法第二十七条の二十四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十四の特定送配電事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二 特定送配電事業者の地位を承継した者が特定送配電事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ロ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

三 当該事業が小売供給を行うものに係るものである場合にあつては、法第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

**第四十五条の十四** 法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一 休止し、又は廃止する事業に係る託送供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

2 法第二十七条の二十五第二項の規定による特定送配電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の十六の解散届出書（経済産業大臣に提出しなければならない。）（供給条件の説明等）

**第四十五条の十五** 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第

十六 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間  
十七 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売供給に関する契約の更新に関する事項  
十八 当該小売供給の相手方が当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約の申出を行うおととする場合における当該登録特定送配電事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあっては、その内容  
二十 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十一 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容  
二十二 当該登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項

二十三 その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が登録特定送配電事業者が行う小売供給（その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。）に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その内容及び根拠  
二十四 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあっては、その内容  
二十五 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

二十六 第三条の十二第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う

二十七 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

二十八 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。  
三 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

四 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

五 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

六 第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給に関する契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

七 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

八 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

九 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

二 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

四 第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給に関する契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

五 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

六 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

七 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

八 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

九 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

十 第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給に関する契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。

十一 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

十二 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

十三 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。

十四 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の二十六第三項の規定は、次に掲げる場合とする。



五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

14 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受ける者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができないもの
- 二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九項、第十項本文、第十一項本文又は第十二項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合）にあつては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの

三 電磁的記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

15 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に對し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（書面の交付）

第四十五條の十六 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を変更した場合（法令の制定又は改廢に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の實質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該登録特定送配電事業者の登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨
- 三 前条第三号から第二十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしての場合）にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに應じることができない時間帯を除く。）

3 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十六号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとす。ただし、法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したのみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができないもの
- 二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合）にあつては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの

三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に對し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（電磁的方法の種類及び内容）

第四十五條の十七 令第三條第一項において準用する令第二條第二項（令第三條第二項において準用する令第二條第三項）において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十五條の十五第十四項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五條の十八 令第三條第一項において準用する令第二條第一項（令第三條第二項）において準用する令第二條第三項において準用する場合

（を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、登録特定送配電事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができないもの
- 二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法とする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

第五節 発電事業

（発電事業の届出）

第四十五條の十九 法第二十七條の二十七第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十七の発電事業届出書を提出しなければならない。

2 法第二十七條の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 特定発電等用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、容量（蓄電用の電気工作物に係るものに限る）、燃料の種類（火力（地熱及び冷熱を除く）を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物に係るものに限る。）及び運転開始の予定年月日
- 三 専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であつて、法第二十八條の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 四 専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物であつて、法第二十八條の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、周波数、出力及び容量
- 五 一般送配電事業者又は配電事業者による一般送配電事業又は配電事業の用に供するため

の電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3 法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面

二 一般送配電事業者又は配電事業者による一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4 法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を十万千瓦ワット以上減少する変更  
九月前日

二 前号以外の場合 十日前日

5 法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更の予定年月日を記載し、かつ、これに変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

6 法第二十七条の二十七第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

(発電事業者の地位の承継の届出)

第四十五条の二十 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十の発電事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、

2 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、

2 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、

2 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行うものとする。

一 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万千瓦ワット以上である場合 九月前日

二 前号以外の場合 十日前日

3 法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の解散届出書を提出しなければならない。

第五節の二 特定卸供給事業

(特定卸供給事業の届出)

第四十五条の二十一の二 法第二十七の三十一第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七の三十一第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 特定卸供給事業を行う地域

3 法第二十七の三十一第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 電気の集約の方法に関するもの

二 供給能力の確保に関するもの

三 一般送配電事業者及び配電事業者による一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

四 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

(変更の届出)

第四十五条の二十一の三 法第二十七の三十一第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の日三十日前までに、様式第三十一の二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七の三十一第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 電気の集約の方法に関するもの

三 供給能力の確保に関するもの

2 法第二十七の三十一において準用する法第二十七の三十一の二の五の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第四十五条の二十一の七 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の日三十日前までに、様式第三十一の二十一の七の特定卸供給事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

四 一般送配電事業者及び配電事業者による一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し(軽微な変更)

第四十五条の二十一の四 法第二十七の三十一第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の二第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更

二 供給の相手方の追加に係る変更(供給の相手方の電気事業の種類を追加する場合に限る。)

三 電気の集約方法の変更

四 電気の集約を行うために新たな電子情報処理組織を追加する変更

五 電気の集約を行うために使用する電子情報処理組織の主たる機能の変更

(氏名等の変更の届出)

第四十五条の二十一の五 法第二十七の三十一第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の四の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定卸供給事業者の地位の承継の届出)

第四十五条の二十一の六 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第四十五条の二十一の七 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の日三十日前までに、様式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提出しなければならない。

第五節の三 賠償負担金の回収等

(賠償負担金の回収等)

第四十五条の二十一の八 一般送配電事業者(第四十五条の二十一の十第一項の通知を受けた者)に限り、以下この条において同じ。は、当該通知に従い、賠償負担金(次条第一項に規定する賠償負担金をいう。)をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十第一項の通知に従い、各原子力発電事業者(次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)(ことに賠償負担金相当金(第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。))を払い渡さなければならない。(賠償負担金の額の承認)

第四十五条の二十一の九 原子力発電事業(自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。)を営む発電事業者(以下この条、次条及び第四十五条の二十一の十二第一項において「原子力発電事業者」という。))は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物(旧原子力発電事業者(当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。))が廃止したものを含む。(第三項及び第四十五条の二十一の十二第一項において単に「原子力発電工作物」という。)に係る原子力損害(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。)の賠償のために備えておくべきであった資金であった。旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかつたものを、一般送配電事業者(沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。))から回収しようとするときは、回収しようとする資金(以下この条及び次条において「賠償負担金」という。)の額について、

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

2 法第二十七の三十二において準用する法第二十七の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 賠償負担金の総額及び当該額の根拠を記載した書類

二 五年間に回収しようとする賠償負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額及び当該額の根拠を記載した書類

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 賠償負担金の総額が、平成二十七年事業年度の一般負担金総額(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第三十九条第一項に規定する一般負担金(原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下この号において「機構」という。))が平成二十三年事業年度に同条第四項の認可を受けた負担金率(同条第一項に規定する「負担金率」をいう。))の算定の基礎となる原子力発電工

作物の出力(キロワットで表したものをいう。以下この号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))を除いた額、原子力発電事業者の原子力発電工

作物の出力の合計、それらの原子力発電工

作物が平成二十三年三月三十一日までに運

用されていた期間の合計及び平成二十三年

年度から平成三十一年事業年度までの原賠・廃

炉等支援機構一般負担金(同項の規定により

その額が算出される負担金をいう。))の額の

合計額に照らし、適正かつ明確に定められて

(各一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額等の通知)

第四十五条の二十一の十 経済産業大臣は、前条

第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業

者に対し、次に掲げる事項を通知するものとす

る。通知した事項が変更されたときも、同様と

する。

一 回収すべき賠償負担金の額(前条第一項の

規定により承認された賠償負担金の額を各一

般送配電事業者ごとに合計した額をいう。)

二 回収の期間

三 賠償負担金相当金(一般送配電事業者がこ

の項の通知に従い回収した金銭をいう。))を

払い渡すべき各原子力発電事業者の氏名又は

名称及び住所並びに法人にあつては、その代

表者の氏名

四 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣

が必要と認める事項

2 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、

遅滞なく、同項第三号の各原子力発電事業者に

対し、同項の規定により通知した事項のうち当

該各原子力発電事業者に係る事項を通知するも

のとす。

第五節の四 廃炉円滑化負担金の回収等

(廃炉円滑化負担金の回収等)

は、当該承認に係る原子力発電工物(特定原

子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六

十六号)第六十四条の二第二項に規定する特定

原子力施設をいう。))に係るものを除く。))の廃

止を円滑に実施するために必要な資金を一般送

配電事業者から回収しようとするときは、回収

しようとする資金(以下この条及び次条におい

て「廃炉円滑化負担金」という。))の額につい

て、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする特定原子力発電

事業者は、様式第三十一の二十一の九の廃炉円

滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添え

て、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠を

記載した書類

二 各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉

円滑化負担金の額及び当該額の根拠を記載し

た書類

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の

各号のいずれにも適合していると認めるとき

は、同項の承認をしなければならない。

一 廃炉円滑化負担金の額が、当該額の根拠と

なる原子力特定資産簿価(会計規則第二十八

二 回収の期間

三 廃炉円滑化負担金相当金(一般送配電事業

者がこの項の通知に従い回収した金銭をい

う。))を払い渡すべき各特定原子力発電事業

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名

四 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣

が必要と認める事項

2 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、

遅滞なく、同項第三号の各特定原子力発電事

業者に対し、同項の規定により通知した事項の

うち当該各特定原子力発電事業者に係る事項を

通知するものとす。

第六節 特定供給

(構内の定義)

第四十五条の二十二 法第二十七条の三十三第一

項第一号の経済産業省令で定める構内は、次

の各号のいずれかに該当するものとする。

一 柵、扉その他の客観的な遮断物によつて明

確に区画された一の構内

二 隣接する複数の前号に定める構内であつ

て、それぞれの構内において営む事業の相互

の関連性が高いもの

(特定供給の許可申請)

第四十五条の二十三 法第二十七条の三十三第二

項の申請書は、様式第三十一の二十二によるも

のとす。

2 法第二十七条の三十三第二項の経済産業省令

で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 供給を必要とする理由を記載した書類

二 供給の相手方との契約書の写し

三 電気を供給する事業を営む者が供給の相手

方と次条で定める関係を有することに關する

説明書

四 送電関係一覽図

法第二十七条の三十三第二項第四号の経済産

業省令で定める事項は、次に掲げるものとし

る。

一 供給する電力及び電力量

二 供給開始予定年月日

(密接な関係)

第四十五条の二十四 法第二十七条の三十三第三

項第一号の経済産業省令で定める関係は、次

の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関

係等におけるもの

二 取引等(前号の生産工程におけるものを除

く。)により一の企業に準ずる関係を有し、

かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの

三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあっては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

(特定供給の変更届出)

第四十五条の二十五 法第二十七条の第三十三第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十二号)第一条の規定による改正前の電気事業法第十七条第一項の許可を受けている者が、離島において離島等供給が直ちに受けられない場所等で電気の供給を行っている場合の供給の相手方の変更があった旨の届出は、前項の規定の例によるものとする。

(特定供給の廃止届出)

第四十五条の二十六 法第二十七条の第三十三第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

第七節 広域的運営

第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出

(特定自家用電気工作物)

第四十五条の二十七 法第二十八条の第三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロワット以上である発電用又は蓄電用の自家用電気工作物(太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。以下「特定自家用電気工作物」という。)であることとする。

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の二十八 法第二十八条の第三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十五の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の第三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先  
二 発電用の自家用電気工作物(太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。)の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及びその用途

三 蓄電用の自家用電気工作物の設置の場所  
周波数、出力、容量及びその用途  
四 逆流防止装置(特定自家用電気工作物の発電又は放電に係る電気を、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。)の有無

3 法第二十八条の第三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 当該届出が法第二十八条の第三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の二十六の特定自家用電気工作物設置者変更届出書  
二 当該届出が法第二十八条の第三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の二十七の特定自家用電気工作物の要件に該当しなかつた場合の届出書  
三 当該届出が法第二十八条の第三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の二十八の特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態であつた場合の届出書

第二款 整備等計画  
(整備等計画の認定に必要な電気工作物の長さ又は送電容量)

第四十五条の二十九 法第二十八条の四十九第一項の経済産業省令で定める規模は、こう長百キロメートル以上又は送電容量百キロワット以上とする。

(整備等計画の認定の申請)

第四十五条の三十 法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の認定を受けようとする者(次条において「認定申請者」という。)は、様式第三十一の二十九による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 法第二十八条の四十九第一項の認定を受けようとする者の定款(これに準ずるものを含む。の写し及び当該者が登記をしている場合において、当該登記に係る登記事項証明書

二 貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの)  
三 当該整備等計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済方法についての内訳を記載した書類  
四 当該者が法第三十条又は法第二十七条の四の許可を受けたことを証する書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、整備等計画が法第二十八条の四十九第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

(整備等計画の認定)

第四十五条の三十一 経済産業大臣は、法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の届出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該整備等計画の認定をするときは、その届出を受けた日から原則として三月以内に、認定申請者に様式第三十一の三十による認定書を交付するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十一による通知書を認定申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十一の三十二により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。  
一 認定の日付  
二 整備等計画認定番号  
三 認定整備等事業者の名称  
四 認定整備等計画の概要

(認定整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十五条の三十二 認定整備等計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十八条の五十第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定整備等事業者は、遅滞なく、様式第三十一の三十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第二十八条の五十第一項の規定により、整備等計画の変更の認定を受けようとする認定整備等事業者(以下この条において「変更申請者」という。)は、様式第三十一の三十四による申請書(以下この条において「変更申請書」という。)

る申請書(以下この条において「変更申請書」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の五十第四項において準用する法第二十八条の四十九第三項の定めを照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあつた認定整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、変更申請者に様式第三十一の三十五の認定書を交付するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十六による通知書を変更申請者に交付するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第三十一の三十七により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。  
一 変更の認定の日付  
二 変更後の整備等計画認定番号  
三 認定整備等事業者の名称  
四 変更後の認定整備等計画の概要

(認定整備等計画の変更の指示)

第四十五条の三十三 経済産業大臣は、法第二十八条の五十第三項の規定により認定整備等計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第三十一の三十八による通知書を当該変更の指示を受ける認定整備等事業者に交付するものとする。

(認定整備等計画の取消)

第四十五条の三十四 経済産業大臣は、法第二十八条の五十第二項又は第三項の規定により認定整備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十九による通知書を当該認定が取り消される認定整備等事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定整備等計画の認定を取り消したときは、様式第三十一の四十により、当該取消の日付並びにその認定を取り消した整備等計画認定番号及び一般送配電事業者又は送電事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第四十五条の三十五 認定整備等事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定整備等計画の実

施設況を、様式第三十一の四十一により経済産業大臣に報告しなければならない。

第三款 供給計画

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

Table with 4 columns: 小売電気事業者 (Retail Electricity Business Operator), 一般送配電事業者 (General Distribution and Transmission Business Operator), 送電事業者 (Transmission Business Operator), 配電事業者 (Distribution Business Operator). Each column contains specific reporting requirements for electricity supply plans.

Table with 4 columns: 一般送配電事業者 (General Distribution and Transmission Business Operator), 送電事業者 (Transmission Business Operator), 配電事業者 (Distribution Business Operator), 発電事業者 (Generation Business Operator). Each column contains specific reporting requirements for electricity supply plans.

Table with 4 columns: 一般送配電事業者 (General Distribution and Transmission Business Operator), 送電事業者 (Transmission Business Operator), 配電事業者 (Distribution Business Operator), 発電事業者 (Generation Business Operator). Each column contains specific reporting requirements for electricity supply plans.

Table with 4 columns: 一般送配電事業者 (General Distribution and Transmission Business Operator), 送電事業者 (Transmission Business Operator), 配電事業者 (Distribution Business Operator), 発電事業者 (Generation Business Operator). Each column contains specific reporting requirements for electricity supply plans.

三 様式第三十五の初年度における火力発電所燃料計画明細書

四 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であつて、提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書

特定一 様式第三十六の初年度及び第二年度に卸供おける電気の取引に関する計画書

給事二 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であつて、提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書

3 法第二十九條第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の三の供給計画取りまとめ送付書に従ひ、これを行わなければならない。

4 法第二十九條第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る第二項の表下欄に掲げる書類の変更の内容を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第四十六條の二 電気事業者は、電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく、その供給計画を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

(広域的運営を図るために必要な措置)

第四十六條の三 法第二十九條第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般送配電事業者及び送電事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

一 会社間連系線に係る設備を整備すること。

二 主要送電線路(使用電圧が二百五十キロボルト以上の送電線路及び最上位電圧から二階級までの送電線路(供給区域内の最上位電圧が二百五十キロボルト未満の場合)であつて、最上位電圧の送電線路に限る。)であつて、会社間連系線を除くものをいう。)に係る設備を整備すること。

(供給命令等の実施細目に関する裁定の申請)

第四十七條 法第三十二條において準用する法第二十五條第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

第四十八條 災害等への対応

第四十七條の二 法第三十三條の二第一項前段の規定による災害時連携計画の届出をしようとする者は、様式第三十九の二の災害時連携計画届出書を提出しなければならない。

2 法第三十三條の二第二項後段の規定による災害時連携計画の変更の届出をしようとする者は、変更後遅滞なく、様式第三十九の三の災害時連携計画変更届出書を提出しなければならない。

(災害時連携計画の記載事項)

第四十七條の三 法第三十三條の二第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 復旧方法等の共通化に関する事項

二 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

三 電源車の燃料の確保に関する事項

四 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項

五 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 共同訓練に関する事項

(発電の用に供する燃料)

第四十七條の四 法第三十三條の三の経済産業省令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油及び重油とする。

第八節 あつせん及び仲裁

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七條の五 令第二十六條、第二十七條第二項、第二十九條第二項及び第三十條(これらの規定を令第三十一條第二項において準用する場合を含む。)並びに第三十一條第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第二十六條第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

(名簿の記載事項)

第四十七條の六 令第二十八條の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 氏名及び職業

二 経歴

三 任命及び任期満了の年月日

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七條の七 令第三十四條の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 あつせん及び仲裁の申請件数

二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切つた事件の件数

三 あつせんにより解決した事件の件数

四 仲裁判断をした事件の件数

五 その他電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)の事務に関し重要な事項(あつせんの申請)

第四十七條の八 法第三十五條第一項の規定によるあつせんの申請をしようとする者は、様式第四十の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

(仲裁の申請)

第四十七條の九 法第三十六條第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3 紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項の申請書に添えて提出しなければならない。

(申請の方法)

第四十七條の十 法第三十五條第一項の規定によるあつせん又は法第三十六條第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖繩総合事務局長を経由して行うことができる。

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供

(認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請)

第四十七條の十一 法第三十七條の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の名前及び会員の名称

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類

四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

六 役員履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類

七 役員旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十條の十三に規定する旧氏をいう。)及び名を当該役員の名に併せて前項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(認定電気使用者情報利用者等協会への報告)

第四十七條の十二 法第三十七條の八第一項の経済産業省令で定める情報は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害し、又は阻害するおそれがある情報とする。

(経済産業大臣による情報提供)

第四十七條の十四 法第三十七條の十二の経済産業省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法に基づく報告書若しくは資料の求め又は立入検査の結果及びその内容に関する事項

二 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に関する事項

三 電気事業者及び電気の使用者からの苦情並びにその苦情の処理に関する事項

四 その他情報利用等適正化業務を適正に行うために経済産業大臣が必要と認める事項

一 役員の名前及び会員の名称

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類

四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

六 役員履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類

七 役員旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十條の十三に規定する旧氏をいう。)及び名を当該役員の名に併せて前項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(認定電気使用者情報利用者等協会への報告)

第四十七條の十三 法第三十七條の八第一項の経済産業省令で定める情報は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害し、又は阻害するおそれがある情報とする。

(経済産業大臣による情報提供)

第四十七條の十四 法第三十七條の十二の経済産業省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法に基づく報告書若しくは資料の求め又は立入検査の結果及びその内容に関する事項

二 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に関する事項

三 電気事業者及び電気の使用者からの苦情並びにその苦情の処理に関する事項

四 その他情報利用等適正化業務を適正に行うために経済産業大臣が必要と認める事項

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義

(適用範囲)

第四十七条の十一 この章（第五十六条及び第二款の二を除く。）の規定は、原子力発電工作物以外の電気工作物について適用する。

(火力発電所の原動力)

第四十七条の十二 令第四十七条第三項の表第三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。

(蓄電用の電気工作物の範囲)

第四十七条の十三 令第四十七条第三項の表第三号（六）の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。

(一般用電気工作物の範囲)

第四十八条 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。

2 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める蓄電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。

- 一 太陽電池発電設備であつて出力五十キロワット未満のもの
二 風力発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの
三 次のいずれかに該当する水力発電設備であつて、出力二十キロワット未満のもの
イ 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。）
ロ 特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの
四 内燃力を原動力とする火力発電設備であつて出力十キロワット未満のもの
五 次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの
イ 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のもの
ロ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自

動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に設置される燃料電池発電設備（当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであつて、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）であつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十七条第一項及び第十七条の二第五項の基準に適合するもの

3 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。
一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条第一項に規定する火薬類（煙火を除く。）を製造する事業場
二 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）が適用される鉱山のうち、同令第一条第二項第八号に規定する石炭坑
法第三十八条第一項第二号イの経済産業省令で定める出力は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力とする。

- 一 太陽電池発電設備 十キロワット（二以上の太陽電池発電設備を同一構内に、かつ、電氣的に接続して設置する場合にあつては、当該太陽電池発電設備の出力の合計が十キロワット）
二 風力発電設備 零キロワット
三 第二項第三号イ又はロに該当する水力発電設備 二十キロワット
四 内燃力を原動力とする火力発電設備 十キロワット
五 第二項第五号イ又はロに該当する燃料電池発電設備 十キロワット
六 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第七十三条の二第二項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備 十キロワット
第四十八条の二 法第三十八条第四項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一 特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット

（沖縄電力株式会社）の供給区域にあつては、十万キロワット）を超えること。
二 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(費用の負担等に関する規定の申請)

第四十九条 法第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者に準用する。

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。
一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（法第三十八条第四項第五号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの
二 事業用電気工作物であつて、前号に掲げるもの以外のもの
三 前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号（その者が発電事業（その事業の用に供する発電等用電気工作物が第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）を営むもの以外の者である場合にあつては、第五号から第七号まで及び第十一号を除く。）に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
三 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
四 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの。
イ 関係法令及び保安規程の遵守に関すること。

ロ 保安のための技術に関すること。
ハ 保安教育の計画的な実施及び改善に関すること。
五 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であつて次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）。
イ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に関すること。
ロ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に関すること。
ハ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に関すること。

- ニ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に関すること。
ホ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての改善に関すること。
六 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。
七 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。
八 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。
九 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
十 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
十一 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。
十二 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
十三 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
十四 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。
十五 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項
3 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程に





<p>三 燃料電池発電所第一種電気主任技術者免状(二)に規定するものを除く。第二種電気主任技術者免状、蓄電所、変電所、者免状又は第三種電気送電線路又は需要設備主任技術者免状の交付を受ける者の設置の工事のためのけている者</p> <p>四 水力発電所(小型第一種ダム水路主任技術者免状)又は特定の施設者免状又は第二種ダム水内に設置されるもので路主任技術者免状の交付を受けて別に告示するものを受けている者</p> <p>五 高さ十五メートル以上のダム若しくは圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの又は高さ十五メートル以上のダムの設置の工事を行うもの</p> <p>五 火力発電所(アンモニア又は水素以外を主燃料とする二種ボイラー・タービン力発電所のうち、小型主任技術者免状の交付を受ける者)</p>	<p>第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状又は第四種電気主任技術者免状又は第五種電気主任技術者免状又は第六種電気主任技術者免状又は第七種電気主任技術者免状又は第八種電気主任技術者免状又は第九種電気主任技術者免状又は第十種電気主任技術者免状又は第十一種電気主任技術者免状又は第十二種電気主任技術者免状又は第十三種電気主任技術者免状又は第十四種電気主任技術者免状又は第十五種電気主任技術者免状又は第十六種電気主任技術者免状又は第十七種電気主任技術者免状又は第十八種電気主任技術者免状又は第十九種電気主任技術者免状又は第二十種電気主任技術者免状又は第二十一種電気主任技術者免状又は第二十二種電気主任技術者免状又は第二十三種電気主任技術者免状又は第二十四種電気主任技術者免状又は第二十五種電気主任技術者免状又は第二十六種電気主任技術者免状又は第二十七種電気主任技術者免状又は第二十八種電気主任技術者免状又は第二十九種電気主任技術者免状又は第三十種電気主任技術者免状又は第三十一種電気主任技術者免状又は第三十二種電気主任技術者免状又は第三十三種電気主任技術者免状又は第三十四種電気主任技術者免状又は第三十五種電気主任技術者免状又は第三十六種電気主任技術者免状又は第三十七種電気主任技術者免状又は第三十八種電気主任技術者免状又は第三十九種電気主任技術者免状又は第四十種電気主任技術者免状又は第四十一種電気主任技術者免状又は第四十二種電気主任技術者免状又は第四十三種電気主任技術者免状又は第四十四種電気主任技術者免状又は第四十五種電気主任技術者免状又は第四十六種電気主任技術者免状又は第四十七種電気主任技術者免状又は第四十八種電気主任技術者免状又は第四十九種電気主任技術者免状又は第五十種電気主任技術者免状又は第五十一種電気主任技術者免状又は第五十二種電気主任技術者免状又は第五十三種電気主任技術者免状又は第五十四種電気主任技術者免状又は第五十五種電気主任技術者免状又は第五十六種電気主任技術者免状又は第五十七種電気主任技術者免状又は第五十八種電気主任技術者免状又は第五十九種電気主任技術者免状又は第六十種電気主任技術者免状又は第六十一種電気主任技術者免状又は第六十二種電気主任技術者免状又は第六十三種電気主任技術者免状又は第六十四種電気主任技術者免状又は第六十五種電気主任技術者免状又は第六十六種電気主任技術者免状又は第六十七種電気主任技術者免状又は第六十八種電気主任技術者免状又は第六十九種電気主任技術者免状又は第七十種電気主任技術者免状又は第七十一種電気主任技術者免状又は第七十二種電気主任技術者免状又は第七十三種電気主任技術者免状又は第七十四種電気主任技術者免状又は第七十五種電気主任技術者免状又は第七十六種電気主任技術者免状又は第七十七種電気主任技術者免状又は第七十八種電気主任技術者免状又は第七十九種電気主任技術者免状又は第八十種電気主任技術者免状又は第八十一種電気主任技術者免状又は第八十二種電気主任技術者免状又は第八十三種電気主任技術者免状又は第八十四種電気主任技術者免状又は第八十五種電気主任技術者免状又は第八十六種電気主任技術者免状又は第八十七種電気主任技術者免状又は第八十八種電気主任技術者免状又は第八十九種電気主任技術者免状又は第九十種電気主任技術者免状又は第九十一種電気主任技術者免状又は第九十二種電気主任技術者免状又は第九十三種電気主任技術者免状又は第九十四種電気主任技術者免状又は第九十五種電気主任技術者免状又は第九十六種電気主任技術者免状又は第九十七種電気主任技術者免状又は第九十八種電気主任技術者免状又は第九十九種電気主任技術者免状又は第一百種電気主任技術者免状</p>
---	---

<p>主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者及びその直接統括する発電所のうち五のガスタービンを原動力とする火力発電所以外のガスタービンを原動力とする火力発電所(小型のガスタービンを原動力とするものを除く。)がある場合は、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p>	<p>2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)を委託する契約(以下「委託契約」という。)が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣(事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、蓄電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であつて鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>一 出力五千ワット未満の太陽電池発電所又は蓄電所であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの。前項の表第三号又は第六号の事業場</p> <p>二 出力二千ワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所及び風力発電所に限る。)であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの。前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場</p> <p>三 出力千ワット未満の発電所(前二号に掲げるものを除く。)であつて電圧七千ボルト以下で連系等をするもの。前項の表第三号又は第六号の事業場</p>
--	--

<p>四 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備前項の表第三号又は第六号の事業場</p> <p>五 電圧六百ボルト以下の配電線路。当該配電線路を管理する事業場</p> <p>出力二千ワット未満の水力発電所(自家用電気工作物であるものに限る。)に係る前項の表第一号又は第六号に掲げる事業場のうち、当該水力発電所の保安管理業務の委託契約が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものについては、同項の規定にかかわらず、ダム水路主任技術者を選任しないことができる。</p>	<p>4 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者に二以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならない。ただし、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(監督に係る事業用電気工作物が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長。第五十三条の二において同じ。)の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>第五十二条の二 前条第二項又は第三項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 個人事業者(事業を行う個人をいう。)</p> <p>イ 前条第二項の場合にあつては電気主任技術者免状の交付を、同条第三項の場合にあつてはダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。</p> <p>ロ 別に告示する要件に該当していること。</p> <p>ハ 別に告示する機械器具を有していること。</p> <p>二 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。</p> <p>ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。</p> <p>二 法人</p> <p>イ 前条第二項又は第三項の承認の申請に係る事業場(以下「申請事業場」という。)</p> <p>の保安管理業務に従事する者(以下「保安</p>
--	--

<p>業務従事者」という。)が前号イ及びロの要件に該当していること。</p> <p>ロ 別に告示する機械器具を有していること。</p> <p>ハ 保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者(以下「保安業務担当者」という。)</p> <p>ニ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。</p> <p>ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。</p> <p>ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。</p>	<p>第五十三条 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 委託契約の相手方の執務に関する説明書</p> <p>二 委託契約書の写し</p> <p>三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類</p> <p>2 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p> <p>一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。</p> <p>二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。</p> <p>三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。</p> <p>四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第三項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。</p> <p>五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作</p>
---	---

物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合）にあっては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。

六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合）にあっては保安業務担当者（の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。）

三 次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に履行しなければならない。また、第二号又は第四号に掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に任せなければならない。

一 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）

二 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「電気保安法人」という。）

三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「ダム水路管理技術者」という。）

四 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム水路保安法人」という。）

五 保安業務従事者

四 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。

五 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。

三 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。

四 電気管理技術者及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第五十二条第二項又は第三項の承認を受けたとき。

第五十三条の二 第五十二条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十四の主任技術者兼任承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 兼任を必要とする理由を記載した書類

二 主任技術者の職務に関する説明書

第五十四条 法第四十三条第二項の許可を受けようとする者は、様式第四十五の主任技術者選任許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 選任を必要とする理由を記載した書類

二 選任しようとする者の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する知識及び技能に関する説明書

第五十五条 法第四十三条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

（免状の種類による監督の範囲）

第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

主任技術者免状の種類	主任技術者免状の種類
一 第一事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）	一 第一事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
二 第二電圧十七万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）	二 第二電圧十七万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
三 第三電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）	三 第三電圧五万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
四 蓄電池設備（出力五千ワット以上の発電所技術者又は蓄電池所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）	四 蓄電池設備（出力五千ワット以上の発電所技術者又は蓄電池所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）

四 第一水力設備（小型のもの又は特定の施設種ダム水内に設置されるものであって別に告示路主任技術者免状（電氣的設備に係るものを除く。）運用（電氣的設備に係るものを除く。））

五 第二水力設備（小型のもの又は特定の施設種ダム水内に設置されるものであって別に告示路主任技術者免状（電氣的設備に係るものを除く。））

六 第一火力設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力設備のうち、一・タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

七 第二火力設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力設備のうち、一・タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

八 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

九 燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロボルト以上のものであって別に告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十 キロボルト未満の原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロボルト以上のものであって別に告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十一 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十二 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十三 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十四 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十五 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十六 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十七 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

十八 タービン主として告示するもの、小型のガスタブイン主として告示するもの、及び内燃力を原動力とするものを除く。）

一 委託に係る免状交付事務の内容

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所（小規模事業用電気工作物を設置する者の届出）

第五十七条 法第四十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の小規模事業用電気工作物設置届出書を提出しなければならない。

2 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 小規模事業用電気工作物を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 小規模事業用電気工作物を設置する者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

三 小規模事業用電気工作物の設置の場所、原動力の種類及び出力

四 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を担当する者（当該業務を委託する場合にあっては、その委託先。次号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を担当する者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

六 小規模事業用電気工作物の点検の頻度

第五十八条 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 当該届出が法第四十六条第二項第一号に係るものである場合 様式第四十六の二の二の小規模事業用電気工作物変更届出書

二 当該届出が法第四十六条第二項第二号に係るものである場合 様式第四十六の二の三の小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書

第五十九条から第六十一条まで 削除

第二款の二 環境影響評価に関する特例

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一 環境影響評価の項目については、別表第一の二の上欄に掲げる項目とする。

二 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第三項に規定する第二種事業を行

おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、別表第一の二の下欄に掲げる内容を行うものとする。

三 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業を行う者とする者に係る簡易な方法による環境影響評価については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）第十六条各号に掲げる要件に該当するかどうかに関し、当該第二種事業を行う者とする者の見解を明らかにすることにより行うものとする。

2 法第四十六条の三の書面には、前項第二号及び第三号により行われた調査、予測及び評価の結果を記載するものとする。

(方法書の届出)

第六十一条の三 法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出)

第六十一条の四 法第四十六条の六第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の三の環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書に環境影響評価法第九条に規定する書類を添えて提出しなければならない。

(方法書についての報告期間)

第六十一条の五 法第四十六条の八第一項の経済産業省令で定める期間は百八十日とする。ただし、法第四十六条の七第一項の規定による都道府県知事の意見がその期間内に提出されないとさきその他その期間内に報告をすることができない合理的な理由があるときは、その期間を延長することができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の五の規定による方法書の届出をした者に対し、同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

(準備書の届出)

第六十一条の六 法第四十六条の十一の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の四

の環境影響評価準備書届出書に準備書及びこれに要約した書類を添えて提出しなければならない。

(準備書についての意見の概要等の届出)

第六十一条の七 法第四十六条の十二の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の五の環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書に環境影響評価法第十九条に規定する書類を添えて提出しなければならない。

(準備書についての報告期間)

第六十一条の八 法第四十六条の十四第一項の経済産業省令で定める期間は二百七十日とする。ただし、法第四十六条の十三の規定による都道府県知事の意見がその期間内に提出されないとさきその他その期間内に報告をすることができない合理的な理由があるときは、その期間を延長することができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の十一の規定による準備書の届出をした者に対し、同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

(評価書の届出)

第六十一条の九 法第四十六条の十六の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の六の環境影響評価書届出書に評価書を添えて提出しなければならない。

(評価書の変更命令期間)

第六十一条の十 法第四十六条の十七の経済産業省令で定める期間は三十日とする。

第三款 工事計画及び検査

(工事計画の認可等)

第六十二条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）の設置又は変更の工事は、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるもの及びこれ以外のものであつて急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係るもの（以下「制限工事」という。）とする。

2 法第四十七条第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事、別表第四の下欄に掲げる工事又は急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更以外の変更とする。

3 法第四十七条第五項ただし書の主務省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第六十三条 法第四十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、様式第四十七の工事計画（変更）認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が変更の工事に係る場合であつて、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項第一号の工事計画書には、申請に係る事業用電気工作物の種類に応じて、別表第三の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事（取替え、修理又は廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 別表第二の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十七条第一項の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

4 第一項の申請書並びに同項及び前項の添付書類の提出部数は、正本一通とする。

第六十四条 法第四十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十八の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の届出書及び添付書類の提出部数は、正本一通とする。

(工事計画の事前届出)

第六十五条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）

二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第四の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの、及び事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。

2 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更以外の変更とする。

第六十六条 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であつて、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号、第三号及び第四号の書類を添付することを要しない。

一 工事計画書

二 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、法第四十八条の二第二項の証明書（次項第三号において単に「証明書」という。）

五 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

法第四十八条第一項の規定による前条第一項第二号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 公害の防止に関する工事計画書

二 当該事業用電気工作物の属する別表第五の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 当該事業用電気工作物が特殊電気工作物である場合は、証明書

四 変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

3 届出に係る事業用電気工作物の種類に応じて、第一項第一号の工事計画書には別表第三の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を、第二項第一号の公害の防止に関する工事計画書には別表第五の中欄に掲げる事項を、記載しなければならぬ。この場合において、その届出が変更の工事（取替え、修理又は廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならぬ。

4 別表第二の下欄又は別表第四の下欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十八条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号又は第二項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならぬ。

5 第一項及び第二項の届出書並びに第一項、第二項及び前項の添付書類の提出部数は、正本一通とする。

（添付書類の省略）

第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十七条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第六十三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

2 水力発電所における水力設備（二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次の各号に掲げるもの設置又は変更の工事をしようとする者が法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場

合は、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の添付を要しない。ただし、この場合において、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可に係る申請書の写しを添付しなければならない。

一 ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

二 取水設備

三 貯水池又は調整池

（特殊電気工作物）

第六十七條之二 法第四十八条の二第一項の事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるものは、風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物とする。

（証明書の交付）

第六十七条之三 法第四十八条の二第二項に規定する証明書の交付は、様式四十九の二の適合性確認証明書によるものとする。

（使用前検査）

第六十八条 法第四十九条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、発電所に係るものであつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 水力発電所に係るもの

二 火力発電所に係るもの

三 燃料電池発電所に係るもの

四 太陽電池発電所に係るもの

五 風力発電所に係るもの

六 第一号から第五号までに規定する発電所に係るものほか、変更の工事を発電所に属する電力用コンデンサ、分路リアクトル又は限流リアクトル

七 第六十二条第一項に規定する制限工事に係るもの

八 第六十五条第一項第二号に規定する工事に係るもの

第六十九条 使用前検査は、工事の計画に係る全ての工事が完了した時において、電気工作物検査官が特定事業用電気工作物の通常運転時における性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査を行うものとする。

第七十条 法第四十九条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 事業用電気工作物を試験のために使用する場合

二 事業用電気工作物の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければ

ならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について経済産業大臣の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三 事業用電気工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けずに使用することができ旨を指示した場合

第七十一条 使用前検査を受けようとする者は、様式第五十の使用前検査申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請には、工事の工程を説明する書類を添えて提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第七十一条之二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六十九条の検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第七十一条之三 経済産業大臣は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号又は第三号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 送電関係一覧図

三 単線結線図

第七十三条 削除

第七十三条之二 削除

（使用前安全管理検査）

第七十三条之三 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 出力三万キロワット未満であつてダムの高さが十五メートル未満の水力発電所（送電電

圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。次号において同じ。）を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

一 二 河川法第二十六条第一項の許可に係る水力発電所の水力設備（二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次に掲げるもの

イ ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

ロ 取水設備

ハ 貯水池又は調整池

二 内燃力を原動力とする火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所に限り、送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

三 変更の工事を発電所、蓄電所又は変電所に属する電力用コンデンサ

四 変更の工事を発電所、蓄電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル

五 電力貯蔵装置（蓄電所に属する出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものを除く。）

六 非常用予備発電装置

七 第六十五条第一項第二号に規定する工事を発電所、蓄電所又は変電所で行う事業用電気工作物

八 試験のために使用する事業用電気工作物

第七十三条之三 使用前自主検査は次に掲げる工事の工程において行うものとする。

一 水力発電所に係る工事であつて、完成後の高さが十五メートル以上のダムについては、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとする時及びダム全体又は一部を流水の貯留の用に供しようとする時

二 工事の計画に係る一部の工事が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しようとする時（前号の工事の工程を除く。）

三 工事の計画に係るすべての工事が完了した時

第七十三条之四 使用前自主検査は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第四十八条第一項の規定

ならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について経済産業大臣の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三 事業用電気工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣が支障がないと認めて検査を受けずに使用することができ旨を指示した場合

第七十一条 使用前検査を受けようとする者は、様式第五十の使用前検査申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請には、工事の工程を説明する書類を添えて提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第七十一条之二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六十九条の検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第七十一条之三 経済産業大臣は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号又は第三号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 送電関係一覧図

三 単線結線図

第七十三条 削除

第七十三条之二 削除

（使用前安全管理検査）

第七十三条之三 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 出力三万キロワット未満であつてダムの高さが十五メートル未満の水力発電所（送電電

圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。次号において同じ。）を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

一 二 河川法第二十六条第一項の許可に係る水力発電所の水力設備（二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次に掲げるもの

イ ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

ロ 取水設備

ハ 貯水池又は調整池

二 内燃力を原動力とする火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所に限り、送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

三 変更の工事を発電所、蓄電所又は変電所に属する電力用コンデンサ

四 変更の工事を発電所、蓄電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル

五 電力貯蔵装置（蓄電所に属する出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものを除く。）

六 非常用予備発電装置

七 第六十五条第一項第二号に規定する工事を発電所、蓄電所又は変電所で行う事業用電気工作物

八 試験のために使用する事業用電気工作物

第七十三条之三 使用前自主検査は次に掲げる工事の工程において行うものとする。

一 水力発電所に係る工事であつて、完成後の高さが十五メートル以上のダムについては、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとする時及びダム全体又は一部を流水の貯留の用に供しようとする時

二 工事の計画に係る一部の工事が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しようとする時（前号の工事の工程を除く。）

三 工事の計画に係るすべての工事が完了した時

第七十三条之四 使用前自主検査は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第四十八条第一項の規定

による届出をした工事の計画（第六十五条第二項の軽微な変更をしたものを含む。）に従って工事が行われたこと及び法第三十九條第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第七十三條の五 使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる期間保存するものとする。

- 一 前項第一号から第六号までに掲げる事項
  - イ 発電用水力設備に係るものは当該設備の存続する期間
  - ロ イ以外のものは第七十三條の三第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行った後五年間
- 二 前項第七号から第十一号までに掲げる事項については、使用前自主検査を行った後最初の法第五十一條第七項の通知を受けるまでの期間

第七十三條の六 法第五十一條第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十一條第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

- 一 前回の法第五十一條第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、前回の使用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期
- 二 前号に規定する組織であつて、使用前自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期
- 三 前各号に規定する組織以外の組織については、第七十三條の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行う時期

第七十三條の六の二 法第五十一條第三項の事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げる設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十七條第三項の表第十八号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

- 一 水力発電所
- 二 火力発電所
- 三 燃料電池発電所
- 四 太陽電池発電所
- 五 風力発電所
- 六 蓄電所
- 七 変電所
- 八 送電線路（電線路と一体的に工事が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。）を含む）
- 九 需要設備（鉱山保安法が適用されるものを除く。）

2 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。

第七十三條の七 使用前安全管理審査であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第五十二の二の使用前安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 登録安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、使用前安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第七十三條の八 法第五十一條第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

第七十三條の九 法第五十一條第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によつて行うものとする。

- 一 審査を受けた組織の名称
- 二 審査年月日
- 三 審査の結果

（設置者による事業用電気工作物の自己確認）

第七十四條 法第五十一條の二第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、別表第六に掲げる電気工作物とする。

第七十五條 法第五十一條の二第一項の主務省令で定めるときは、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場合の当該工事に係る事業用電気工作物を使用するときとする。

第七十六條 使用前自己確認は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第三十九條第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第七十七條 法第五十一條の二第二項の主務省令で定める変更は、別表第七に掲げる電気工作物の変更とする。

第七十八條 法第五十一條の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

- 一 使用前自己確認を行った年月日
- 二 使用前自己確認の対象
- 三 使用前自己確認の方法
- 四 使用前自己確認の結果
- 五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
- 六 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあつては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

第七 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

- 八 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる添付書類（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合にあっては、別表第三の第一号の（六）及び（七）の下欄に掲げる添付書類を除く。）

2 使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後五年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

（溶接自主検査）

第七十九條 法第五十二條第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

- 一 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具
  - イ ボイラー、独立過熱器、独立節炭器、蒸気貯蔵器、蒸気だめ、熱交換器若しくはガス化炉設備に属する容器又は液化ガス設備（原動力設備に係るものに限る。）に属する液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー若しくは冷凍設備（受液器及び油分離器に限る。）
  - ロ 外径百五十ミリメートル以上の管（液化ガス設備にあつては、液化ガス用燃料設備に係るものに限る。）
- 二 燃料電池発電所に係る次の機械又は器具
  - イ 容器、熱交換器又は改質器であつて、内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
  - ロ 外径百五十ミリメートル以上の管

第八十條 法第五十二條第一項の主務省令で定める圧力は、次のとおりとする。

- 一 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- 二 液化ガス用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

三 前各号に規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

四 第一号及び第二号に規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（燃料電池設備に属さない管の長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

**第八十一条 削除**

**第八十二条 溶接自主検査は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。**

**第八十二条の二 溶接自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。**

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

**2 溶接自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。**

**第八十三条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。**

- 一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、その検査の場所を管轄する産業保安監督部長が支障がないと認め、溶接自主検査を行わないで使用する事ができる旨の指示をした場合
- 二 次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出て事業用電気工作物として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七條第一項若しくは第五十三條第一項の溶接検査に合格した工作物又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する第八十四条第一項の検定を受けた工作物

ロ 発電所の原動力設備に属する工作物（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二條第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六條の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六條の六の十四第一項の規定若しくは第五十六條の六の二十二

第二項において準用する第五十六條の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 耐圧部分について径六十一ミリメートル以下の連続しない穴に管台若しくは座を取り付けるための溶接のみをした第七十九条第一号に規定する機械若しくは器具（耐圧部分についてその溶接のみを新たにすることも含む。）又は漏止め溶接のみをした同条に規定する機械若しくは器具（耐圧部分についてその溶接のみを新たにすることも含む。）を使用する場合

**第八十四条 削除**

**第八十五条 ボイラー等であつて耐圧部分について溶接をするもの（以下この条において「特定ボイラー等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等であつて輸入したもの（以下この条において「輸入特定ボイラー等」という。）を設置する者は、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等に係る溶接自主検査を終了したときは、当該特定ボイラー等又は輸入特定ボイラー等に溶接自主検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。**

**第八十六条 削除**

**（自家用電気工作物の使用開始の届出）**

**第八十七条 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する場合以外の場合とする。**

**第八十八条 法第五十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第六十の自家用電気工作物使用開始届出書を提出しなければならない。**

**第八十九条 削除**

**（定期検査）**

**第八十九条の二 法第五十四条の主務省令で定める圧力は、最高使用圧力零キロパスカルとする。**

**第九十条から第九十三条まで 削除**

**第九十四条 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。**

- 一 火力発電設備又は燃料電池発電設備のうち、次に掲げるもの

イ 蒸気タービン本体（出力千キロワット以上の発電設備に限る。）及びその附属設備（以下「蒸気タービン及びその附属設備」という。）

ロ ボイラー及びその附属設備

ハ 独立過熱器及びその附属設備

ニ 蒸気貯蔵器及びその附属設備

ホ ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあつては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあつてはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となつて燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総体であつて、高圧ガス保安法第二條に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）

ヘ 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあつては、高圧ガス保安法第五條第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあつては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

ト ガス化炉設備

チ 脱水素設備

リ 燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであつて、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さ千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）

二 風力発電設備（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの

イ 風力機関及びその附属設備

ロ 発電機

ハ 変圧器

ニ 電力用コンデンサー

第九十四条の二 定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査若しくは認定高度保

安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査（法第五十五条の十三第一項の規定により定期を行うことを要しないこととされるものに限る。第九十四条の四第三項において同じ。）（以下「定期自主検査等」という。）が終了した日以降四年を超えない時期

二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期

三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降二年を超えない時期

四 燃料電池用改質器についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期

五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期

2 次に掲げる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期自主検査を行うものとする。

一 第九十四条の五第一項第一号に規定する組織であると評定されたとき

二 使用の状況から前項第一号から第四号までに規定する時期に定期自主検査を行う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき

三 法第五十五条の三の認定（第九十四条の四第三項、第五款及び別表第八において単に「認定」という。）が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つた場合であつて、検査を行う体制の確保が困難であることその他の事情により前項に規定する時期に定期自主検査を行うことが著

しく困難であると認め、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

四 災害その他やむを得ない事由により前項に規定する時期又は前三号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認め、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三 前項第二号から第四号までの承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期自主検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならぬ。ただし、前項第三号又は第四号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の三 定期自主検査等は、次に掲げる方法で行うものとする。  
一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法  
二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第九十四条の四 定期自主検査等の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。  
一 検査年月日  
二 検査の対象  
三 検査の方法  
四 検査の結果  
五 検査を実施した者の氏名  
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織  
八 検査の実施に係る工程管理  
九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項  
十 検査記録の管理に関する事項  
十一 検査に係る教育訓練に関する事項

二 定期自主検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五條第六項において準用する法第五十一條第七項の通知（以下この項及び次条において単に「通知」という。）を受けけるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期自主検査を行った後最初の通知を受けけるまでの期間保存するものとする。

三 認定高度保安実施設置者が行う法第五十五條第一項の自主検査の結果の記録は、第一項第一号から第六号までに掲げる事項については当該自主検査を行った日からその認定が法第五十五條の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間又は当該自主検査を行った日から起算して五年を経過する日までの期間のいずれか長い期間、第一項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該自主検査を行った日からその認定が法第五十五條の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間保存するものとする。

第九十四条の五 第九十四条第一号に掲げる電気工作物の法第五十五條第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五條第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられておらず、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していただけないと評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期  
二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日（通知を受けていないものにあつては、法第五十一條第七項の通知を受けた日）から三年三月を超えない時期

三 前二号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

第九十四条の五の二 法第五十五條第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十七條第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

二 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。

第九十四条の六 定期安全管理審査であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

二 登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第九十四条の七 第七十三條の八及び第七十三條の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三條の八中「法第五十一條第四項」とあるのは「法第五十一條第五項」と、第七十三條の九中「法第五十一條第五

ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられておらず、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していただけないと評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期  
二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日（通知を受けていないものにあつては、法第五十一條第七項の通知を受けた日）から三年三月を超えない時期

三 前二号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

第九十四条の五の二 法第五十五條第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十七條第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

二 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。

第九十四条の六 定期安全管理審査であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

二 登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第九十四条の七 第七十三條の八及び第七十三條の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三條の八中「法第五十一條第四項」とあるのは「法第五十一條第五項」と、第七十三條の九中「法第五十一條第五

項」とあるのは「法第五十五條第六項において準用する法第五十一條第五項」と読み替へるものとする。

第九十四条の八 第七十三條の五第一項各号、第八十二條の二第一項各号及び第九十四條の四第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第五十一條第一項、第五十二條第一項及び第五十五條第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

二 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第四款 承継  
（事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出）  
第九十五条 法第五十五條の二第二項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十二の二の事業用電気工作物設置者地位承継届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
一 法第五十五條の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六十二の三による書面及び戸籍謄本  
二 法第五十五條の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第六十二の四による書面及び戸籍謄本  
三 法第五十五條の二第二項の規定により合併又は分割によつて事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書  
第五款 認定高度保安実施設置者  
（認定高度保安実施設置者が設置する事業用電気工作物）  
第九十五条の二 法第五十五條の三の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、次のとおりとする。  
一 水力発電所に係るもの  
二 火力発電所に係るもの

- 三 燃料電池発電所に係るもの
- 四 太陽電池発電所に係るもの
- 五 風力発電所に係るもの
- 六 蓄電所に係るもの
- 七 変電所に係るもの
- 八 送電線路に係るもの
- 九 配電線路に係るもの
- 十 需要設備に係るもの

(認定の申請)

第九十五条の三 認定を受けようとする者(第二号及び次条第三項において「申請者」という。)は、様式第六十二の五の認定高度保安実施設置者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類
- 二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第九十五条の四 法第五十五条の四第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第八に定めるところによるものとする。

- 2 法第五十五条の四第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。
  - 二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。
  - 三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第六十二の六の認定高度保安実施設置者認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第九十五条の五 前二条の規定は、法第五十五条の六第一項の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第九十五条の六 法第五十五条の七の規定による届出をしようとする認定高度保安実施設置者は、様式第六十二の七の認定高度保安実施設置者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第九十五条の七 認定高度保安実施設置者に係る認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施設置者であった者は、当該認定に係る特定電気工作物(次の各号に掲げる電気工作物)ごとに、当該電気工作物についての前回の定期自主検査等が終了した日(定期自主検査等が行っていないものにあつては、その運転が開始された日)から起算して当該各号に定める期間を経過したものに限り、(一)について、第九十四条の二第一項の規定にかかわらず、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

- 一 蒸気タービン本体及びその附属設備
- 二 ガスタービン(出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。)
- 三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン(出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備
- 四 燃料電池用改質器
- 五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサー

第九十五条の八 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、その定めた保安規程(保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第九十五条の十第一項第一号において同じ。)を保存するものとする。

2 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合(保安規程を変更した場合に限る。)(一)においては、その日付、内容及び理由を記録し、これを保安規程とともに保存しなければならない。

(主任技術者の選任等に係る記録の保存の方法)

第九十五条の九 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十一前段の場合においては、次に掲げる事項(主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げた事項)を記載した主任技術者の選任又はその解任に係る記録(次項及び次条第一項第三号において「主任技術者の選任等に係る記録」という。)を作成するものとする。

- 一 主任技術者の選任し、又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地
- 二 主任技術者を選任し、又は解任した年月日
- 三 主任技術者の氏名、生年月日及び住所
- 四 主任技術者免状の種類及び番号
- 五 主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行つていたときは、その職務の内容

(電磁的方法による保存)

第九十五条の十 次の各号に掲げる規程又は記録が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該各号に定める保存に代えることができる。

- 一 保安規程 法第五十五条の十に規定する保存
- 二 第九十五条の八第二項に規定する記録 第九十五条の八第二項に規定する保存
- 三 主任技術者の選任等に係る記録 法第五十五条の十一に規定する保存

第三節 一般用電気工作物

(一般用電気工作物の調査)

第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合
- 二 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に、当該電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

第九十六条の二 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事(ロに掲げる一般用電気工作物)にあつては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことができなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものとする。

- 一 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事(ロに掲げる一般用電気工作物)にあつては、次に掲げる頻度で行うこと。
- 二 調査は、法第九十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと。
- 三 調査は、法第九十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと。
- 四 調査を行う者(以下「調査員」という。)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。
- 五 調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。

第九十七条

前条第二項第一号の登録を受けようとする法人は、様式第六十三の点検業務受託事業登録申請書に次の書類を添えて所轄産業保安監督部長に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
- 三 次の事項を記載した書類
- イ 役員の名簿
- ロ 事業所の所在地

四 次の各号の規定に該当しないことを説明した書類

物にあつては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことができなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものとする。

イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあつては、四年に一回以上一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務(以下「点検業務」という。)を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長(当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。)の登録を受けた法人(以下「登録点検業務受託法人」という。)が点検業務を受託している一般用電気工作物(以下「受託電気工作物」という。)にあつては、五年に一回以上

法第五十七条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて再び調査を行うこと。

調査は、法第九十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと。

調査を行う者(以下「調査員」という。)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。

調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。

第九十七条 前条第二項第一号の登録を受けようとする法人は、様式第六十三の点検業務受託事業登録申請書に次の書類を添えて所轄産業保安監督部長に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
- 三 次の事項を記載した書類
- イ 役員の名簿
- ロ 事業所の所在地

四 次の各号の規定に該当しないことを説明した書類



五 第九十七条の三各号の規定に適合すること  
を説明した書類

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する  
法人は、第九十六条第二項第一号の登録を受け  
ることができない。

一 その役員のうち、電気事業法、電気工事  
業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五  
年法律第九十六号）若しくは電気工事士法  
（昭和三十五年法律第三十九号）又はこれ  
らの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金  
以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又  
は執行を受けることがなくなつた日から二年  
を経過しない者があること。  
二 第一百条の規定により登録を取り消され、そ  
の取消の日から二年を経過しない法人であ  
ること。

三 点検業務を受託する事業を適確に遂行する  
に足る経理的基礎及び技術的能力を有しな  
い法人であること。

第九十七条の三 所轄産業保安監督部長は、第九  
十六条第二項第一号の登録の申請が次の各号の  
いずれにも適合しているときは、その登録をし  
なければならない。

一 点検業務を受託する事業を行う区域（以下  
「業務区域」という。）は、少なくとも一の都  
道府県の行政区域を含むものであること。た  
だし、中小企業団体の組織に関する法律（昭  
和三十二年法律第八十五号）第四十二条第  
一項の規定に基づき設立された商工組合又は  
商工組合連合会（その資格事業（中小企業団  
体の組織に関する法律第八条第二項に規定す  
る資格事業をいう。）が工業、鉱業（土石採  
取業を含む。）又は建設業に属する場合に限  
る。）にあつては、この限りでない。

二 電気工事業の業務の適正化に関する法律第  
二条第三項に規定する電気工事業者並びに同  
法第三十四条第二項の規定により登録電気工  
事業者とみなされた者及び同条第三項の規定  
により通知電気工事業者とみなされた者（以  
下単に「電気工事業者」という。）を主たる  
構成員とし、その数が、業務区域内に事業所  
を有する電気工事業者の三分の一以上である  
こと。

三 次に掲げる測定器を用いて点検業務を行う  
ものであること。  
イ 絶縁抵抗計  
ロ 接地抵抗計

ハ 漏れ電流計  
ニ 交流電流計  
ホ 交流電圧計

四 次のいずれかに該当する者が点検業務を  
実施するものであること。  
イ 法第四十四条第一項第一号から第三号ま  
でに掲げる種類の主任技術者免状の交付を  
受けている者

ロ 電気工事士法第三条第一項に規定する第  
一種電気工事士又は同条第二項に規定する  
第二種電気工事士

ハ 学校教育法に基づく大学、高等専門学  
校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大  
学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基  
づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅  
令第六十一号）に基づく専門学校又は旧中  
等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に  
基づく実業学校において電気工学の課程又  
はこれに相当する課程を修めて卒業した者  
（当該課程を修めて同法による専門職大学  
の前期課程を修了した者を含む。）

第九十七条の四 第九十六条第二項第一号の登録  
は、点検業務受託事業登録簿に次に掲げる事項  
を記載するものとする。

一 登録年月日及び登録番号  
二 点検業務受託法人の名称、事業所の所在地  
及び業務区域

第九十七条の五 登録点検業務受託法人は、その  
名称、事業所の所在地又は業務区域を変更しよ  
うとするときは、様式第六十三の二の登録点検  
業務受託法人名称等変更届出書により、その旨  
を所轄産業保安監督部長に届け出なければなら  
ない。

第九十八条 登録点検業務受託法人は、点検業務  
を受託する事業を適正に行うため、次に掲げる  
事項を定めた点検業務受託事業規程を定め、点  
検業務を受託する事業の開始前に所轄産業保安  
監督部長に届け出なければならない。これを更  
更したときも、同様とする。

一 事業所の所在地及び業務区域  
二 点検業務を受託する事業を管理する者の職  
務及び組織に関する事項  
三 点検業務を実施する者の資格及びその配置  
に関する事項

四 点検業務を実施する者に対する保安教育に  
関する事項  
五 委託者との契約に関する事項

六 点検業務の実施項目、方法及び頻度に関す  
る事項  
七 点検業務を受託する事業についての記録に  
関する事項

八 委託者に対する損害賠償に関する事項  
九 その他点検業務を受託する事業に関し必要  
な事項

二 前項の届出は、それぞれ様式第六十四の点検  
業務受託事業規程届出書又は様式第六十五の点  
検業務受託事業規程変更届出書に点検業務受託  
事業規程を添えて行われなければならない。

三 所轄産業保安監督部長は、点検業務を受託す  
る事業の適正な実施を確保するため必要がある  
と認めるときは、登録点検業務受託法人に対  
し、点検業務受託事業規程を変更すべきことを  
指示するものとする。

第九十九条 登録点検業務受託法人は、点検業務  
を受託する事業を廃止したときは、遅滞なく、  
その旨を所轄産業保安監督部長に届け出なけれ  
ばならない。

二 前項の届出は、様式第六十六の点検業務受託  
事業廃止届出書により行われなければならない。

第一百条 所轄産業保安監督部長は、登録点検業務  
受託法人が次の各号のいずれかに該当するときは、  
第九十六条第二項第一号の登録を取り消す  
ことができる。

一 第九十七条の二第一号又は第三号に該当す  
るに至つたとき。  
二 第九十七条の三各号の規定に適合しなくな  
つたとき。  
三 第九十七条の五又は第九十八条第一項の規  
定に違反したとき。  
四 第九十八条第三項の指示に正当な理由なく  
従わなかつたとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。  
第一百零二条 登録点検業務受託法人は、次に掲げ  
る事項を記載した帳簿を備へ、点検業務を実施  
した日から四年間保存しなければならない。

一 点検業務を受託した一般用電気工作物の所  
有者又は占有者の氏名又は名称及び住所  
二 点検業務を実施した年月日  
三 点検業務の実施結果  
四 点検業務を実施した者の氏名

第一百零三条 所轄産業保安監督部長は、点検業務  
を受託する事業の適正な実施を確保するため必  
要があると認めるときは、登録点検業務受託法  
人に對し、その点検業務を受託する事業の状況  
に関し必要な報告を求めることができる。

第一百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合に  
は、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の  
電線路維持運用者に、その旨を通知しなければ  
ならない。

一 第九十六条第二項第一号の登録をしたと  
き。  
二 第九十七条の五又は第九十九条第一項の規  
定による届出があつたとき。

三 第一百条の規定により登録を取り消したと  
き。  
第一百零二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を  
受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次  
に掲げる事項を、当該受託に係る電線路維持運  
用者に通知するものとする。契約が更新された  
ときも、同様とする。

一 委託者の氏名又は名称及び住所  
二 受託電気工作物の設置場所  
三 契約期間

二 登録点検業務受託法人は、契約期間満了前に  
契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を当  
該受託に係る電線路維持運用者に通知するもの  
とする。

（調査結果の記録等）  
第一百零三条 法第五十七条第四項の経済産業省令で  
定める事項は、次のとおりとする。

一 一般用電気工作物の所有者又は占有者の氏  
名又は名称及び住所  
二 調査年月日  
三 調査の結果  
四 通知年月日  
五 通知事項  
六 調査員の氏名

二 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第  
二項第一号に掲げる一般用電気工作物に係る  
ものにあつては四年間、同号ロに掲げる一般用  
電気工作物に係るものにあつては五年間、保存  
するものとする。

（電磁的方法による保存）  
第一百零三条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、  
電磁的方法により記録され、当該記録が必要に  
応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表  
示されることができるようにして保存されるとき  
は、当該記録の保存をもって法第五十七条第  
五項に規定する当該事項が記載された帳簿の保  
存に代えることができる。

（電磁的方法による保存）  
第一百零三条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、  
電磁的方法により記録され、当該記録が必要に  
応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表  
示されることができるようにして保存されるとき  
は、当該記録の保存をもって法第五十七条第  
五項に規定する当該事項が記載された帳簿の保  
存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

2 調査業務の委託の届出等)

第百四條 法第五十七條の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六十七の調査業務委託(委託廃止)届出書を提出しなければならない。

2 調査業務の委託の届出をする場合は、前項の調査業務委託届出書に委託に係る契約書の写しを添えて提出しなければならない。

第三章の二 土地等の使用

(一時使用)

第百四條の二 法第五十八條第二項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の二の土地等一時使用許可申請書に次の書類を添えて当該土地等の所在地を管轄する経済産業局長(当該土地等の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。

- 一 当該土地等の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書面(交渉することができなかつたときは、その理由書)
二 土地の登記事項証明書(未登記の土地については、土地台帳の謄本。以下同じ。)その他の土地等に関する権利関係を示す書類
三 土地等の所在地を記載した図面
イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図(縮尺二万五千分の一以上の地形図が無い場合にあっては、縮尺五万分の一以上の地形図。以下同じ。)
ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図(立入り)

第百四條の三 法第五十九條第一項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の三の土地立入許可申請書に次の書類を添えて当該土地の所在地を管轄する経済産業局長(当該土地の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。

- 一 当該土地の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書面(交渉することができなかつたときは、その理由書)
二 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
三 立ち入ろうとする土地の所在地を記載した図面

イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図
ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図
(植物の伐採又は移植)

第百四條の四 法第六十一條第一項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の四の植物の伐採又は移植許可申請書に次の書類を添えて伐採又は移植を行う植物の所在地を管轄する経済産業局長(当該植物の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。

- 一 当該植物の所有者と交渉した経過を記載した書面(交渉することができなかつたときは、その理由書)
二 立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類
三 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
四 伐採又は移植しようとする植物の所在地を記載した図面
イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図
ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図

第百四條の五 法第六十一條第三項の届出をしようとする者は、様式第六十七の五の植物の伐採又は移植届出書に次の書類を添えて伐採又は移植した植物の所在地を管轄する経済産業局長(当該植物の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。

- 一 立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類
二 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
三 伐採又は移植した植物の所在地を記載した図面
イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図
ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図

第百四條の六 法第六十三條第一項の裁定の申請をしようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

第百四條の七 法第六十三條第一項の裁定の申請をしようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

第百五條 経済産業大臣は登録適合性確認機関の登録をしたときは、登録適合性確認機関の行う

適合性確認の業務の開始の日を公示しなければならない。(登録の申請)

第百六條 法第六十七條の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録適合性確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 事業所の名称及び所在地を記載した書類
三 申請者が法第六十八條各号の規定に該当しないことを説明した書面
四 特殊電気工作物の性能に関する評価の手法及び実績を説明した書類
五 適合性確認の業務を行う者が法第六十九條第一項第二号の規定に適合することを説明した書類
六 申請者が法第六十九條第一項第三号の規定に適合することを説明した書類
(適合性確認の方法)

第百七條 法第七十一條第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を確認することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十三号)第四條、第五條及び第七條に規定する技術基準への適合性確認を行う方法とする。

- 一 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。
二 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。
三 前二号の照査の実施方法が適切であること。

(登録適合性確認機関に係る登録の更新)
第百八條 法第七十條の規定により、登録適合性確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百五條から前条までの規定を準用する。(変更の届出)

第百九條 登録適合性確認機関は、法第七十二條の規定により法第六十九條第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の届出をするときは、様式第七十による変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第百十條 法第七十三條第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。(業務規程)

一 適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
二 事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域
三 適合性確認の料金の収納の方法に関する事項
四 適合性確認の料金の算定の方法に関する事項

五 適合性確認の実施の方法に関する事項
六 適合性確認に関する公正の確保に関する事項
七 適合性確認員の選任及び解任に関する事項
八 適合性確認員の配置に関する事項
九 適合性確認の申請書の保存に関する事項
十 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項
十一 前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事項

2 登録適合性確認機関は、法第七十三條第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3 登録適合性確認機関は、法第七十三條第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。(業務の休廃止)

第百十一條 登録適合性確認機関は、法第七十四條の届出をするときは、様式第七十三の適合性確認業務休止(廃止)届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第百十二條 法第七十五條第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第七十五條第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信

され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法  
(帳簿)

第二百十三条 法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地
- 三 適合性確認の申請を受けた年月日
- 四 適合性確認を行った特殊電気工作物の概要
- 五 適合性確認の場所
- 六 適合性確認を行った年月日
- 七 適合性確認員の氏名
- 八 適合性確認の結果
- 九 その他適合性確認に関し必要な事項

2 法第七十九条第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第二百十四条 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようになって保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十九条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ)

第二百十五条 登録適合性確認機関は、法第八十条第二項の規定により経済産業大臣が同項の適合性確認の業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。  
一 引き継ぐべき適合性確認の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。  
二 引き継ぐべき適合性確認の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。  
三 その他経済産業大臣が適合性確認の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第二節 登録安全管理審査機関

(登録の申請)

第一百十六条 法第八十条の二の規定により申請をしようとする者は、様式第七十四の登録安全管理

理審査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの  
二 事業所の名称及び所在地を記載した書類  
三 申請者が法第八十条の六において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 審査の業務を行う者が法第八十条の三第一項第一号の規定に適合することを説明した書類

五 申請者が法第八十条の三第一項第二号の規定に適合することを説明した書類  
(安全管理審査の方法)

第一百七十七条 法第八十条の六において準用する法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第八十条の三第一項第二号に規定する審査対象電気工作物設置者(第三号イ及びロにおいて「設置者」という。)の法定自主検査の実施に係る体制を審査すること。
- 二 実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。  
イ 法定自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。  
ロ 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行うこと。
- 三 実地審査は、法定自主検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り(水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあつては、これらに加えて、法定自主検査の立会い)により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。  
イ 設置者の法定自主検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項  
ロ 設置者があらかじめ定めた法定自主検査の実施に係る体制に従って当該法定自主検査が行われているかどうかを判断するため  
に必要な事項

(業務規程)

第一百八条 法第八十条の四第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 審査の業務を行う時間及び休日に関する事項  
二 事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域

三 料金の収納の方法に関する事項  
四 料金の算定方法  
五 審査の実施の方法に関する事項  
六 安全管理審査員の選任及び解任に関する事項  
七 安全管理審査員の配置に関する事項  
八 審査の申請書の保存に関する事項  
九 経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項

十 審査の業務を行う電気工作物(第七十三条の六の二第一項各号及び第九十四条各号に掲げるものうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。)

十一 前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項

2 登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十五の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3 登録安全管理審査機関は、法第八十条の四第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十六の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(準用)

第一百八条の二 第二百五条、第六百八条、第六百九条及び第六百十一条から第六百十五条までの規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第二百五条中「適合性確認」とあるのは「審査」と、第六百八条中「法第七十条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十条」と、「第六百五条から前条まで」とあるのは「第六百六条、第六百七条及び第六百八条の二において準用する第六百五条」と、第六百九条中「法第七十二条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十二条」と、「法第六十九條第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は事業所の所在地」と、第六百十一条中「法第七十四条」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十四条」と、「様式第七十三の適合性確認業務休止(廃止)届出書」とあるのは「様式第七十六の二の安全管理審査業務休止(廃止)届出書」と、第六百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」と

あるのは「法第八十条の六において準用する法第七十五条第二項第四号」と、第六百十三条中「法第七十九条第一項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第一項」と、同条第一項各号中「適合性確認」とあるのは「審査」と、同項第二号及び第四号中「特殊電気工作物」とあるのは「電気工作物」と、同項第七号中「適合性確認員」とあるのは「安全管理審査員」と、第六百十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第六百八条の二において準用する第六百十三条第一項」と、「法第七十九条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第七十九条第二項」と、第六百十五条中「法第八十条第二項」とあるのは「法第八十条の六において準用する法第八十条第二項」と、「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と読み替えるものとする。

第三節 指定試験機関

(指定の申請)

第一百九条 法第八十一条第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第七十七の指定試験機関指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
一 定款及び登記事項証明書  
二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表  
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書  
四 次の事項を記載した書類  
イ 役員の名簿及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の名簿又は名称  
ロ 事務所所在地  
ハ 申請に係る試験事務の実施の方法に関する計画  
ニ 試験員の選任に関する事項  
ホ 申請に係る試験事務以外の業務を行って  
いる場合は、その業務の種類及び概要  
(事務所の変更)

第二百二十条 指定試験機関は、事務所所在地を変更しようとするときは、様式第七十の変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験員の要件)

第二百一十一条 法第八十四条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授、准教授又は講師（非常勤講師を除く。）の職にあり、又はあつた者

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気工学に関する学科を修めて卒業し（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）、かつ、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有する者

四 電気工作物検査官の職にあり、又はあつた者

五 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの

六 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に四年以上従事した経験を有するもの

七 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していることと経済産業大臣が認める者

（試験員の選任又は変更の届出）  
第二百二十二条 指定試験機関は、法第八十四条第三項の規定により試験員を選任したときは試験員に変更があつたときは、遅滞なく、様式第七十八の試験員の選任（変更）届出書に選任又は変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（業務の休廃止）  
第二百二十二条の二 指定試験機関は、法第八十四条の二の二の許可を受けようとするときは、様式第七十八の二の試験事務休止（廃止）許可申請書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

を受けようとするときは、様式第七十八の四の事業計画（収支予算）変更認可申請書に変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（役員員の選任及び解任）  
第二百二十二条の四 指定試験機関は、法第八十四条の四の認可を受けようとするときは、様式第七十八の五の役員員の選任（解任）認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（事務の引継ぎ）  
第二百二十二条の五 指定試験機関は、法第八十四条第二項の規定により経済産業大臣が同項の試験事務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 引き継ぐべき試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。  
二 引き継ぐべき試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。  
三 その他経済産業大臣が試験事務の引継ぎに關し必要と認める事項を行うこと。

（業務規程）  
第二百二十三条 法第八十四条の二第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項  
二 事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域  
三 手数料の収納の方法に関する事項  
四 試験の実施の方法に関する事項  
五 試験結果通知書の発行に関する事項  
六 試験員の選任及び解任に関する事項  
七 試験事務に關して知り得た秘密の保持に関する事項  
八 試験事務に関する書類の保存に関する事項  
九 前各号に掲げるもののほか、試験事務に關し必要な事項

2 指定試験機関は、法第八十四条の二第一項の規定により業務規程の設定の認可を受けようとするときは、様式第七十八の六の業務規程設定認可申請書に業務規程の案を添えて提出しなければならない。

3 指定試験機関は、法第八十四条の二第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十八の七の業務規程変更認可申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（試験結果の報告）  
第二百二十四条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、様式第七十九の試験結果報告書に合格者（一部の科目に合格した者（以下「科目合格者」という。）を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日、本籍地及び科目合格者にあつては合格科目を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）  
第二百二十五条 法第八十七条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、合格者に係る試験年月日、試験地、受験番号、氏名、生年月日及び本籍地とする。

2 法第八十七条の二第一項の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）  
第二百二十六条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第八十七条の二第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（登録の申請）  
第二百二十七条 法第八十九条の規定により申請をしようとする者は、様式第八十の登録調査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの  
二 事業所の名称及び所在地を記載した書類  
三 申請者が法第九十六条において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面  
四 申請者が法第九十条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類  
五 調査の業務を行う者が法第九十条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

（調査業務の廃止）  
第二百二十八条及び第二百二十九条 削除

（調査業務の廃止）  
第二百三十条 登録調査機関は、法第九十三条の規定による調査業務の廃止の届出をしようとするときは、様式第八十三の調査業務廃止届出書を提出しなければならない。

（業務規程）  
第二百三十一条 法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所の所在地及びその事業所が調査業務を行う区域  
二 料金の算定方法  
三 調査の実施の方法に關する事項  
四 調査を実施する者の選任及び解任に關する事項  
五 調査を実施する者の配置に關する事項  
六 一般用電気工作物の工事、維持及び運用に關する保安のため必要な事項の委託者に対する連絡に關する事項

七 前各号に掲げるもののほか、調査業務に關し必要な事項

2 登録調査機関は、法第九十四条第一項の規定により業務規程を届け出るときは、様式第八十三の二の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3 登録調査機関は、法第九十四条第一項の規定により業務規程の変更を届け出るときは、様式第八十三の三の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（準用）  
第二百三十二条 第二百三条、第二百三条の二、第二百八条及び第二百十二条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第二百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは、「法第九十六条において準用する法第七十九条第一項」と、第二百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第二百八条中「法第七十条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十条」と、「第二百五条から前条まで」とあるのは「第二百二十七条」と、第二百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替へるものとする。

（指定の申請）  
第二百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

（指定の申請）  
第二百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

（指定の申請）  
第二百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

（指定の申請）  
第二百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 三 市場開設業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類
- イ 市場開設業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況に関する事項
- ロ 市場開設業務の実施内容に関する事項

- 四 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を示すものとして次の事項を記載した書類
- イ 経理的及び技術的な基礎を有する旨を説明した事項
- ロ 売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための基準及びその方法に関する事項

- ハ 市場開設業務に用いる電子計算機等の設備の概要及びその所有又は借入れの別並びに当該設備に関する整備計画に関する事項
- 五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

- 六 災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画
- 七 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- 八 職員の氏名及び履歴を記載した書類
- 九 その代表権を有する役員及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを誓約する書類

- 十 役員を選任方法を記載した書類
- 十一 役員及び職員並びにこれらの職にあった者の行動規範を記載した書類
- 十二 役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類
- 十三 指定申請者が市場開設業務外の業務を行う場合には、当該業務の概要及び当該業務が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことを説明した書類

- 十四 役員が法第九十七条第一項第六号イ又はロに該当しないことを誓約する書類
- 2 経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

**第三十二條の三** 卸電力取引所は、法第九十七条第二項の規定による名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第八十三の五の卸電力取引所名称等変更届出書を提出しなければならない。

**第三十二條の四** 法第九十八条第二項の経済産業省令で定める時間は三十分とする。

**第三十二條の五** 卸電力取引所は、法第九十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第八十三の六の業務規程認可申請書に業務規程を添えて提出しなければならない。

**第三十二條の六** 法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法が翌日市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場ごとの異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項
- 九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項

**第三十二條の七** 法第九十九条第三項の認可の基準は、法第九十八条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

**第三十二條の八** 法第九十九条の五の経済産業省令で定める事項は、翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯における電力の売渡しに係る入札数量及び当該時間帯における電力の買入れに係る入札数量とする。

**第三十二條の九** 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の變更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画（収支予算）變更認可申請書に当該變更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収支予算の變更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の變更を伴うときは、当該變更後の書類を添付しなければならない。

**第三十二條の十** 卸電力取引所は、法第九十九条の七第二項の規定により毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、その事業年度末の貸借対照表を添えて、これを行わなければならない。

**第三十二條の十一** 卸電力取引所は、毎事業年度末において、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額が零以上であるときは、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

**第三十二條の十二** 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項

十一 市場開設業務の実施体制に関する事項

十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項

十三 取引参加者に対する処分に関する事項

十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項

十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に必要事項

**第三十二條の九** 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第八十三の八の卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに（法第九十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度末の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度末の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

**第三十二條の十** 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の變更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画（収支予算）變更認可申請書に当該變更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収支予算の變更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の變更を伴うときは、当該變更後の書類を添付しなければならない。

**第三十二條の十一** 卸電力取引所は、毎事業年度末において、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額が零以上であるときは、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

**第三十二條の十二** 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

**第三十二條の十三** 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

**第三十二條の十四** 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

**第三十二條の十五** 卸電力取引所は、法第九十九条の八の規定により、推進機関に対し、翌事業年度の四月三十日まで当該金額を納付するものとする。

卸電力取引所	翌日市場	一時間前市場	翌々日以降の時間帯
一 電力の受渡しが行われる時間帯ごとの売買取引の数量	一 翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量	一 翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量	一 翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯における売買取引の数量
二 一の時間帯における売買取引の価格（地域によって売買取引の価格が異なる場合の価格を含む。）	二 一の時間帯における売買取引の価格を当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した金額	二 一の時間帯における売買取引の価格を当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した金額	二 一の時間帯における売買取引の価格を当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した金額
三 商品ごとの売買取引の数量	三 商品ごとの売買取引の数量	三 商品ごとの売買取引の数量	三 商品ごとの売買取引の数量
四 商品ごとの売買取引の価格を当該時間帯の時間帯ごとの売買取引の数量により加重平均される電	四 商品ごとの売買取引の価格を当該時間帯の時間帯ごとの売買取引の数量により加重平均される電	四 商品ごとの売買取引の価格を当該時間帯の時間帯ごとの売買取引の数量により加重平均される電	四 商品ごとの売買取引の価格を当該時間帯の時間帯ごとの売買取引の数量により加重平均される電
五 商品ごとの売買取引の数量により加重平均される電	五 商品ごとの売買取引の数量により加重平均される電	五 商品ごとの売買取引の数量により加重平均される電	五 商品ごとの売買取引の数量により加重平均される電

2 前項の収入の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。

- 一 毎事業年度末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引（以下この条において「地域間売買取引」という。）を法第九十八条第三項の規定により地域ごとに算定された取引価格（次号において「地域取引価格」という。）で決済することにより卸電力取引所が得る額
- 二 毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域取引価格の差額（以下この条において「地域間値差」という。）と、卸電力取引所が販売する当該地域間値差に相当する額をあらかじめ確定するための商品（次項第一号において「地域間値差固定商品」という。）の価格との差額として当該事業年度末までに卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額

3 第一項の費用の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。

- 一 毎事業年度末までに行われた地域間売買取引に係る地域間値差と地域間値差固定商品の価格との差額として当該事業年度末までに卸電力取引所が取引参加者に支払う額
- 二 前項各号及び前号に関する事務費
- 四 卸電力取引所は、第一項の金額を当該金額が生じた事業年度の損益計算書に費用として計上するものとする。

（市場開設業務の休廃止）

第三百三十二条の十二 卸電力取引所は、法第九十九条の九第一項の規定により市場開設業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第八十三の十の市場開設業務休止（廃止）許可申請書を提出しなければならぬ。

（役員等の選任等の認可の申請）

第三百三十二条の十三 卸電力取引所は、法第九十九条の十の規定による役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第八十三の十一の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第六章 雑則

（特定計量の定義）

第三百三十二条の十四 法第九十九条の二第一項の経済産業省令で定める計量は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 電気計器（計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第一項の検定証印又は同法第九十六条第一項（同法第九十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているもの（検定証印等の有効期間を経過していないものに限る。）を除く。）を使用する計量
- 二 電力量その他の電気に係る物象の状態の量（計量法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を増加させ、又は減少させる機器の種類を特定してする計量
- 三 特定した機器の種類定格消費電力が五百キロワット未満であること又は出力電力が五百キロワット未満であることが見込まれる計量（電力の取引又は証明（計量法第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。以下同じ。）において、電力の上限が五百キロワット未満となる措置を講じている場合又は計量に関する知見に基づいて十分に検討され、その内容が公表されている場合を含む。）

第三百三十二条の十五 法第九十九条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、当該特定計量の実施予定日の三十日前までに、様式第八十三の十二の特定計量届出書に、様式第八十三の十三及び第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三百三十二条の十六 法第九十九条の二第一項の規定による変更の届出をしようとする者は、当該変更に係る事項について、変更の予定年月日の十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。特定計量に使用する電気計器の型名を追加しようとする者は、変更の予定年月日の三十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出書に、様式第八十三の十三及び様式第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三百三十二条の十七 法第九十九条の二第二項の経済産業省令で定める基準は、次条から第三百三十二条の二十一まで及び第三百三十二条の二十三に定めるところによる。

（特定計量に使用する電気計器に係る基準）

第三百三十二条の十八 特定計量に使用する電気計器は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 その誤差が、適正な計量の実施を確保するために必要と認められる範囲を超えないこと。

二 製造事業者名又は当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）、製造年、型名、製造番号、定格値その他電気計器を特定するために必要な事項が、その見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、表記されていること。ただし、その見やすい箇所に表記することが困難なときは、その近傍に表記し、又は必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにする等の代替的な措置が講じられていること。

三 計量した電力量その他の物象の状態の量の値を確認するための機能を有するものであること。

四 計量する機能の不正な変更を防止するための措置（特定計量を行う者による計量する機能の不正な変更を防止するための対応を含む。）が講じられていること。

五 計量する機能がその使用環境上想定し得る電流、電圧、周波数、温度の変化その他内外からの作用及び使用場所の状況の影響を容易に受けない性能を有するものであって、安全性その他適正な計量の実施を確保するために必要な性能を有するものであること。

六 次に掲げる基準に適合する者により、第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を確認するための検査が電気計器の通常の使用状態に応じて適切に行われ、かつ、当該検査に関する記録が適切に作成され、及び保存されていること。

- イ 第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を適切に確認することができる検査に関する知識を有する者であること
- ロ 第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を適切に確認することができる検査設備を所有し、又は利用できる者であること
- ハ その製造事業者が自ら検査を行う場合にあっては、その検査の実施において適正な体制を有する者であること
- 七 その構造、使用条件、使用状況等に応じた、第一号から第五号までに掲げる基準に適合する機能を維持するために必要な点検、取替えその他の措置が講じられていること。

（特定計量をする者に係る基準）

第三百三十二条の十九 特定計量に係る取引又は証明をしようとする者は、その相手方に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項（その内容を変更しようとする場合にあっては、当該変更しようとする事項に限る。）について説明を行うこととする。ただし、第一号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、特定計量をする者が、特定計量に係る取引又は証明の媒介、取次ぎ又は代理（以下この号において「媒介等」という。）を業として行う者（以下この号において「媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一 当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の氏名又は名称

二 当該媒介業者等が当該特定計量に係る取引又は証明の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該媒介業者等の氏名又は名称

三 検定証印等が付されているもの（検定証印等の有効期間を経過していないものに限る。）を使用する計量ではなく、電気事業法第三百三条の二第一項に規定する特定計量をする旨

四 特定計量をする電力量その他の物象の状態の量の種類

- 五 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する電気計器を特定するために必要な事項
- 六 前条第一号の誤差の範囲並びに当該誤差の範囲が計量法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超える場合にはその旨及びその誤差が電力の取引又は証明に及ぼす影響（軽微なものを除く。）
- 七 前条第三号の機能の概要
- 八 前条第六号の検査を行った者の名称
- 九 前条第七号の措置
- 十 当該特定計量に係る取引又は証明をしようとする者の電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
- 十一 媒介業者等が、当該特定計量に係る取引又は証明の媒介等を行う場合にあっては、当該媒介業者等の電話番号、電子メールアドレス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

十二 適正な計量の実施の確保のために特定計量に係る取引又は証明の相手方が遵守し、又は留意すべき事項があるときは、その内容

十三 電気計器の工事、維持及び運用に関する費用、その位置で計量をするにより発生する費用の負担その他の特定計量に係る取引又は証明の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十四 特定計量に係る取引又は証明の実施期間

十五 その他その特定計量をするに当たり必要な事項

第三百三十二条の二十 特定計量をする者は、特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理することとする。また、苦情の内容及び苦情処理に関する記録を、その記載の日から少なくとも二年間保存することとする。

第三百三十二条の二十一 特定計量をする者は、次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、これを特定計量の終了の日から少なくとも二年間保存することとする。

一 特定計量に使用する電気計器の設置の場所

二 第三百三十二条の十四第二号の機器の種類

三 第三百三十二条の十四第三号に掲げる計量に該当している旨

四 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する電気計器を特定するために必要な事項

五 特定計量の開始の日

六 第三百三十二条の十八条第七号の措置

七 特定計量に使用する電気計器の所有者の氏名又は名称

八 特定計量に係る取引又は証明の相手方の氏名又は名称その他の特定計量を適切に実施するための管理に必要な事項

(電磁的方法による保存)

第三百三十二条の二十二 第三百三十二条の二十一各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された台帳の保存に代えることができる。

第三百三十二条の二十三 特定計量をする者は、計量した電力量その他の物象の状態の量に関する記録の保存、サイバーセキュリティの確保その他の特定計量の適正な実施に関し必要な措置を講じることとする。

第三百三十二条の二十四 法第五十五条の二の経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 認定高度保安実施設置者

二 一般送配電事業者

三 発電事業者（第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当する発電等用電気工作物をその営む発電事業の用に供する者に限る。）

2 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

(立入検査の身分証明書)

第三百三十三條 法第七十条第十一項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

第三百三十三條の二 法第七十条第十七項において準用する同条第十五項の証明書は、様式第八十四の二によるものとする。

(調査の要請)

第三百三十四條 削除

第三百三十五條 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

2 経済産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

第三百三十六條 法第一百十條第一項の意見の聴取は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三

日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

第三百三十七條 削除

第三百三十八條 (申請書等の写しの提出)

経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 法第三十条及び第二十七條申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長	二 法第四十二条第一項又届出に係る電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
---	---

三 法第四十七条第一項又申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督署長

四 法第四十七條第四項若届出に係る電気工作物は第五項又は第四十八物の設置の場所を管轄する産業保安監督署長

(原子力発電所に係る工事に部長)

2 情報通信技術活用法第六條第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表中第二号に掲げる届出（法第四十二条第二項の規定による届出に限る。）に係る書類の写しを提出する場合は、情報通信技術活用法施行規則第四條第三項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。ただし、この省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第三十七條の規定は、この省令の施行の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(供給規程以外の供給条件)

第二条 改正法附則第五條第一項の承認を受けようとする者は、附則様式第一の供給規程以外の供給条件承認申請書に承認を受けようとする改正法による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第二十一條ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならない。

(振替供給約款)

第三条 新規則第三十七條の規定により指定される電気事業者（以下この条、第四條及び第六條の規定において「指定電気事業者」という。）は、同条の施行の日までに改正法による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十四條の三第一項の振替供給約款を定め、新規則第四十條の定めるところにより、通商産業大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした振替供給約款は、新規則第三十七條の施行の日新法第二十四條の三第一項の規定により届け出たものとみなす。

第四条 指定電気事業者は、前条第一項の規定による届出をした振替供給約款により難い特別の

事情がある場合において、新規則第三十七条の施行の日以後において当該振替供給約款以外の供給条件により振替供給を行おうとするときは、同条の施行の日までに当該振替供給に係る料金その他の供給条件について、新規則第四十一条の定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、新規則第三十七条の施行の日新法第二十四条の第三項ただし書の規定により承認を受けたものとみなす。

第五節 附則第三條第一項の規定による届出をした振替供給約款は、新規則第四十二条の定めるところによりこれを公表したときは、新規則第三十七条の施行の日新法第二十四条の第三項の規定により公表したものとみなす。

第六節 指定電気事業者は、附則第三條第一項の規定による届出及び前条の規定による公表をしたときは、新規則第四十条及び第四十二条の規定にかかわらず、新規則第三十七条の施行の日から当該届出及び公表をした振替供給約款を実施することができる。

(供給計画)  
第七節 新法第二十九条第二項の規定によるこの省令の施行の日の属する年度の供給計画に係る届出については、新規則第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

(一般用電気工作物)  
第八節 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であつて、改正前の電気事業法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十六条第一項の規定により旧法第六十六条第一項の一般用電気工作物に該当するもの（受電電圧が六百ボルト以下のものを除く。）については、新規則第四十八条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年間は、なお従前の例によることのできる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事（その工事の後に旧法第六十六条第一項の一般用電気工作物となる場合を除く。）を行うものについては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

(工事計画)  
第九節 この省令の施行前に旧法第四十一条第一項若しくは第二項若しくは旧法第七十条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は旧法第四十一条第五項若しくは旧法第七十条第五

項の規定による届出のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

第十節 この省令の施行前に旧法第四十二条第一項又は旧法第七十一条第一項の規定による届出をした工事の計画については、なお従前の例による。

(使用前検査)  
第十一節 この省令の施行前に旧法第四十三条第一項（旧法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による工事についての検査に係る申請があつたときは、当該工事についての検査については、なお従前の例による。

(溶接検査)  
第十二節 この省令の施行前に旧法第四十六条第一項の規定による溶接についての検査に係る申請があつたときは、当該溶接についての検査については、なお従前の例による。

第十三節 この省令の施行前に旧法第四十六条第二項第一号の認可を受けた者は、当該認可を受けた日の一年前の日に、当該認可を受けた方法について、新規則第八十二条第一号に掲げる事項に係る新法第五十二条第一項の規定による検査に合格したものとみなす。

第十四節 この省令の施行前に旧法第四十六条第三項の規定による溶接についての検査に係る申請があつたときは、当該溶接についての検査については、なお従前の例による。

(定期検査)  
第十五節 この省令の施行前に旧法第四十七条（旧法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査に係る申請があつたときは、当該申請に係る検査については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、当該申請に係る新法第三十八条第三項に規定する事業用電気工作物については、新法第四十六条の規定は、当該申請に係る検査が終了する日までは、適用しない。

(一般用電気工作物の調査)  
第十六節 この省令の施行の際現に新法第三十八条第一項の一般用電気工作物であつて、この省令の施行前に旧法第六十六条第一項の一般用電気工作物以外の電気工作物であつたものについては、この省令の施行の日以後最初に行うべき法第五十七条第一項の調査の時期は、新規則第九十六条第一号イの場合にあつてはこの省令の施行の日から四年を超えない時期、同号ロの場合にあつてはこの省令の施行の日から五年を超えない時期とする。

(第三条新法附則第十項の規定による認定の申請)  
第十七節 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第三条新法」という。）附則第十一項の申請書は、附則様式第二によるものとする。

2 第三条新法附則第十一項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。  
一 法第二十九条に基づき提出した直近の供給計画（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の供給計画及び資金調達実績を含む。）

二 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び直近年度の資金調達実績（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び資金調達実績を含む。）

3 経済産業大臣は、第三条新法附則第十二項の認定を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 附則様式第二及び前三項の規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

(書面の交付の特例)  
第十八節 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

第十九節 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第七項各号に掲げる場合のほか、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「登録特定送配電事業者等」という。）が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。



されている火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備（アンモニアの貯槽に係るものに限る。）は、電気事業法第五十二条第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けずに使用することができ。

**第四条** この省令の施行の際に溶接をし、又は溶接を完了し（輸入したものを除く。）、若しくはこの省令の施行前に輸入した火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備（液化ガス用燃料設備を除く。）は、電気事業法第五十二条第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けずに使用することができる。

**附則（平成一〇年六月二二日通商産業省令第五五号）**  
**（施行期日）**

この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。ただし、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は、環境影響評価法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十二日）から施行する。

**附則（平成一〇年九月三〇日通商産業省令第八〇号）**

1 この省令は、平成十年十月一日から施行する。  
2 この省令の施行前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定による認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

**附則（平成一一年三月一八日通商産業省令第一八号）**

この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四〇号）**  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則（平成一一年二月三日通商産業省令第一〇八号）**  
**（施行期日）**

**第一条** この省令は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条並びに第五条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

**（最終保障約款）**

**第二条** 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定による最終保障約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日から平成

十二年一月四日までに、この省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規規則」という。）様式第十九の二の最終保障約款届出書に当該最終保障約款及び料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 改正法附則第三条第一項の規定による最終保障約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日（十日前までに、新規規則様式第十九の三の最終保障約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。）  
一 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした現行の最終保障約款  
三 新規規則第二十六条の二第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

**第三条** 改正法附則第三条第三項の規定による最終保障約款の揭示をしようとする者は、平成十二年一月四日からこれを行わなければならない。  
**（供給約款等以外の供給条件）**  
**第四条** 改正法附則第二条第六項の承認を受けようとする者は、附則様式の供給約款等以外の供給条件承認申請書に承認を受けようとする改正法による改正前の電気事業法第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならない。

**（振替供給約款）**  
**第五条** 改正法附則第四条第一項の規定による振替供給約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日から平成十二年一月四日までに、新規規則様式第二十八の振替供給約款届出書に、当該振替供給約款及び料金又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 改正法附則第四条第一項の規定による振替供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日（十日前までに、新規規則様式第二十九の振替供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。）  
一 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした現行の振替供給約款

三 新規規則第三十九条第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、料金又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書  
四 新規規則第四十二條の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書  
五 新規規則第四十二條の三第二号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類

三 新規規則第三十九條第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、料金又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書  
**第六条** 改正法附則第四条第三項の規定による振替供給約款の公表は、平成十二年一月四日から、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

**（接続供給約款）**  
**第七条** 改正法附則第五条第一項の規定による接続供給約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日から平成十二年一月四日までに、新規規則様式第三十の二の接続供給約款届出書に、当該接続供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。  
一 接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類  
二 供給の相手方の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

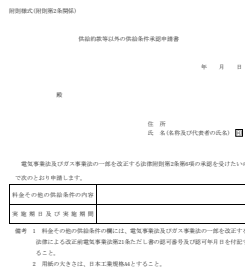
2 改正法附則第五条第一項の規定による接続供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日（十日前までに、新規規則様式第三十の三の接続供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。）  
一 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款  
三 新規規則第四十二條の三第二号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類

四 新規規則第四十二條の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書  
**第八条** 改正法附則第五条第三項の規定による接続供給約款の公表は、平成十二年一月四日から、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

**（供給計画）**  
**第九条** 改正法による改正後の電気事業法第二十九條第二項の規定によるこの省令の施行の日の属する年度の供給計画に係る届出については、新規規則第四十六條の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則様式

（附則第2条関係）



**附則（平成十二年一月四日通商産業省令第四号）**  
この省令は、平成十二年一月十五日から施行する。

**附則（平成十二年三月二日通商産業省令第六九号）**  
**（施行期日）**  
この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行前に申請がされた、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第四十九条第一項及び旧法第五十四条第一項の検査については、なお従前の例による。

**附則（平成十二年六月三日通商産業省令第一二〇号）**  
**（施行期日）**  
この省令は、平成十二年七月一日から施行する。  
**（経過措置）**  
**第二条** この省令の施行前に通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（以下「新法」という。）第九條の規定による改正前の電気事業法第四十七條第一項又は第二項の規定による認可の申請であつて、当該申請に係る工事の計画が基準・認証一括法第九條の規定による改正後の電気事業法第四十八條第一項の工事の計画に該当するものは、同項の規定によりした届出と見なす。

**附則（平成十二年六月三日通商産業省令第一二二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この省令は、平成十二年七月一日より施行する。  
**附則（平成十二年七月二日通商産業省令第一三〇号）**  
**（施行期日）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十二年七月二日通商産業省令第一四二号）**  
**（施行期日）**  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則（平成十三年三月二日経済産業省令第一九七号）抄**  
この省令は、平成十三年三月二日経済産業省令第一九七号の公布の日から施行する。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附則（平成十三年三月二日経済産業省令第一九七号）抄**  
**（施行期日）**  
この省令は、公布の日から施行する。

**1**  
この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

**附則（平成十三年三月二日経済産業省令第一二二〇号）抄**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十三年四月二六日経済産業省令第一五七号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十三年六月六日経済産業省令第一六九号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十三年六月二九日経済産業省令第一七八号）**  
この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

**附則（平成十三年七月二日経済産業省令第一八五号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十三年十一月二日経済産業省令第二二二号）抄**  
この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年十二月十五日）から施行する。  
**附則（平成十四年五月七日経済産業省令第七九号）**  
この省令は、平成十四年五月八日から施行する。

**附則（平成十五年三月二日経済産業省令第一九〇号）**  
この省令は、電気事業法及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。  
**附則（平成十五年三月二五二日経済産業省令第二六号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十五年三月二八日経済産業省令第三五号）**

**1** この省令は、公布の日から施行する。

**2** この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則第七十三條の二第八号の規定に該当するものについては、なお従前の例による。

**附則（平成十五年三月二日経済産業省令第四三三号）抄**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則（平成十五年三月三十一日経済産業省令第四七〇号）抄**  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、電気事業法及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十八号）附則第一条第一号に定める日（平成十五年四月一日）から施行する。  
**附則（平成十五年七月一日経済産業省令第八〇号）抄**  
**（施行期日）**  
この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

**（経過措置）**  
**第三条** この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則（以下「旧電気事業法施行規則」という。）第五十二條第二項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者が実施する工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務にこの省令の施行の際現に従事している者については、改正後の電気事業法施行規則（以下「新電気事業法施行規則」という。）第五十二條の二第一号ロに係る同条第二号イの規定は適用しない。  
**第四条** この省令の施行前に旧電気事業法施行規則第五十二條第二項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者については、この省令の施行の日から二年を経過する日までの間は、新電気事業法施行規則第五十二條の二第二号ハの規定中「保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）」とくに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した」とあるのは「保安管理業務を受託した事業場について、事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値の和を保安業務従事者の数で除した」と読み替えるものとし、第五十三條第二項第二号の規定は適用しない。

**附則（平成十五年七月一日経済産業省令第八二二号）抄**

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十五年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号及び第二号、第三号及び第四号又は第五号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期は、それぞれこの省令の施行後の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号、第二号又は第三号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期とみなす。

附則（平成十五年七月二五日経済産業省令第八四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年九月一日経済産業省令第九八号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第四十七条第一項又は第二項による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この省令の施行により新たに法第四十七条第一項又は法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第四十七条第一項若しくは第二項又は法第四十八条第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

第四条 この省令による改正後の電気事業法施行規則第六十二条第一項又は第六十五条第一項に係る工事に關し法第四十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者又は法第四十八条第一項の届出をしようとする者は、この省令の施行前において、その認可の申請又は届出を行つことができる。

附則（平成十五年九月二二日経済産業省令第一〇三号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際既に改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第七

十八条第二項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して輸入燃料体検査を受けるべき燃料体に係る燃料材の成形加工を開始しているもの（改正前の電気事業法施行規則（以下「旧規則」という。）第七十八条の規定により輸入燃料体検査申請書を提出したものを除く。）に關する同項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替へるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第三条 この省令の施行前に旧規則第九十二条第二項の規定により経済産業局長に提出された申請書（電気事業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十三号）による改正前の電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九号の表第十二号（二）に掲げるもの）に係るものに限る。）で、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後において新規則第九十二条第二項の規定により経済産業大臣に提出されるべきこととなるもの（当該申請に係る処分がなされていないものに限る。）は、施行日以後においては、この規定により経済産業大臣に提出されたものとみなす。

第四条 この省令の施行前に独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）附則第十条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第五十四条の規定による検査に係る申請があつたものについては、旧規則第九十条の二の規定は、なおその効力を有する。

2 前項において、旧規則第九十条の二中「電気工作物検査官」とあるのは、「電気工作物検査官（法第五十四条第二項の規定により機構が検査に關する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員）」とする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧規則第九十条の二に規定する事項のうち次の各号に掲げるものについては、新規則第九十三条の四第二項各号の規定にかかわらず、独立行政法人原子力安全基盤機構法附則第十條の規定による改正後の電気事業法（以下

「新法」という。）第五十四条第二項の規定により、機構が行うものとする。

一 旧規則第九十条の二第一号に掲げる事項  
二 旧規則第九十条の二第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの  
イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動試験  
ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入試験  
ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい試験  
ニ 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動試験  
三 旧規則第九十条の二第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの  
イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動試験  
ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動系の制御棒緊急そう入試験  
ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい試験  
ニ 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動試験

第五条 この省令の施行の際既に新法第五十五条第一項の特定電気工作物であるものについては、この省令の施行の日以後最初に行うべき同項の検査の時期は、次に掲げる時期とする。

一 新規則第九十四条の二第一項第一号の場合にあつては、運転が開始された日又は旧法第五十五条第一項の定期自主検査が終了した日以降四年を超えない時期  
二 新規則第九十四条の二第二項第一号の二の場合にあつては、運転が開始された日又は旧法第五十四条の定期検査が終了した日（前条第一項の場合にあつては、当該申請に係る定期検査が終了した日）から一年を経過した日以降三年を超えない時期  
三 新規則第九十四条の二第二項第二号の場合にあつては、運転が開始された日又は旧法第五十五条第一項の定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期  
四 新規則第九十四条の二第二項第三号の場合にあつては、運転が開始された日又は旧法第五十五条第一項の定期自主検査が終了した日から二年を超えない時期  
五 新規則第九十四条の二第二項第四号のうち燃料電池用改質器にあつては、運転が開始さ

れた日又は旧法第五十五条第一項の定期自主検査が終了した日以降十三月を超えない時期  
六 新規則第九十四条の二第二項第四号のうち前号以外のものにあつては、運転が開始された日又は旧法第五十四条の定期検査が終了した日（前条第一項の場合にあつては、当該申請に係る定期検査が終了した日）以降十三月を超えない時期  
七 新規則第九十四条の二第二項第五号の場合にあつては、運転が開始された日又は旧法第五十四条の定期検査が終了した日（前条第一項の場合にあつては、当該申請に係る定期検査が終了した日）以降十三月を超えない時期  
附則（平成十五年九月三〇日経済産業省令第一三四号）  
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十五年二月八日経済産業省令第一四九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月二二日経済産業省令第一五四号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中電気事業法施行規則第二十条の改正規定並びに附則第二条、第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。（最終保障約款）

第二条 この省令の公布の際既に電気事業法（以下「法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下同じ。）は、平成十六年一月十六日までに、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二条の二に定める要件に該当する法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要（附則第四条及び第五条において単に「特定規模需要」という。）に係る法第十九条の二第一項の約款を定め、電気事業法施行規則様式第二一の約款を最終保障約款届出書に、当該約款及び料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額決定の方法に關する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款（以下「最終保障約款」という。）について準用する。

3 第一項の規定は、前項において準用する法第十九条の二第二項の規定による命令により変更

れた日又は旧法第五十五条第一項の定期自主検査が終了した日以降十三月を超えない時期  
六 新規則第九十四条の二第二項第四号のうち前号以外のものにあつては、運転が開始された日又は旧法第五十四条の定期検査が終了した日（前条第一項の場合にあつては、当該申請に係る定期検査が終了した日）以降十三月を超えない時期  
七 新規則第九十四条の二第二項第五号の場合にあつては、運転が開始された日又は旧法第五十四条の定期検査が終了した日（前条第一項の場合にあつては、当該申請に係る定期検査が終了した日）以降十三月を超えない時期  
附則（平成十五年九月三〇日経済産業省令第一三四号）  
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十五年二月八日経済産業省令第一四九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月二二日経済産業省令第一五四号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中電気事業法施行規則第二十条の改正規定並びに附則第二条、第三条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。（最終保障約款）

第二条 この省令の公布の際既に電気事業法（以下「法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下同じ。）は、平成十六年一月十六日までに、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二条の二に定める要件に該当する法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要（附則第四条及び第五条において単に「特定規模需要」という。）に係る法第十九条の二第一項の約款を定め、電気事業法施行規則様式第二一の約款を最終保障約款届出書に、当該約款及び料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額決定の方法に關する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款（以下「最終保障約款」という。）について準用する。

3 第一項の規定は、前項において準用する法第十九条の二第二項の規定による命令により変更

の届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「平成十六年一月十六日」とあるのは「平成十六年三月五日」と、「様式第十九の二の最終保障約款届出書」とあるのは「様式第十九の三の最終保障約款変更届出書」と、「料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額決定の方法に関する説明書」とあるのは「電気事業法施行規則第二十六條の三第二項第一号から第三号までに定める書類」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年一月十六日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

5 第三項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年三月五日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

6 第一項の規定による届出をした最終保障約款（第三項において準用する第一項の規定による最終保障約款の変更の届出をした場合にあつては、当該変更後の最終保障約款）は、この省令の施行の日以後第十九條の二第一項の規定による届出をした約款とみなす。

（接続供給約款）  
**第三条** この省令の公布の際現に法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、平成十六年一月十六日までに、新施行規則及び第三條の規定による改正後の接続供給約款料金算定規則（以下「新接続算定規則」という。）で定めるところにより、法第二十四條の四第一項の接続供給約款を定め、電気事業法施行規則様式第三十の二の接続供給約款届出書に、当該接続供給約款及び次の書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

一 新接続算定規則様式第一から様式第九までにより作成した書類  
 二 供給の相手方の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書

2 前項の場合において、新接続算定規則の規定の適用については、同規則第三条第一項中「将来の合理的な期間」とあるのは「事業者の実情に応じた合理的な期間」と、同規則第十九條第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家費の

合計額」とあるのは「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（電源開発促進税に係る額を除く。）」と、「特別高圧需要及び高圧需要」との料金収入」とあるのは「特別高圧需要及び高圧需要ことの料金収入（電源開発促進税に係る収入を除く。）」と、同条第二項中「送電・高圧配電関連需要種別原価等」とあるのは「送電・高圧配電関連需要種別原価等及び平成十六年四月一日時点の電源開発促進税の税率」とすることができ。

3 法第二十四條の四第三項の規定は、第一項の規定による届出に係る接続供給約款について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、前項において準用する法第二十四條の四第三項の規定による命令により変更の届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「平成十六年一月十六日」とあるのは「平成十六年三月五日」と、「様式第三十の二の接続供給約款届出書」とあるのは「様式第三十の三の接続供給約款変更届出書」と、「一 新接続算定規則様式第一から様式第九までにより作成した書類」二 供給の相手方の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書」とあるのは「一 変更を必要とする理由を記載した書類」二 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款

／三 電気事業法施行規則第四十二條の三第二号の事項を変更しようとするときは、新接続算定規則様式第一から様式第九までにより作成した書類／四 電気事業法施行規則第四十二條の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年一月十六日までに、同項の規定による届出をした接続供給約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

6 第四項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十六年三月五日までに、同項の規定による届出をした接続供給約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

7 第一項の規定による届出をした接続供給約款（第四項において準用する第一項の規定により

接続供給約款の変更の届出をした場合にあつては、当該変更後の接続供給約款）は、この省令の施行の日以後第二十四條の四第一項の規定による届出をした接続供給約款とみなす。

（経過措置）  
**第四条** この省令の施行の際現に法第十九條第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び法第二十一條第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（特定規模需要のみに係る部分を除く。）は、この省令の施行の日、それぞれ、法第十九條第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び法第二十一條第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

**第五条** この省令の施行の際現に法第十九條第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款又は法第二十一條第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気の供給を行つて一般電気事業者は、法第二十一條第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。

**第六条** この省令の施行の際現に法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者が法第十九條第一項の規定により供給約款の認可を受けようとする場合における当該供給約款で設定する料金のうち高圧需要に係るものの算定方法については、別に省令で定める。

**第七条** 新接続算定規則第二十二條から第二十八條までの規定にかかわらず、特別高圧需要に係る変動・事故関連費の整理については、当分の間、従前の例により行うものとする。この場合において、第三條の規定による改正前の接続供給約款料金算定規則中「特定規模需要」とあるのは「特別高圧需要」と、新接続算定規則第二十九條第一項中「前条」とあるのは「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年経済産業省令第五十四号。以下「改正省令」という。）附則第七條第一項の規定により従前の例によることとされた改正省令第三條の規定による改正前の接続供給約款料金算定規則第二十八條」とする。

2 附則第三條第一項及び第二項の場合において、新接続算定規則の規定により設定する特別高圧需要に係る基準接続供給料金の額が、この省令の公布前に法第二十四條の四第一項の規定により届出をしている接続供給約款で設定されている特定規模需要に係る基準接続供給料金の額（法第二十四條の四第二項の規定により承認を受けている場合は、その承認を受けた額）を上回ることとなるときは、附則第三條第一項の規定による届出に係る特別高圧需要に係る基準接続供給料金の算定は、新接続算定規則の規定にかかわらず、従前の例により行うものとする。

附則（平成一五年一月二六日経済産業省令第一六三号）  
 この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。  
 附則（平成一六年二月二五日電経産省令第二〇号）抄  
 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年三月九日電経産省令第二九号）  
 この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。  
 附則（平成一六年三月一六日電経産省令第三一号）抄  
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年七月五日電経産省令第七五号）  
 この省令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成一六年九月二二日電経産省令第九四号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年十一月二九日電経産省令第一〇七号）抄  
 この省令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成一六年十二月二日電経産省令第一一〇号）  
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年十二月二〇日電経産省令第一一七号）抄  
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第三条、第四条及び第五条の規定 公布の日  
二 第一条中電気事業法施行規則第二十一条の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定 平成十七年三月十五日  
（経過措置）

第二条 平成十七年四月一日以降に、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二條第四号に規定する料金を、変更しようとする場合には、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「新供給約款算定規則」という。）、電源線の費用に関する省令（平成十六年経済産業省令百十九号。以下「電源線省令」という。）及び一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令百十八号。以下「振替費用算定省令」という。）の規定の例により、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第十九條第一項の認可を受け、又は同条第四項の届出をすることができる。

第三条 この省令の公布の際現に電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条において同じ。）は、平成十七年一月十七日までに、新施行規則第二条の二に定める要件に該当する改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二条第一項第七号に規定する特定規模需要（附則第六条及び第七条において単に「特定規模需要」という。）に係る旧法第十九條の二の最終保障約款届出書に、当該約款及び料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 旧法第十九條の二第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款（以下「最終保障約款」という。）について準用する。

3 第一項の規定は、前項において準用する旧法第十九條の二第二項の規定による命令により変更の届出をする場合について準用する。この場合において、第二項中「平成十七年一月十七日」とあるのは「平成十七年三月四日」と、「様式第十九の二の最終保障約款届出書」とあるのは「様式第十九の三の最終保障約款変更届出書」と、「料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書」とあるのは「電気事業法施行規則第二十六條の三第二項第一号から第三号までに定める書類」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十七年一月十七日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

5 第三項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十七年三月四日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

6 第一項の規定による届出をした最終保障約款（第三項において準用する第一項の規定による最終保障約款の変更の届出をした場合にあつては、当該変更後の最終保障約款）は、この省令の施行の日にならぬ新法第十九條の二第一項の規定による届出をした約款とみなす。

第四条 改正法附則第三条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、平成十七年一月四日までに、新施行規則、第三条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第六十六号。以下「託送算定規則」という。）及び電源線省令及び振替費用算定省令で定めるところにより、新法第二十四條の三第一項に規定する託送供給約款を定め、新施行規則様式第二十八の託送供給約款届出書に、当該託送供給約款及び次の書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

一 託送算定規則様式第一から様式第八までにより作成した書類  
二 供給の相手方の負担となるべき金額（料金を除く）の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

2 前項の場合において、託送算定規則の規定の適用については、託送算定規則第三条第一項中

「将来の合理的な期間」とあるのは「事業者の実情に応じた合理的な期間」と、託送算定規則第十九條第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家の合計額」とあるのは「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（電源開発促進税に係る額を除く。）」と、「特別高圧需要及び高圧需要」とあるのは「特別高圧需要及び高圧需要」との料金収入（電源開発促進税に係る収入を除く。）」と、同条第二項中「送電・高圧配電需要種別原価等」とあるのは「送電・高圧配電需要種別原価等及び平成十七年四月一日時点の電源開発促進税の税率」と、託送算定規則第十九條の十五第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（電源開発促進税に係る額を除く。）」と、「料金収入」とあるのは「料金収入（電源開発促進税に係る収入を除く。）」と、同条第二項中「送電開連特別高圧需要原価等」とあるのは「送電開連特別高圧需要原価等及び平成十七年四月一日時点の電源開発促進税の税率」とすることができる。

3 改正法附則第三条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、平成十七年三月四日までに、新施行規則様式第二十九の託送供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類  
二 変更しようとする部分を明らかにした現行の託送供給約款  
三 新施行規則第三十九條第一項第二号の事項を変更しようとするときは、託送算定規則様式第一から様式第八までにより作成した書類

四 新施行規則第三十九條第一項第一号若しくはハ又は同条第一項第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

4 改正法附則第三条第一項前段の規定による託送供給約款の届出をした一般電気事業者は、平成十七年一月四日までに、当該託送供給約款を営業所及び事務所に掲示することにより、公表しなければならない。

5 改正法附則第三条第一項後段の規定による託送供給約款の届出をした一般電気事業者は、平成十七年三月四日までに、当該託送供給約款を

営業所及び事務所に掲示することにより、公表しなければならない。  
6 改正法附則第五条の規定による新法第二十四條の三第二項ただし書の規定による承認を改正法施行前に受けようとする者は、新施行規則様式第三十の託送供給特例承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
一 託送供給約款により難い理由を記載した書類  
二 供給の相手方との契約書の写し

第五条 改正法附則第五条の規定による新法第二十四條の四第一項ただし書の規定による承認を改正法の施行前に受けようとする者は、新施行規則様式第三十の四の振替供給条件届出不要承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。  
一 新法第二十四條の四第一項に規定する振替供給による電気の供給が想定されない理由を記載した書類  
二 電気の供給地点を示した送電開係一覧図

第六条 この省令の施行の際現に旧法第十九條第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び旧法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（特定規模需要のみに係る部分を除く。）は、この省令の施行の日、それぞれ、新法第十九條第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び新法第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に旧法第十九條第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款又は旧法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気の供給を行っている一般電気事業者は、新法第二十一条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。

附則（平成一六年一二月二八日経済産業省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月六日経済産業省 令第一号)

(施行期日)
第一条 この省令は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という)から施行する。

(経過措置)
第二条 施行日前に、鉱山に属する工作物(海域にあり、定置式のものに限る。)に現に設置されている電気工作物(内燃機関であつて、ディーゼル発電機に限る。)については、この省令による改正後の電気事業法施行規則別表第四及び別表第五並びに発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第四条第六項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一七年三月三日経済産業省 令第一三三号)
この省令は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省 令第一四四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月一〇日経済産業省 令第一九〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている燃料電池発電設備であつて、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十七年経済産業省令第十七号)による改正後の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成十九年通商産業省令第五十一号)の規定及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十七年経済産業省令第十八号)による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令(平成十九年通商産業省令第五十二号)の規定に適合しないものについては、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年三月三〇日経済産業省 令第四八号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に電気事業法第五十五条第一項に基づき検査し、又は検査に着手しているものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年五月三一日経済産業省 令第六二二号)

この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月一日経済産業省 令第六八〇号) 抄

第一条 この省令は平成十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月八日経済産業省 令第六九〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十条の二第三項又は第五十五条第四項による申請のあつた安全管理審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年九月一日経済産業省 令第六八六号)
この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二五日経済産業省 令第九八〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日経済産業省 令第一二二二号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。)第四十七条第一項又は第二項による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この省令の施行により新たに法第四十七条第一項又は法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第四十七条第一項若しくは第二項又は法第四十八条第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

第四条 この省令の施行前に法第五十五条第一項の検査を開始したものであるものは、この省令第九十四条第二項及び第九十四条の四の二第一項の規定は、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年三月三一日経済産業省 令第二八八号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一八年一〇月二七日経済産業省 令第九四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年八月九日経済産業省 令第五六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
1 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。
3 この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

附 則 (平成一九年九月三日経済産業省 令第五九〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業法施行規則第八十一条及び様式第五十六の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現に電気事業法第五十二条第一項に基づき検査した、又は検査に着手しているものについては、なお従前の例による。
附 則 (平成二〇年一月八日経済産業省 令第一一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年四月七日経済産業省 令第三一〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年五月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行前に電気事業法(以下「法」という。)第四十七条第一項又は第二項の規定による認可の申請のあつた工事の計画については、なお従前の例による。
第三条 この省令の施行前に施設に着手した工事であつて、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同条の規定にかかわらず、届出を要しない。
附 則 (平成二〇年八月二九日経済産業省 令第六二二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日(以下「基準日」という。)から起算して五年を経過した日から施行する。
(経過措置)
第二条 第一条による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第九十条の二、第九十一条第二項、第九十三条、第九十四条の二(第一項第六号を除く。)、第九十四条の三及び第九十四条の五の規定は、それぞれ、基準日以後に開始する電気事業法(以下「法」という。)第五十四条第一項の検査(以下「定期検査」という。)、法第五十五条第一項の検査及び法第五十五条第四項の審査から適用する。
第三条 新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行(附則第一条本文の規定による施行をいう。以下同じ。)の際現に使用されているものに係る法第四十二条第一項の保安規程(以下「保安規程」という。)については、新規則第五十条第三項並びに第五十一条第三項及び第四項の規定は、

定期検査であつて基準日以後最初に行われるものの開始する日の三月前の日から適用する。

第四条 新規則第五十條第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行の際現に発電所又は発電設備の設置の工事が行われているものに係る保安規程については、新規則第五十條第三項並びに第五十一條第三項及び第四項の規定は、基準日から適用する。

第五条 前二條の規定にかかわらず、新規則第五十條第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行の際現に原子炉の運転を相当期間停止しているものに係る保安規程については、新規則第五十條第三項並びに第五十一條第三項及び第四項の規定は、基準日から適用する。

第六条 この省令の施行の際現に使用されている特定重要電気工作物については、基準日以後最初に行われる定期検査までは、新規則第九十一條第二項の特定重要電気工作物について、十三月以上の間法第三十九條第一項に規定する技術基準に適合している状態を維持することを定期検査において確認したものとみなす。

第七条 附則第二条の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に使用されている特定電気工作物であつて原子炉の運転を相当期間停止しているもの（この省令の施行の際現に電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年経済産業省令第三百号）附則第四条及び第五条の適用を受けているものを含む。）については、新規則第九十條の二、第九十三條、第九十四條の二、第九十四條の三及び第九十四條の五の規定は、基準日から適用する。

第八条 この省令の施行の際現に使用されている原子力発電所に属する特定電気工作物（新規則第九十四條第一項第一号の二及び第二項で定めるものをいう。以下同じ。）については、新規則第九十四條の二第一項第六号の規定は、基準日以後最初に行われる定期検査が終了した日から適用する。

第九条 原子力発電所に属する特定電気工作物であつてこの省令の施行の際現にその発電所又は発電設備の設置の工事が行われているものについては、新規則第九十四條の二第一項第六号の規定は、当該特定電気工作物の運転が開始された日から適用する。

附則（平成二〇年一〇月一日経済産業省令第七号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第九十六條第一号の登録を受けようとする法人は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法施行規則（以下「旧規則」という。）第九十六條第一号の承認を受けている法人は、新規則第九十六條第一号の登録を受けているものとみなす。

第四条 この省令の施行の際現に旧規則第九十八條第一項の承認を受けている保守管理業務規程は、新規則第九十八條第一項の届出をした点検業務受託事業規程とみなす。

第五条 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）における助教としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附則（平成二〇年二月一日経済産業省令第八二号）  
抄  
この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月一日経済産業省令第八七号）  
抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五條まで及び第七條から第九條までの規定は同年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月一九日経済産業省令第九号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月一八日経済産業省令第六九号）  
抄  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月二四日経済産業省令第三七号）  
抄  
この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附則（平成二二年七月三〇日経済産業省令第四六号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月七日経済産業省令第二二号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月一四日経済産業省令第三四号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十三條の六の二第一項の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号）  
抄  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年六月三〇日経済産業省令第三四号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二六日経済産業省令第一四号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号）  
抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法施行規則附則第十七條の改正規定及び次条から附則第九條までの規定 公布の日  
（電気事業法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現に電気事業法第二十四條の三第一項の規定により届け出られた託送供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる場合においては、次の各号に定める規定を適用しない。

一 前項の規定により電気事業法第二十四條の三第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をする場合であつて、特定電気事業者に対して行われる託送供給に係る電気事業法施行規則第三十九條第一項第一号ロ及びハ並びに同項第二号ロ、ハ及びニの事項について、特定規模電気事業者と同等の供給条件を定める場合（特定規模電気事業者に対して行われる託送供給に係る電気事業法施行規則第三十九條第一項第一号ロ及びハ並びに同項第二号ロ、ハ及びニの事項を変更する場合（次号の場合を除く。）を除く。）一般電気事業託送供給約款算定規則の規定

二 この省令による改正後の一般電気事業託送供給約款算定規則附則第三条で定めるところにより、電気事業法第二十四條の三第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をする場合（変動範囲外発電力金のみの変更をする場合に限る。）一般電気事業託送供給約款算定規則の規定（第二十九條第三項、別表第二及び附則第三条の規定を除く。）

4 一般電気事業者は、前項各号に掲げる場合には、電気事業法施行規則第四十條第二項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号に定める書類を省略することができる。

附則（平成二四年四月一七日経済産業省令第三五号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年六月一日経済産業省令第四四号）  
抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附則（平成二四年六月二九日経済産業省令第四七号）  
抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）  
抄  
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二四年一〇月一日経済産業省令第七五号）

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二四年十月一日）から施行する。

附則（平成二四年一〇月五日経済産業省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年一二月一六日経済産業省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二一日経済産業省令第八八号）

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年六月二八日経済産業省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年七月八日経済産業省令第九六号）

この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月八日）から施行する。

附則（平成二五年一二月六日経済産業省令第九九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、第二条中電気事業会計規則別表第二の第一表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（託送供給約款の届出等に関する経過措置）

第二条 電気事業法の一部を改正する法律（平成二五年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする一般電気事業者は、

この省令の公布の日から平成二六年一月六日までの間に、公布の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）様式第二十九の託送供給約款変更届出書に、その変更後の託送供給約款及び新施行規則第四十条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、第四条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（第三項において「新算定規則」という。）様式第一から第八までにより作成した書類に限る。）を添えて提出しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

2 前項の規定は、改正法附則第二条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする一般電気事業者について準用する。この場合において、同項中「この省令の公布の日から平成二六年一月六日までの間」とあるのは、「平成二六年三月二一日まで」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における新算定規則の規定の適用については、新算定規則第三条第一項中「将来の合理的な期間」とあるのは、「事業者の実情に応じた合理的な期間」と読み替えることができる。

第三条 改正法附則第二条第三項の規定による託送供給約款の公表は、平成二六年一月六日から、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

附則（平成二五年一二月一一日経済産業省令第九六号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二五年十二月十一日）から施行する。

附則（平成二五年一二月二六日経済産業省令第九七号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年十二月二七日）から施行する。

附則（平成二六年二月二六日経済産業省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年五月二九日経済産業省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年八月一日経済産業省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一二月五日経済産業省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月四日経済産業省令第一〇七号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四

項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法の施行の際現に改正法による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者及び旧法第十六条の二第一項の届出をしている特定規模電気事業者は、平成二十七年四月三十日までに、平成二十七年年度の供給計画（改正法による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第十九条第一項に規定する供給計画をいう。）次項において同じ。）に係る新法第二十九条第一項の規定による届出を行わなければならない。

2 広域的運営推進機関は、平成二十七年六月三十日までに、平成二十七年年度の供給計画に係る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

附則（平成二七年四月三〇日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年八月三一日経済産業省令第一〇六号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月二二日経済産業省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月一日経済産業省令第一一〇号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（卸供給料金算定規則等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第七七号）

二 電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令（平成二十七年経済産業省令第五十五号）

三 小売電気事業の登録の申請等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十八号）

四 電気事業法第十条第二項等の合併及び分割の認可の申請手続に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十四号）

五 卸電力取引所の指定等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十五号）

六 電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第十九号）

（経過措置）

第三条 平成二十八年度の供給計画に係る電気事業法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十九条第一項の規定による届出は、電気事業者（新法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいい、同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）を除く。）にあつては平成二十八年四月二十八日までに、一般送配電事業者にあつては平成二十八年五月三十一日までに行わなければならない。

第四条 広域的運営推進機関は、平成二十八年六月三十日までに、平成二十八年度の供給計画に係る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法施行規則（以下「旧令」という。）第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物であつてこの省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新令」という。）第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物に該当するものを設置している者（当該事業用電気工作物に係る旧令第五十条第二項各号に掲げる事項を保安規程において定めている者に限る。）は、新法第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程に定め、届け出ること（これを要しない。ただし、当該事項に変更が生じた場合については、この限りでない。）

2 この省令の施行の際現に旧令第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物であつて新令第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物に該当するものを設置している者（当該事業用電気工作物に係る旧令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程において定めている者に限る。）は、新法第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から六十日以内に、当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第二項各号に掲げる事項を保安規程に定め、届け出なければならない。

この省令は、公布の日から施行する。



附則（平成二八年一月三〇日経済産業省令第一〇八号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定に関わらず、届出を要しない。

附則（平成二九年三月一四日経済産業省令第三十号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三十二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二項及び第五項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二項及び第五項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（工事計画の届出に係る経過措置）  
第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、届出を要しない。

（定期安全管理審査に係る経過措置）  
第五条 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていないと評定され、かつ、第四条の規定による改正前の電気事業法施行規則（以下「旧規則」という。）第九十四条の二第二項第一号の規定に基づき、旧規則第九十四条第二号から第四号に掲げる電気工作物の定期事業者検査

の時期を二年延長する承認を受けた組織は、第四条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第九十四条の五第一項第二号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていないと評定された組織は、新規則第九十四条の五第一項第三号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。

附則（平成二九年九月二八日経済産業省令第七十七号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第七十号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二項及び第五項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年五月一日経済産業省令第二十六号）

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

附則（平成三〇年七月六日経済産業省令第四十五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年十一月二七日経済産業省令第七十三号）

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三十三号）

（施行期日）  
1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第八条に規定する認定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の電気事業法施行規則附則第十八条の規定の例により行うことができる。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月二三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和元年二月二七日経済産業省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月一八日経済産業省令第一六号）

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日経済産業省令第二三号）

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二二日経済産業省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 経済産業大臣は、この省令の施行後三年以内に、この省令による改正後の電気事業法施行規則第四十条の二の規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和二年七月二九日経済産業省令第六五号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、届出を要しない。

附則（令和二年九月三〇日経済産業省令第七九号）  
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月九日経済産業省令第一一号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月一〇日経済産業省令第二二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行前に生じた第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第三百二十二条の五第九号に規定する収益が卸電力取引所の業務規程で定めるところにより広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に対して納付されたときは、強靱かつ持続可能な電気供給

体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第一条の規定による改正後の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第九十九条の八の規定により推進機関に対して納付されたものとみなす。

第三条 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第三百二十二条の十一第二項の収入の額は、同項各号に掲げる額に、毎事業年度末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引のうち会社間連系線の利用に係る計画であつて推進機関が卸電力取引所に通知するものに係る電力の売買取引(以下この条において「経過措置対象売買取引」という。)において卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額を加えて得た額とし、同条第三項の費用の額は、同項各号に掲げる額に、経過措置対象売買取引において卸電力取引所が取引参加者に支払う額及びこれに関する事務費を加えて得た額とする。

附則(令和三年三月三十一日経済産業省令第二七号) この省令は、令和三年四月一日から施行する。この省令は、令和三年四月一日から施行する。この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則(令和三年四月一六日経済産業省令第四一七号) この省令は、令和三年四月一六日から施行する。この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和三年一月一八日経済産業省令第八〇号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和四年三月三十一日経済産業省令第二四号) 抄

附則(令和四年四月一日経済産業省令第三九号) この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則(令和四年五月二〇日経済産業省令第四八号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和四年七月二二日経済産業省令第六二号) この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 1 この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。(経過措置) 2 この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の二第一項の規定により最初に算定する収入の見直しは、同項の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。

附則(令和四年二月一日経済産業省令第八二号) 抄

第一条 この省令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)から施行する。

第二条 第四号施行日後、電気事業法第十八条第一項の規定により最初に定める託送供給等約款に係る法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の八の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。

附則(令和四年二月一日経済産業省令第八六号) (施行期日) 第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十一月十四日)から施行する。

第二条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行為される発電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)(改正法の施行の日以後にあっては、改正法第六条の規定による改正後の電気事業法第二条第一項第五号に規定する発電等用電気工作物。次条において同じ。)の出力を十キロワット以上減少する変更についての電気事業法施行規則(次条において「施行規則」という。)第四十五条の十九第四項第一号の規定の適用については、同号中「九月前日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間に行為される発電用の電気工作物の出力の合計が十キロワット以上である発電事業者(電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。)の発電事業(電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。)の休止及び廃止並びに法人の解散についての施行規則第四十五条の二十一第二項第一号の規定の適用については、同号中「九月前日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第四条 改正法附則第六条の規定による届出をしようとする者は、様式第一の十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五条 改正法附則第七条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の三の二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条 改正法附則第八条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条 改正法附則第九条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附則(令和四年二月二日経済産業省令第八七号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和四年二月三〇日経済産業省令第八八号) 抄

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三百六十二号)の施行の日(令和四年十二月一日)から施行する。

(主任技術者の選任に係る経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所(第四条の規定による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第一条第四号に規定する蓄電所をいう。以下同じ。)に係る電気事業法(以下「法」という。)第四十三条第一項に規定する主任技術者の選任については、当該規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該蓄電所のうち、変更の工事を行うものについては、当該工事の開始の後に

第一条 この省令は、令和四年十二月十五日から施行する。

(工事計画の認可の申請又は届出に係る経過措置) 第三条 この省令の施行前に法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

附則(令和四年二月一四日経済産業省令第九四号)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であつて、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第五十一条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による検査及び審査を要しない。

附則(令和四年二月一四日経済産業省令第九四号) (施行期日) 第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所又は設備であつて、この省令の施行により新たに改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当するものについては、電気事業法(以下「法」という。)第四十三条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該蓄電所又は設備のうち、変更の工事(その工事後に新規則第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当しなくなる場合を除く。)を行うものについては、当該工事の開始の後に

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三條 この省令の施行前に法第四十八條第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

第二項 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であつて、この省令の施行により新たに法第四十八條第一項の規定に該当するものについては、当該規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）  
第四條 この省令の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了し（輸入したものを除く。）、若しくはこの省令の施行前に輸入した火力発電所に係る機械又は器具であつて、この省令の施行により新たに新規規程第七十九條第一号に掲げる機械又は器具に該当するものについては、法第五十二條第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けずに使用することができる。

（定期安全管理検査に係る経過措置）  
第五條 この省令の施行の際現に設置されている蒸気タービン及びその附属設備、ガスタービン又は液化ガス設備であつて、この省令の施行により新たに新規規程第九十四條第一号に掲げる蒸気タービン及びその附属設備、同条第五号に掲げるガスタービン又は同条第六号に掲げる液化ガス設備に該当するものについては、法第五十五條第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

附則（令和四年二月一四日経済産業省令第九六号）  
（施行期日）  
1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

（使用前安全管理検査に係る経過措置）  
2 この省令の施行前に電気事業法施行規則第七十三條の七第一項の規定により提出があつた使用前安全管理審査申請書に係る電気事業法第五十一條第三項の審査については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までに行われるものに限る。なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法第五十一條の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。

附則（令和五年三月一〇日経済産業省令第九号）  
この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附則（令和五年三月二八日経済産業省令第一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理的利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（令和五年三月三一日経済産業省令第一四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中第三條の十二第一項及び第三項の改正規定並びに第四十五條の十五第一項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（電気事業法施行規則に関する経過措置）  
第二条 第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第三條の十一及び第四十五條の十二の規定は、施行日以後に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者について適用し、当該日前に当該周知をさせようとする者については、なお従前の例による。

附則（令和五年一〇月三一日経済産業省令第四七号）  
この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附則（令和五年一二月一三日経済産業省令第五六号）  
この省令は、令和五年十二月十三日から施行する。

附則（令和五年一二月一四日経済産業省令第五七号）  
（施行期日）  
1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に電気事業法（以下「法」という。）第五十五條第六項において準用する法第五十一條第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた者に対する第一條の規定による改正前の電気事業法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九十四條の五の規定の適用については、当該者が施行日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五條の三の規定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に旧規則第九十四條の六第一項又は第二項の規定により定期安全管理審査申請書を提出している者であつて、当該定期安全管理審査申請書に係る通知を受けていないものに対しては、当該者が当該通知を受けた日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五條の三の規定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年二月二九日経済産業省令第九号）  
（施行期日）  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前に電気事業法第四十七條第一項又は第二項の認可の申請をした者の当該申請に係る電気事業法施行規則様式第四十七の工事計画（変更）認可申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月二九日経済産業省令第二一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の廃止）  
第二条 原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）は、廃止する。

（電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 第一條の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下この条から附則第五條までにお

いて「新施行規則」という。）第三條の十二の規定は、施行日以後に行われる電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下この条から附則第五條までにおいて「法」という。）第二條の十三第一項の規定による説明及び同条第二項の規定による書面の交付について適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

（新施行規則）  
第四条 新施行規則第四十五條の十五の規定は、施行日以後に行われる法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第一項の規定による説明及び法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第二項の規定による書面の交付について適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。

（新施行規則）  
第五条 この省令の施行の際現に第一條の規定による改正前の電気事業法施行規則第四十五條の二十一の十二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する廃炉円滑化負担金の額は、新施行規則第四十五條の二十一の十二第一項の承認を受けた同項に規定する廃炉円滑化負担金の額とみなす。



- 様式第1の3 (第3条の5、第45条の7関係)
1. 小売電気事業者の電圧引き上げに関する事項
- 小売電気事業者の電圧引き上げの申請書等の提出方法
  - 小売電気事業者の電圧引き上げの申請書等の提出時期
  - 小売電気事業者の電圧引き上げの申請書等の提出時期
- 備考 1. 1.については、電圧引き上げの手続きを記載すること。
2. 2.については、具体的な提出時期を記載すること。
3. 3.については、具体的な提出時期を記載すること。

様式第1の3の2 (第3条の5関係) 申請書

1. 小売電気事業者に関する事項

項目	氏名	
	(1) 代表者	(2) 代表者以外
電気事業者の名称		
電気事業者の住所		
代表者の住所		
代表者の職務		
代表者の専任状況		
代表者の経歴		
代表者の学歴		
代表者の資格		
代表者の経験		
代表者の職歴		

備考 1. 1.については、申請書がその小売電気事業者の運行に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に関する事項を記載し、申請書の提出に当たっては、申請書の内容及び申請書の提出時期等を記載すること。また、(2)については、申請書の提出に当たっては、申請書の提出時期等を記載すること。また、(2)の記載事項については、申請書の提出に当たっては、申請書の提出時期等を記載すること。

2. 2.については、1.に記載した事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。

3. 3.については、日本電気規格 A6 とすること。

様式第1の4 (第3条の7関係) 小売電気事業者変更届出申請書

電気事業者の名称

代表者の住所

項目	氏名	
	(1) 代表者	(2) 代表者以外
電気事業者の名称		
電気事業者の住所		
代表者の住所		
代表者の職務		
代表者の専任状況		
代表者の経歴		
代表者の学歴		
代表者の資格		
代表者の経験		
代表者の職歴		

備考 1. 1.については、申請書がその小売電気事業者の運行に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に関する事項を記載し、申請書の提出に当たっては、申請書の内容及び申請書の提出時期等を記載すること。また、(2)については、申請書の提出に当たっては、申請書の提出時期等を記載すること。また、(2)の記載事項については、申請書の提出に当たっては、申請書の提出時期等を記載すること。

2. 2.については、1.に記載した事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。

3. 3.については、日本電気規格 A6 とすること。

小売電気事業者の電圧引き上げに関する事項	
電圧引き上げの申請書等の提出方法	
電圧引き上げの申請書等の提出時期	
電圧引き上げの申請書等の提出時期	
電圧引き上げの申請書等の提出時期	

備考 様式第1の3から10までを併用すること。

様式第1の5(第3条の8関係) 小売電気事業者届出書 年 月 日

商 号 住所  
 (代表者及び代表者の氏名)

電気事業法第21条の4第4項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更内容		
小売電気事業者の登録年月日及び登録地		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考 用紙の欠き方は、日本経済新聞社に準じます。

様式第1の6(第3条の8関係) 小売電気事業者届出書 年 月 日

商 号 住所  
 (代表者及び代表者の氏名)

電気事業法第21条の4第4項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

電気事業法第21条の4第4項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。	変更前	変更後			
最大需要電力の見込値	kW	kW			
供給容量の見込値	kVA	kVA			
計画供給容量					
供給する電線の出力の見込値	kVA				
負荷電線による供給容量の増加分の見込値	kVA				
電線の電圧・送電距離・送電力の増加分	kVA				
名称	送電距離	送電力の増加分	電圧	電線	電線
計画供給容量	kVA				
供給する電線の出力の見込値	kVA				
負荷電線による供給容量の増加分の見込値	kVA				
電線の電圧・送電距離・送電力の増加分	kVA				
名称	送電距離	送電力の増加分	電圧	電線	電線

備考 用紙の欠き方は、日本経済新聞社に準じます。

最大需要電力が見込値を有する時間帯における供給容量の見込値	kW	kVA
最大需要電力が見込値を有する時間帯における供給容量に相当する電力として見込値を有する時間帯	kW	kVA
備考	様式第1の5から5月までと同様とします。	

様式第1の7(第3条の9関係) 小売電気事業者届出書 年 月 日

商 号 住所  
 (代表者及び代表者の氏名)

電気事業法第21条の4第5項の規定により、次のとおり小売電気事業者の届出を継続したので届け出ます。

届出事項	
申請した小売電気事業者の登録年月日及び登録地	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

備考 用紙の欠き方は、日本経済新聞社に準じます。



様式第2(第4条、第41条関係)

3. 事業報告(第4条、第41条関係) 事業計画書
1. 事業報告の概要(第4条、第41条関係) (1) 事業報告の概要(第4条、第41条関係) (2) 事業報告の概要(第4条、第41条関係)
2. 事業報告の内容(第4条、第41条関係) (1) 事業報告の内容(第4条、第41条関係) (2) 事業報告の内容(第4条、第41条関係)

- (4) 内閣府(第4条、第41条関係) (1) 内閣府(第4条、第41条関係) (2) 内閣府(第4条、第41条関係)
- (5) 関係機関(第4条、第41条関係) (1) 関係機関(第4条、第41条関係) (2) 関係機関(第4条、第41条関係)
- (6) その他(第4条、第41条関係) (1) その他(第4条、第41条関係) (2) その他(第4条、第41条関係)

様式第3(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係)

様式第3(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係)

項目	年度	備考
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		
総資産		
総負債		
純資産		

1. 概要(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係) (1) 概要(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係) (2) 概要(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係)
2. 概要(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係) (1) 概要(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係) (2) 概要(第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係)





取締役等名簿 (役員等名簿) (第8条第1項第1号)	氏名	職名	任期	備考
取締役	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
監査役	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
執行役員	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	
	氏名	職名	任期	

備考 1 本名記載の欄は、本邦に住所を有する役員又は取締役の氏名を記載すること。  
 2 本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載する場合は、本邦に住所を有する役員又は取締役の氏名を記載した後に、その氏名を併記すること。  
 3 取締役(監査等委員)の任期は、本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載した後に、その任期を併記すること。  
 4 取締役(監査等委員)の職名は、本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載した後に、その職名を併記すること。  
 5 任期の満了日は、本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載した後に、その満了日を併記すること。

様式第8 (第9条関係)

様式第8 (第9条関係)

氏名等変更届出書 年 月 日

股 東

住所  
 番号  
 代表者の氏名

電気事業法第8条第1項 (同法第27条の12において読み替えて準用する同法第4条第2項) (同法第27条の12の12において読み替えて準用する同法第5条第2項) の規定により、次のとおり変更したの届出をします。

氏 名	住 所	代 表 者 の 氏 名
変更前		
変更後		

電話番号、電子メール等個人用通信の連絡先

備考 1 本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載すること。

様式第9 (第10条関係)

様式第9 (第10条関係)

理事職務変更届出書 年 月 日

股 東

職務人住所  
 番号  
 代表者の氏名

電気事業法第10条第1項 (同法第27条の12において読み替えて準用する同法第4条第1項) (同法第27条の12の12において読み替えて準用する同法第4条第1項) の規定により、次のとおり変更したの届出をします。

職務人住所	代表者の氏名
変更前	
変更後	

備考 1 本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載すること。

様式第10 (第11条関係)

様式第10 (第11条関係)

合併認可申請書 年 月 日

股 東

合併する法人の住所  
 番号  
 代表者の氏名

合併する法人の住所  
 番号  
 代表者の氏名

電気事業法第10条第2項 (同法第27条の12において読み替えて準用する同法第4条第2項) (同法第27条の12の12において読み替えて準用する同法第4条第2項) の規定により、次のとおり合併認可申請をします。

合併する法人の住所	代表者の氏名
合併前	
合併後	

備考 1 本邦に住所を有しない役員又は取締役の氏名を記載すること。

様式第11 (第11条関係)

様式第11 (第11条関係)

分割認可申請書 年 月 日

股 名  
住所  
番号  
代表者の役職氏名

電気事業法第13条第2項、同法第27条の12(1)で定められる同法第13条第2項(同法第27条の12の1)において申請する同法第13条第2項(同法第27条の12の1)の分割の認可を受けたいと申請します。

9. 分割による一次配電事業(配電事業)の譲渡(譲渡)の認可(譲渡)により、表のとおり9.1以上の分割の認可を受けたいと申請します。

1次配電事業(配電事業)の譲渡(譲渡)の認可(譲渡)を受けたいと申請する	譲 渡 者	譲 渡 先
譲渡(譲渡)の認可(譲渡)を受けたいと申請する	譲 渡 者	譲 渡 先

出 発 日 年 月 日

備考 1 譲渡(譲渡)の認可(譲渡)は、遅延すること。

備考 2 同法(同法)は、日本電気株式会社(同法)に適用されること。

様式第12 (第13条関係)

様式第12 (第13条関係)

設備譲渡等届出書 年 月 日

股 名  
住所  
番号  
代表者の役職氏名

電気事業法第13条第1項、同法第27条の12(1)で定められる同法第13条第1項(同法第27条の12の1)において申請する同法第13条第1項(同法第27条の12の1)の譲渡(譲渡)の認可(譲渡)により、表のとおり13.1以上の譲渡(譲渡)の認可(譲渡)を受けたいと申請します。

13.1 所有権以外の権利の譲渡(譲渡)

譲渡(譲渡)の認可(譲渡)を受けたいと申請する	譲 渡 者	譲 渡 先
譲渡(譲渡)の認可(譲渡)を受けたいと申請する	譲 渡 者	譲 渡 先

備考 1 譲渡(譲渡)の認可(譲渡)は、遅延すること。

備考 2 同法(同法)は、日本電気株式会社(同法)に適用されること。

様式第13 (第15条関係)

様式第13 (第15条関係)

事業停止(廃止)申請申請書 年 月 日

股 名  
住所  
番号  
代表者の役職氏名

電気事業法第14条第1項、同法第27条の12(1)で定められる同法第14条第1項(同法第27条の12の1)において申請する同法第14条第1項(同法第27条の12の1)の事業停止(廃止)の認可(認可)を受けたいと申請します。

14.1 事業停止(廃止)の認可(認可)を受けたいと申請する

事業停止(廃止)の認可(認可)を受けたいと申請する	事業停止(廃止)の認可(認可)を受けたいと申請する
---------------------------	---------------------------

備考 1 事業停止(廃止)の認可(認可)は、遅延すること。

備考 2 同法(同法)は、日本電気株式会社(同法)に適用されること。

様式第14 (第16条関係)

様式第14 (第16条関係)

解散認可申請書 年 月 日

股 名  
住所  
番号  
代表者の役職氏名

電気事業法第14条第2項、同法第27条の12(1)で定められる同法第14条第2項(同法第27条の12の1)において申請する同法第14条第2項(同法第27条の12の1)の解散(解散)の認可(認可)を受けたいと申請します。

解散(解散)の認可(認可)を受けたいと申請する

解散(解散)の認可(認可)を受けたいと申請する	解散(解散)の認可(認可)を受けたいと申請する
-------------------------	-------------------------

備考 1 解散(解散)の認可(認可)は、遅延すること。

備考 2 同法(同法)は、日本電気株式会社(同法)に適用されること。

様式第15号の2 (第17条の3関係)

様式第15号の2 (第17条の3関係)  
 託送供給等に係る収入の戻しの承認申請書 年 月 日

宛  
 住所  
 番号  
 代表者の役職氏名

電気事業法第17条の2第1項の規定により、収入の戻しの承認を受けたので申請します。  
 備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第15号の3 (第17条の4関係)

様式第15号の3 (第17条の4関係)  
 託送供給等に係る収入の戻しの変更承認申請書 年 月 日

宛  
 住所  
 番号  
 代表者の役職氏名

次のとおり収入の戻しの変更の承認を受けたので、電気事業法第17条の2第4項の規定により申請します。

戻 金 の 内 容
戻 金 の 額

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第16号 (第19条関係)

様式第16号 (第19条関係)  
 託送供給等の課税認可申請書 年 月 日

宛  
 住所  
 番号  
 代表者の役職氏名

電気事業法第16条第1項の規定により、別紙託送供給等の課税の認可の申請を受けたので申請します。  
 備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第17号 (第19条関係)

様式第17号 (第19条関係)  
 託送供給等の課税変更認可申請書 年 月 日

宛  
 住所  
 番号  
 代表者の役職氏名

次のとおり託送供給等の課税の変更の認可を受けたので、電気事業法第16条第1項の規定により申請します。

戻 金 の 内 容
戻 金 の 額

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第18 (第20条関係)

様式第18(第20条関係) 此送供給等特別認可申請書 年 月 日

届 届出 届出  
 番号 番号  
 氏名 氏名  
 代表者の役職氏名

電気事業法第18条第4項第1号の規程に基づき、次の規定に基づき、次のとおり此送供給等特別認可申請書の提出を申請いたします。

送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考
送電線路の種類	送電線路の名称	送電線路の長さ	備考

備考 1 送電線路及び送電線路の種類は、電圧、電線種、電線径、電線径又は電線径の平均値を記載すること。 2 同線の長さとは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第19 (第22条関係)

様式第19(第22条関係) 此送供給等の変更届出書 年 月 日

届 届出 届出  
 番号 番号  
 氏名 氏名  
 代表者の役職氏名

電気事業法第18条第1項の規定に基づき、次のとおり此送供給等特別認可申請書の提出を申請いたします。

変更の内容	備考
変更の内容	備考
変更の内容	備考

備考 同線の長さとは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第20 (第24条関係)

様式第20(第24条関係) 此送供給等の変更届出書 年 月 日

届 届出 届出  
 番号 番号  
 氏名 氏名  
 代表者の役職氏名

電気事業法第18条第1項の規定に基づき、次のとおり此送供給等特別認可申請書の提出を申請いたします。

変更の内容	備考
変更の内容	備考
変更の内容	備考

備考 同線の長さとは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第21 (第27条関係)

様式第21(第27条関係) 最終検閲時送電線路の届出書 年 月 日

届 届出 届出  
 番号 番号  
 氏名 氏名  
 代表者の役職氏名

電気事業法第20条第1項の規定に基づき、送電線路の種類、電圧、電線種、電線径、電線径又は電線径の平均値を記載いたします。

備考 同線の長さとは、日本標準規格 A4 とすること。

様式第22 (第27条関係)

様式第22 (第27条関係) 最終係保提供届書変更届出書 年 月 日

期 住所  
 番号 番号  
 代表者の役職氏名

電報事務取扱部(長)並びに係の設置により、次のとおり最終係保提供届書変更届出書の申請をします。

変更の理由	期
期	地 区 名

備考 用紙の大きさは、日本郵政規格A4とさせていただきます。

様式第23 (第28条関係)

様式第23 (第28条関係) 最終係保提供届書届出書 年 月 日

期 住所  
 番号 番号  
 代表者の役職氏名

電報事務取扱部(長)並びに係の設置により、次のとおり最終係保提供届書以外の係保提供の届出をさせていただきます。

届出の種類(係保提供)
実施期日及び実施場所

備考 用紙の大きさは、日本郵政規格A4とさせていただきます。

様式第23の2 (第29条の2関係)

様式第23の2 (第29条の2関係) 指定区域指定申請書 年 月 日

期 住所  
 番号 番号  
 代表者の役職氏名

電報事務取扱部(長)の第1項の規定により、指定区域の指定を次のとおり申請いたします。

指定区域の指定(1)申請書	
指定区域の指定(2)申請書	
指定区域の指定(3)申請書	
指定区域の指定(4)申請書	
指定区域の指定(5)申請書	
指定区域の指定(6)申請書	
指定区域の指定(7)申請書	
指定区域の指定(8)申請書	
指定区域の指定(9)申請書	
指定区域の指定(10)申請書	
指定区域の指定(11)申請書	
指定区域の指定(12)申請書	
指定区域の指定(13)申請書	
指定区域の指定(14)申請書	
指定区域の指定(15)申請書	
指定区域の指定(16)申請書	
指定区域の指定(17)申請書	
指定区域の指定(18)申請書	
指定区域の指定(19)申請書	
指定区域の指定(20)申請書	
指定区域の指定(21)申請書	
指定区域の指定(22)申請書	
指定区域の指定(23)申請書	
指定区域の指定(24)申請書	
指定区域の指定(25)申請書	
指定区域の指定(26)申請書	
指定区域の指定(27)申請書	
指定区域の指定(28)申請書	
指定区域の指定(29)申請書	
指定区域の指定(30)申請書	
指定区域の指定(31)申請書	
指定区域の指定(32)申請書	
指定区域の指定(33)申請書	
指定区域の指定(34)申請書	
指定区域の指定(35)申請書	
指定区域の指定(36)申請書	
指定区域の指定(37)申請書	
指定区域の指定(38)申請書	
指定区域の指定(39)申請書	
指定区域の指定(40)申請書	
指定区域の指定(41)申請書	
指定区域の指定(42)申請書	
指定区域の指定(43)申請書	
指定区域の指定(44)申請書	
指定区域の指定(45)申請書	
指定区域の指定(46)申請書	
指定区域の指定(47)申請書	
指定区域の指定(48)申請書	
指定区域の指定(49)申請書	
指定区域の指定(50)申請書	
指定区域の指定(51)申請書	
指定区域の指定(52)申請書	
指定区域の指定(53)申請書	
指定区域の指定(54)申請書	
指定区域の指定(55)申請書	
指定区域の指定(56)申請書	
指定区域の指定(57)申請書	
指定区域の指定(58)申請書	
指定区域の指定(59)申請書	
指定区域の指定(60)申請書	
指定区域の指定(61)申請書	
指定区域の指定(62)申請書	
指定区域の指定(63)申請書	
指定区域の指定(64)申請書	
指定区域の指定(65)申請書	
指定区域の指定(66)申請書	
指定区域の指定(67)申請書	
指定区域の指定(68)申請書	
指定区域の指定(69)申請書	
指定区域の指定(70)申請書	
指定区域の指定(71)申請書	
指定区域の指定(72)申請書	
指定区域の指定(73)申請書	
指定区域の指定(74)申請書	
指定区域の指定(75)申請書	
指定区域の指定(76)申請書	
指定区域の指定(77)申請書	
指定区域の指定(78)申請書	
指定区域の指定(79)申請書	
指定区域の指定(80)申請書	
指定区域の指定(81)申請書	
指定区域の指定(82)申請書	
指定区域の指定(83)申請書	
指定区域の指定(84)申請書	
指定区域の指定(85)申請書	
指定区域の指定(86)申請書	
指定区域の指定(87)申請書	
指定区域の指定(88)申請書	
指定区域の指定(89)申請書	
指定区域の指定(90)申請書	
指定区域の指定(91)申請書	
指定区域の指定(92)申請書	
指定区域の指定(93)申請書	
指定区域の指定(94)申請書	
指定区域の指定(95)申請書	
指定区域の指定(96)申請書	
指定区域の指定(97)申請書	
指定区域の指定(98)申請書	
指定区域の指定(99)申請書	
指定区域の指定(100)申請書	



様式第26の2 (第33条の2関係)

様式第26の2(第33条の2関係)  
一般送電事業者の事業認可申請書 年 月 日

届 出所  
商号  
代表者の役職氏名

電気事業法第22条の2第1項ただし書の規定により、次のとおり一般送電事業者の事業の認可を受けたいので申請し、ます。

事業の開始予定年月日

事業しようとする事業の内容	
---------------	--

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

様式第26の3 (第33条の3関係)

様式第26の3 (第33条の3関係)  
送配電事業者 年 月 日

届 出所  
商号  
代表者の役職氏名

電気事業法第23条の4第2項(同法第27条の12において準用する同法第23条の4第2項)同法第27条の12の13において準用する同法第23条の4第2項の規定により、送配電の許可の申請をし、送配電事業の認可を受けたいので申請し、ます。

事業の開始予定年月日

事業しようとする事業の内容	
---------------	--

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

様式第27 (第34条関係)

様式第27 (第34条関係)  
供給区域内に設置する電線路による供給認可申請書 年 月 日

届 出所  
商号  
代表者の役職氏名

電気事業法第26条第1項(同法第27条の12の13において準用する同法第26条第1項)の規定により、次のとおり供給区域内に設置する電線路による供給の許可を受けたいので申請し、ます。

区 画 番 号	区 画 名	区 画 種 別	備 考
区 画 番 号 及 び 区 画 名 等			
区 画 種 別 及 び 備 考 等			

備考 1 図面資料(図面の写し、断面図、定規図、電線路の立地位置図)の添付を要する場合は、電線路の敷設区域を示す図面を添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

様式第28 (第35条関係)

様式第28 (第35条関係)  
送電申請書 年 月 日

届 出所  
氏名(本務及び代表者の氏名)

電気事業法第25条第2項(同法第27条の12の13において準用する同法第25条第2項)同法第25条第2項の規定により、送電の許可の申請をし、送電事業の認可を受けたいので申請し、ます。

姓	名	備 考
姓	氏名(本務及び代表者の氏名)	
職 名		

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。



様式第29 (第41条関係)

様式第29(第41条関係) 送電事業許可申請書 年 月 日

社 名 住居 備考  
 商号 備考  
 代表者の役職氏名 備考

電気事業法第27条の4の規定により、次のとおり送電事業の許可を受けることとする。

主たる営業所	住居	
	備考	
その他の営業所	住居	
	備考	
送電線路の種別	種別	
	備考	
送電線路の長さ	送電線路の長さ(送電線路の区間別総延長(電圧降下率を考慮すること。))	
	備考	
送電線路の電圧	送電線路の電圧	
	備考	
送電線路の電圧	送電線路の電圧	
	備考	
送電線路の電圧	送電線路の電圧	
	備考	
送電線路の電圧	送電線路の電圧	
	備考	

備考 1 送電線路の種別は送電線路の電圧を考慮し、送電線路の電圧を考慮すること。  
 2 送電線路の電圧は送電線路の電圧を考慮し、送電線路の電圧を考慮すること。  
 3 送電線路の電圧は、送電線路の電圧を考慮すること。  
 4 送電線路の電圧は、送電線路の電圧を考慮すること。

様式第30 (第41条、第45条関係)

様式第30(第41条、第45条関係) 送電事業許可申請書

1. 送電事業を行う事業者  
 2. 送電事業を行う事業の概要  
 3. 申請書  
 備考 同様の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第31 (第44条関係)

様式第31(第44条関係) 送電事業許可申請書 年 月 日

社 名 住居 備考  
 商号 備考  
 代表者の役職氏名 備考

電気事業法第27条の11第1項の規定により、送電線路の電圧を考慮し、送電線路の電圧を考慮することとする。

備考 同様の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第31の2 (第44条関係)

様式第31の2(第44条関係) 送電事業許可申請書 年 月 日

社 名 住居 備考  
 商号 備考  
 代表者の役職氏名 備考

電気事業法第27条の11第1項の規定により、送電線路の電圧を考慮し、送電線路の電圧を考慮することとする。

送電線路の電圧	
送電線路の電圧	

備考 同様の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第31の2の2(第44条の2関係)  
 近畿電力事業認可申請書  
 年 月 日  
 商 号  
 住所  
 代表者の役職氏名  
 代表者の住所  
 電報事業法第17条の31の2第1項及び第1項の規定により、次のとおり近畿電力事業の事業の認可を  
 受けたい旨を申請する。  
 事業の開始予定年月日  
 事業しようとする事業の内容  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の3(第45条関係)  
 近畿電力事業認可申請書  
 年 月 日  
 商 号  
 住所  
 代表者の役職氏名  
 電報事業法第17条の31の3において認められておらず、近畿電力事業法第1項の規定により、  
 次のとおり近畿電力事業の認可を受けたい旨を申請する。近畿電力事業法第1項の規定により、  
 次のとおり近畿電力事業の認可を受けたい旨を申請する。近畿電力事業法第1項の規定により、  
 次のとおり近畿電力事業の認可を受けたい旨を申請する。  
 事業の開始しようとする年月日  
 事業しようとする事業の内容  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の3の2(第45条の2関係)  
 近畿電力事業認可申請書  
 年 月 日  
 商 号  
 住所  
 代表者の役職氏名  
 電報事業法第17条の31の3の規定により、次のとおり近畿電力事業の認可を受けたい旨を  
 申請する。  

種 別	備 考
土 地 の 所 有 権	所 有 権 者
水 の 権 の 所 有 権	所 有 権 者
特 許 区 域 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )	
特 許 区 域 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )	区 画
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	区 画 図 面 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )

特 許 区 域 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )	設 計 の 種 類 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	設 計 の 種 類 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
特 許 区 域 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )	設 計 の 種 類 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )
	設 計 の 種 類 ( 都 道 府 県 道 市 道 村 道 予 定 線 路 等 )

- 1 本表記載の欄は、申請資料及び設計資料の添付を要しない欄であることを示す。
- 2 近畿電力事業法第17条第31の3第1項の規定により、設計図面を添付しない欄を示す。
- 3 近畿電力事業法第17条第31の3第2項の規定により、設計図面を添付しない欄を示す。
- 4 近畿電力事業法第17条第31の3第3項の規定により、設計図面を添付しない欄を示す。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第31の3の4(第45条の2関係)

様式第31の3の4(第45条の2関係)

配電事業を行う事業者

- 1. 配電事業を行う責任者
2. 配電事業を行う区域の概要
3. 組織図

備考 1. 配電事業を行う事業者の組織図は、次等その他の事項により電気の送配...
2. 図紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第31の3の5(第45条の2の4関係)

様式第31の3の5(第45条の2の4関係)

送電線路等の建設申請書

年 月 日
姓 名 住所
番 号 備考
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の4第1項の規定により、申請のとり扱い送電線路等の建設を定...
備考 図紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第31の3の6(第45条の2の4関係)

様式第31の3の6(第45条の2の4関係)

送電線路等の改良変更申請書

年 月 日
姓 名 住所
番 号 備考
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の4第1項の規定により、次のとおり送電線路等の改良変...
変更の内容

備考 図紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第31の3の7(第45条の2の5関係)

様式第31の3の7(第45条の2の5関係)

送電線路等特別承認申請書

年 月 日
姓 名 住所
番 号 備考
代表者の役職氏名

電気事業法第27条(2)の規定により、次の規定により、次のとおり送電線路等の特別...
送電線路等特別承認申請書の提出

Table with 2 columns: 送電線路等特別承認申請書の提出 (Application for special approval of power lines) and 備考 (Remarks). Rows include: 送電線路の種類 (Type of power line), 送電線路の長さ (Length of power line), 送電線路の電圧 (Voltage of power line), 送電線路の用途 (Purpose of power line), 送電線路の位置 (Location of power line), 送電線路の経路 (Route of power line), 送電線路の図面 (Drawing of power line).

備考 1. 送電線路及び送電線路に属する電柱、電線、送電線路文(送電線路...
2. 図紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第31の3の8(第45条の2の7関係)

引継計画承認申請書 年 月 日

電 報 番号  
住所  
代表者の氏名

電気事業法第27条の12の1(注)第1項の規定により、特種引継計画の要する引継計画承認を申請するので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本製図規格A4とすること。

様式第31の3の9(第45条の2の7関係)

引継計画

- 1 引継計画を前提で作成した者
- 2 引継開始予定の日付
- 3 電気工作物の種別に関する事項
  - (1) 譲り受け、又は譲り受けた電気工作物の種別
  - (2) 電気工作物やその設備の引継方法
  - (3) 電気工作物の維持・運用方法
- 4 既設設備等譲渡の引継に関する事項
  - (1) 当該既設設備等譲渡の種別及び引継方法
  - (2) 異なる他の事由による事由により電気引継設備の種別に制限が生ずる場合に係る他の設備の引継方法
  - (3) 保電上の責任主体等責任分擔
  - (4) 保電上の責任の種別及び引継に関する事項
- 5 譲り受け、又は譲り受けた電気工作物の種別等に関する事項
  - (1) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (2) 当該設備の種別に関する事項
  - (3) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (4) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (5) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (6) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (7) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (8) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (9) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (10) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (11) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (12) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (13) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (14) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (15) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (16) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (17) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (18) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (19) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (20) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (21) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (22) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (23) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (24) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (25) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (26) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (27) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (28) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (29) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (30) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (31) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (32) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (33) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (34) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (35) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (36) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (37) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (38) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (39) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (40) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (41) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (42) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (43) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (44) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (45) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (46) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (47) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (48) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (49) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (50) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (51) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (52) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (53) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (54) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (55) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (56) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (57) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (58) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (59) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (60) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (61) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (62) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (63) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (64) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (65) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (66) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (67) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (68) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (69) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (70) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (71) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (72) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (73) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (74) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (75) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (76) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (77) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (78) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (79) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (80) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (81) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (82) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (83) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (84) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (85) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (86) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (87) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (88) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (89) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (90) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (91) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (92) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (93) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (94) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (95) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (96) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (97) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (98) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (99) 譲渡設備又は譲渡設備の種別
  - (100) 譲渡設備又は譲渡設備の種別

備考 1 譲り受け、又は譲り受けた電気工作物の種別は、主要設備について記載すること。  
2 譲り受けるもの項目は、省略すること。  
3 用紙の大きさは、日本製図規格A4とすること。

様式第31の3の10(第45条の2の9関係)

引継計画変更申請書 年 月 日

電 報 番号  
住所  
代表者の氏名

次のとおり引継計画の変更が承認されたので、電気事業法第27条の12の1(注)第1項の規定により申請します。

変更の内容

変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本製図規格A4とすること。

様式第31の3の11(第45条の2の10関係)

引継計画変更届出書 年 月 日

電 報 番号  
住所  
代表者の氏名

電気事業法第27条の12の1(注)第3項の規定により、次のとおり引継計画を変更したの届出をします。

変更の内容

変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本製図規格A4とすること。



様式第31の6(第45条の4関係)  
電気工事物変更届出書 年 月 日

届出者  
氏名(法人の場合は代表者の氏名)

電気事業者第27条の1第7項の規定により、次のとおり電気工事物の変更をしようとするに当たります。

電気工事物	変更前	変更後	備考
配電設備(電圧降下設備を除く)	設置の場所(建設行政機関に届出済みの場合)		
	電圧		
	設置の方法		
	設置の時期		
配電設備(電圧降下設備を除く)	設置の場所(建設行政機関に届出済みの場合)		
	電圧		
	設置の方法		
	設置の時期		
配電設備(電圧降下設備を除く)	設置の場所(建設行政機関に届出済みの場合)		
	電圧		
	設置の方法		
	設置の時期		
配電設備(電圧降下設備を除く)	設置の場所(建設行政機関に届出済みの場合)		
	電圧		
	設置の方法		
	設置の時期		

届出事項	変更前	変更後	備考
設置の場所(建設行政機関に届出済みの場合)			
電圧			
設置の方法			
設置の時期			

- 備考 1. 本工事に伴って、電圧降下設備の設置が必要となること。  
 2. 送電線路の同線路敷設距離と異なる場合は、設計距離を参考欄に記載すること。  
 3. 送電線路の電圧が送電電圧と異なる場合は、設計電圧を参考欄に記載すること。  
 4. 届出事項のない欄は、変更すること。  
 5. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

様式第31の7(第45条の6関係)  
伝送線変更届出書 年 月 日

届出者  
氏名(法人の場合は代表者の氏名)

電気事業者第27条の1第8項の規定により、次のとおり変更しようとするに当たります。

変更事項	変更前	変更後
伝送線路の電圧		
伝送線路の電圧		
伝送線路の電圧		
伝送線路の電圧		

備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

様式第31の8(第45条の7関係)  
小売電気事業者申請書 年 月 日

届出者  
氏名(法人の場合は代表者の氏名)

電気事業者第27条の1第9項の規定により、小売電線の提供を目的として、次のとおり申請します。

項目	内容
1. 小売電線の提供	電圧 電圧 電圧
2. 小売電線の提供	電圧 電圧
3. 小売電線の提供	電圧 電圧
4. 小売電線の提供	電圧 電圧
5. 小売電線の提供	電圧 電圧
6. 小売電線の提供	電圧 電圧
7. 小売電線の提供	電圧 電圧
8. 小売電線の提供	電圧 電圧
9. 小売電線の提供	電圧 電圧
10. 小売電線の提供	電圧 電圧
11. 小売電線の提供	電圧 電圧
12. 小売電線の提供	電圧 電圧
13. 小売電線の提供	電圧 電圧
14. 小売電線の提供	電圧 電圧
15. 小売電線の提供	電圧 電圧
16. 小売電線の提供	電圧 電圧
17. 小売電線の提供	電圧 電圧
18. 小売電線の提供	電圧 電圧
19. 小売電線の提供	電圧 電圧
20. 小売電線の提供	電圧 電圧
21. 小売電線の提供	電圧 電圧
22. 小売電線の提供	電圧 電圧
23. 小売電線の提供	電圧 電圧
24. 小売電線の提供	電圧 電圧
25. 小売電線の提供	電圧 電圧
26. 小売電線の提供	電圧 電圧
27. 小売電線の提供	電圧 電圧
28. 小売電線の提供	電圧 電圧
29. 小売電線の提供	電圧 電圧
30. 小売電線の提供	電圧 電圧
31. 小売電線の提供	電圧 電圧
32. 小売電線の提供	電圧 電圧
33. 小売電線の提供	電圧 電圧
34. 小売電線の提供	電圧 電圧
35. 小売電線の提供	電圧 電圧
36. 小売電線の提供	電圧 電圧
37. 小売電線の提供	電圧 電圧
38. 小売電線の提供	電圧 電圧
39. 小売電線の提供	電圧 電圧
40. 小売電線の提供	電圧 電圧
41. 小売電線の提供	電圧 電圧
42. 小売電線の提供	電圧 電圧
43. 小売電線の提供	電圧 電圧
44. 小売電線の提供	電圧 電圧
45. 小売電線の提供	電圧 電圧
46. 小売電線の提供	電圧 電圧
47. 小売電線の提供	電圧 電圧
48. 小売電線の提供	電圧 電圧
49. 小売電線の提供	電圧 電圧
50. 小売電線の提供	電圧 電圧





様式第31の10(第45条の9関係)

様式第31の10(第45条の9関係) 小売供給変更申請書 申請書

期 日 氏名(代表者及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第1項の規定により、同法第27条の18第1項第4号に掲げる事項の変更を  
請求いたしますので、申請書の提出をお願いします。

電圧内容	変更前	変更後	備考
最大需要電力が規定 される日及び時間帯	月 時～ 時 月 時～ 時		
最大需要電力の値は か	kW	kW	
供給電力の確保の見 込み			

1) 計画期間

確保する供給電力の見 込み				kW	
計画期間による供給電 力の確保の見込み				kWh	
電圧内容、電圧区 間の名称、電圧種、電圧の確保等	電圧 内容	電圧 種	電圧 の確保	電圧区 間の 見込み	備 考

2) 計画期間

確保する供給電力の見 込み				kW
計画期間による供給電 力の確保の見込み				kWh
契約の種類及び事業者名(電圧種、契約の種類)	契約 の種類	契約 の 電 力	契約 の 電 力 の 確保 の 見 込 み	備 考
事業者 の 名 称	事業者 の 名 称	契約 の 電 力	契約 の 電 力 の 確保 の 見 込 み	備 考

1) 計画期間	確保する供給電力の見 込み				kW
最大需要電力が規定 される時間帯における 電圧の値は				kWh	
2) 計画期間	確保する供給電力の見 込み				kW
最大需要電力が規定 される時間帯において 確保に相当する電力 不足(不足分)は				kWh	
電圧内容、電圧区 間の名称、電圧種、電 圧の確保等	電圧 内容	電圧 種	電圧 の 確保	電圧区 間の 見 込 み	備 考

備考 様式第31の10の欄外から10までを1欄として記載すること。

様式第31の11(第45条の10関係)

様式第31の11(第45条の10関係) 小売供給氏名変更申請書 申請書

期 日 氏名(代表者及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第4項の規定により、次のとおり変更したの旨を申請します。

電圧内容	変更前	変更後
変更理由		
小売供給の開始年月日及び当該 申請		
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先		

備考 申請の場外では、日本電信電話A社とすること。

様式第31の12(第45条の10関係)

様式第31の12(第45条の10関係) 小売供給変更申請書 申請書

期 日 氏名(代表者及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第4項の規定により、次のとおり変更したの旨を申請します。

電圧内容	変更前	変更後	備考
最大需要電力が規定 される日及び時間帯	月 時～ 時 月 時～ 時		
最大需要電力の値は か	kW	kW	
供給電力の確保の見 込み			

1) 計画期間

確保する供給電力の見 込み				kW	
計画期間による供給電 力の確保の見込み				kWh	
電圧内容、電圧区 間の名称、電圧の確保等	電圧 内容	電圧 種	電圧 の 確保	電圧区 間の 見 込 み	備 考

2) 計画期間

確保する供給電力の見 込み				kW
計画期間による供給電 力の確保の見込み				kWh
契約の種類及び事業者名(電圧種、契約の種類)	契約 の種類	契約 の 電 力	契約 の 電 力 の 確保 の 見 込 み	備 考
事業者 の 名 称	事業者 の 名 称	契約 の 電 力	契約 の 電 力 の 確保 の 見 込 み	備 考







様式第31の20(第45条の21関係) 電気事業者(役員)提出書

期 年 月 日

住所 氏名(法人名称及び代表者の氏名)

次の上記電気事業者(役員)であるので、電気事業法第27条の28において要する開示事項の記載の上記欄に記入してください。

提出年月日(以下半期末)	
電気事業者の提出年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

備考 開示の大きさは、日本縦書きA4とする。

様式第31の21(第45条の21関係) 電気事業者

期 年 月 日

住所 氏名(法人名称及び代表者の氏名)

次の上記法人を組織したので、電気事業法第27条の28において要する開示事項の記載の上記欄に記入してください。

期 中 年 月 日	
電気事業者の提出年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

備考 開示の大きさは、日本縦書きA4とする。

様式第31の22(第45条の21の2関係) 特定非営利事業法提出書

期 年 月 日

住所 氏名(法人名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の29第1項の規定により、次の上記特定非営利事業法を定めたいの旨を提出します。

項目	内容	備考
1. 目的		
2. 目的達成の方法		
3. 活動の地域		
4. 活動の期間		
5. 活動の経費		
6. 活動の成果		
7. その他		

備考 1. 開示の目的は、電子情報処理機構を利用する場合は、「特定非営利事業法」に係るインターネット上での開示(開示)の「ホームページ」(開示の範囲から選定)により、当該開示の範囲を定め、開示すること。

2. 一般電気事業者又は電気事業者による一般電気事業又は電気事業の用に供するものの電気設備を建設することを目的としている場合は、その建設の期末日及びその内容を記載すること。

3. 開示の目的は、開示の目的は、下記のインターネット上の開示に上り、当該開示の範囲を定め、開示すること。

4. 特定非営利事業法(開示)において、下記のインターネット上の開示の範囲から開示すること。

5. 開示の目的は、開示すること。

6. 開示の大きさは、日本縦書きA4とする。

7. 開示の目的は、開示の目的は、下記のインターネット上の開示の範囲から開示すること。

8. 開示の目的は、開示すること。

9. 開示の大きさは、日本縦書きA4とする。



様式第31の21の7(第45条の21の7の関  
係)

様式第31の21の7(第45条の21の7の関  
係)

申請書提出 年 月 日

届 届所  
氏名(本務及び代表者の氏名)

次のとおり本人を解職したため、電気事業法第27条の22(2)で定められる同法第27条  
の22(1)の規定に基づき届出します。

解 職 日	年 月 日
解任理由(電気事業法の規定に基づき)	
解任後、電気の供給に支障を及ぼすおそれがあるか	
その他(必要時)	

備考 同紙の大きさは、日本縦書き用A4とする。

様式第31の21の8(第45条の21の8  
の関係)

様式第31の21の8(第45条の21の8の関  
係)

届出書提出 年 月 日

届 届所  
氏名(本務及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第46条の21(9)項の規定により、次のとおり電気事業法第46条の規  
定に基づいて申請します。

届出書の提出	日
届出書の提出	日
第一級電気工事師としての届出 する届出書の提出	日
第二級電気工事師としての届出 する届出書の提出	日

備考 同紙の大きさは、日本縦書き用A4とする。

様式第31の21の9(第45条の21の9  
の関係)

様式第31の21の9(第45条の21の9の関  
係)

届出書提出 年 月 日

届 届所  
氏名(本務及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第46条の21(9)項の規定により、次のとおり電気事業法第46条の規  
定に基づいて申請します。

届出書の提出	日
第一級電気工事師としての届出 する届出書の提出	日
第二級電気工事師としての届出 する届出書の提出	日

備考 同紙の大きさは、日本縦書き用A4とする。

様式第31の22(第45条の22の関  
係)

様式第31の22(第45条の22の関  
係)

特定届出許可申請書 年 月 日

届 届所  
氏名(本務及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の22(1)項の規定により、次のとおり特定届出の許可を申請します。

届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所
届 出 日	年 月 日	届 出 所

備考 1 届出届出に属する身元照、顔写真、変電所、変電所、変電所(又は配電線)に2階  
階層を設ける等(電気事業法第27条の22(1)項)  
2 同紙の大きさは、日本縦書き用A4とする。









基本表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表の表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表の表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表の表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							

基本表

労働者及び労働者の労働時間に関する調査(1)～(4)の調査票

区分	性別	職種	雇用形態	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間
1							
2							
3							
4							









様式第38の2(第46条関係)  
最大需要電力発生時における会社間連系線の状況  
年度

連系地点名	送電容量	運用容量		受給電力
		送電分	受電分	

(単位: MW)

様式第38の3  
送電計画の取りまとめ進行書 年 月 日

届出 送電計画の取りまとめ進行書  
送電計画の取りまとめ進行書

電気事業法第29条第2項の規定により次のとおり、年度の送電計画を取りまとめの進捗状況を、

1. 電力需給状況
(1) 前年度の電力需給及び輸送の状況(送電、受電)
(2) 前年度の電力需給及び輸送の状況(送電、受電)
2. 送電計画
(1) 前年度の電力需給及び輸送の状況(送電、受電)
(2) 本年度の電力需給及び輸送の状況(送電、受電)
3. 送電計画の進捗状況
4. 送電計画の進捗状況
5. 送電計画の進捗状況
6. 送電計画の進捗状況
7. その他

備考 送電計画の取りまとめは、日本土曜日に於て行われる。

様式第39(第46条関係)  
送電計画の実現状況届出書 年 月 日

届出 送電計画の実現状況届出書  
送電計画の実現状況届出書

電気事業法第29条第2項の規定により、次のとおり送電計画の実現状況を届出する。

実 現 の 内 容
-----------

備考 送電計画の取りまとめは、日本土曜日に於て行われる。

様式第39の2(第47条関係)  
送電計画の実現状況届出書 年 月 日

届出 送電計画の実現状況届出書  
送電計画の実現状況届出書

電気事業法第29条第2項の規定により、次のとおり送電計画の実現状況を届出する。

- 一般送電事業者相互の送電に関する事項  
〇一般送電事業者相互の送電に関する事項及び送電事業者の届出内容

--

備考 1. 送電計画の進捗状況について記載すること。  
2. 送電事業者から送電の事業者に対する送電計画の進捗状況、送電事業者の受け入れ体制について記載すること。  
3. 送電事業者の送電計画の進捗状況について記載すること。

- 一般送電事業者による送電事業者及び送電事業者の送電に関する事項  
〇一般送電事業者による送電事業者の送電に関する事項及び送電事業者の届出内容

--

備考 1. 送電計画の進捗状況に関する事項について記載すること。  
2. 送電事業者の送電計画の進捗状況について、送電事業者の届出内容から記載すること。

- 一般送電事業者による送電事業者の送電、送電、送電計画

--

備考 1. 送電事業者の送電、送電、送電計画について記載すること。  
2. 送電事業者の送電、送電、送電計画について記載すること。



3. 送電設備に異常を発生させた場合の送電の再開に關する事項  
○電圧変動の種別と送電再開の要否

備考 送電が異常な状態に陥る旨の送電再開の要否に關し、工具、設備等の異常可否を記載するときは、修理できないものについては、事後の修理一時停止等の処置について記載すること。

4. 復旧方法の共通化に關する事項  
○復旧方法等の共通化の要否

備考 1. 復旧方法に關し、緊急復旧に要する手段や復旧する日、復旧がなされることも、電事等共同運用が促進されるものについては、送電再開を記載すること。  
2. 完全復旧よりも早期の送電再開を促進する復旧方法に關して記載すること。

5. 災害時における送電の復旧に必要となる復旧の方法に關する事項  
○災害時の送電の要否

備考 復旧方法や復旧設備の送電再開及び送電再開に關するシナリオ案について記載すること。

6. 電事等の送電の確保に關する事項  
○電事等の送電の確保

備考 一般送電事業者等において電事等の送電の確保を要する事項を要する送電の確保の要否として、平時における電事等の送電の確保及び災害時における送電の確保の確保方針、緊急時に要する送電の確保方針について記載すること。また、送電の確保の確保方針として、送電の確保の確保方針として記載すること。また、送電の確保の確保方針として記載すること。また、送電の確保の確保方針として記載すること。また、送電の確保の確保方針として記載すること。

7. 電圧の調整及び電力系統の運用に關する事項  
○電圧の調整及び電力系統の運用の要否

備考 1. 送電の再開に要する送電の確保に關して記載すること。  
2. 大規模停電発生時における送電再開に關して記載すること。

8. 電事事業者、地方公共団体との送電の確保に關する事項  
○電事事業者、地方公共団体との送電の確保の要否

備考 1. プラン全体の送電事業者、各送電事業者との送電の確保に關して、送電事業者との連携の要否、各送電事業者との送電の確保に關して記載すること。  
2. プラン全体の送電事業者、各送電事業者との送電の確保に關して記載すること。

○本送電事業者の送電の確保に關する送電の確保に關する要否

備考 送電事業者の送電に關して、送電の確保に關して記載すること。

○本送電事業者の送電の確保に關する送電の確保に關する要否

備考 送電事業者の送電に關して、送電の確保に關して記載すること。

○本送電事業者の送電の確保に關する送電の確保に關する要否

備考 送電事業者の送電に關して、送電の確保に關して記載すること。

○本送電事業者の送電の確保に關する送電の確保に關する要否

備考 送電事業者の送電に關して、送電の確保に關して記載すること。

○本送電事業者の送電の確保に關する送電の確保に關する要否

備考 送電事業者の送電に關して、送電の確保に關して記載すること。

9. 本送電事業者の送電の確保に關する事項  
○本送電事業者の送電の確保に關する要否

備考 非常災害時における送電の確保に關する要否に關して記載すること。

備考 1. 送電の要否は、日本標準規格44とする。

2. 必要に応じて、送電資料を添付すること。

3. 送電資料、資料、データ及び送電の確保に關する事項は、送電の確保に關する事項として記載すること。

様式第39の3(第47条の2関係)  
送電事業者送電再開要否届出書

送電事業者送電再開要否届出書  
年 月 日  
送電事業者  
代表者の氏名

送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書

送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書

送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書

送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書  
送電事業者送電再開要否届出書

様式第40(第47条の8関係)

あつちん申請書 年 月 日

届 出 氏 名(本務及び代表者の氏名)

電力の供給に係る契約その他の取扱いに関する協議の 不調 のため、電気事業法第40条第 1項

の規定に基づき、届出が法第47条第1項第1号に

申 請 者	届出先及び電気供給事業者の 届出
申請者以外 の 当 事 者	届出先(本務及び代表者の氏名)、 住所、連絡先及び電気供給事 業者の届出
出 発 地 区 界 限 内 の 事 項	
協議の不調又は不協の理由及び協議の結果	
出 発 地 区 界 限 内 の 事 項	

備考 1 「届出先」には、届出が行われる電気事業者を記載すること。また、申請者が届出 事業者である場合は、当該届出事業者を記載すること。

2 「電気供給事業者の届出」には、小売電気事業者、一般の配電事業者、送電事 業者、特定配電事業者、発電事業者又はその他のいずれかを記載すること。

3 届出の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第40の2(第47条の9関係)

併発申請書 年 月 日

届 出 氏 名(本務及び代表者の氏名)

電力の供給に係る契約その他の取扱いに関する協議が不調のため、電気事業法第40条第 1項

の規定に基づき、届出が法第47条第1項第1号に

申 請 者	届出先及び電気供給事業者の 届出
申請者以外 の 当 事 者	届出先(本務及び代表者の氏名)、 住所、連絡先及び電気供給事 業者の届出
出 発 地 区 界 限 内 の 事 項	
協議の不調の理由及び協議の結果	
出 発 地 区 界 限 内 の 事 項	

備考 1 「届出先」には、届出が行われる電気事業者を記載すること。また、申請者が届出 事業者である場合は、当該届出事業者を記載すること。

2 「電気供給事業者の届出」には、小売電気事業者、一般の配電事業者、送電事 業者、特定配電事業者、発電事業者又はその他のいずれかを記載すること。

3 届出の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第41(第51条関係)

保安規程届出書 年 月 日

届 出 氏 名(本務及び代表者の氏名)

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

備考 届出の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第42(第51条関係)

保安規程変更届出書 年 月 日

届 出 氏 名(本務及び代表者の氏名)

前におき保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

送 達 の 用 意	
届 出 地 区 界 限	

備考 届出の大きさは、日本縦書き44とすること。

様式第43 (第53条関係)

様式第43(第53条関係)

保安管理業務外部委託承認申請書

申請書

氏名 (本名及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第23条第2項ただし書の場合により承認を受けるための申請書です。

主任技術者を兼ねない主任技術者	本署及び所管地区の主任技術者の職名	
主任技術者を兼ねない主任技術者	本署及び所管地区の主任技術者の職名	
主任技術者を兼ねない主任技術者	本署及び所管地区の主任技術者の職名	
主任技術者を兼ねない主任技術者	本署及び所管地区の主任技術者の職名	
主任技術者を兼ねない主任技術者	本署及び所管地区の主任技術者の職名	

備考 1 同附則第2項ただし書の場合により第23条第2項の主任技術者の兼任の承認を受けている者との兼任は認められず、その結果主任技術者兼務の職名及び専任の職名に制限すること。

2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第44 (第53条の2関係)

様式第44(第53条の2関係)

主任技術者兼任承認申請書

申請書

氏名 (本名及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第23条第2項ただし書の場合により承認を受けるための申請書です。

兼任をせよとする主任技術者	氏名及び生年月日	
兼任をせよとする主任技術者	氏名及び生年月日	
兼任をせよとする主任技術者	氏名及び生年月日	
兼任をせよとする主任技術者	氏名及び生年月日	
兼任をせよとする主任技術者	氏名及び生年月日	

備考 1 同附則第2項ただし書の場合により第23条第2項の主任技術者の兼任の承認を受けている者との兼任は認められず、その結果主任技術者兼務の職名及び専任の職名に制限すること。

2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第45 (第54条関係)

様式第45(第54条関係)

主任技術者兼任許可申請書

申請書

氏名 (本名及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第23条第2項の場合により主任技術者の兼任の許可を受けるための申請書です。

主任技術者を兼ねる主任技術者の職名	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねる主任技術者の職名	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねる主任技術者の職名	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねる主任技術者の職名	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねる主任技術者の職名	氏名及び生年月日	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第46 (第55条関係)

様式第46 (第55条関係)

主任技術者兼任又は兼務届出書

申請書

氏名 (本名及び代表者の氏名)

次のとおり主任技術者の兼任又は兼務をしようとするので、電気事業法施行規則第23条第2項ただし書に基づき申請書です。

主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	
主任技術者を兼ねない主任技術者	氏名及び生年月日	

備考 1 同附則第2項ただし書の場合により第23条第2項の主任技術者の兼任の承認を受けている者との兼任は認められず、その結果主任技術者兼務の職名及び専任の職名に制限すること。

2 届出書の提出期限は、主任技術者の兼任又は兼務の届出書の提出期限に準じて決定すること。

3 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。



様式第46の3(第61条の4関係)  
 債権影響評価報告書についての変更等届出書 年 月 日  
 経済産業大臣 殿 住所  
 氏名(住所及び代表者の氏名)  
 債権影響評価法第16条に規定する書類を作成しましたので、電算事業法第46条の4第2項の規定により、別部のとおり届け出ます。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の4(第61条の6関係)  
 債権影響評価調査報告書 年 月 日  
 経済産業大臣 殿 住所  
 氏名(住所及び代表者の氏名)  
 債権影響評価法第14条第1項及び15条に基づき、調査書及びこれに基づいて作成した書類を作成しましたので、電算事業法第46条の1第1項の規定により、別部のとおり届け出ます。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の5(第61条の7関係)  
 債権影響評価調査報告書についての変更等届出書 年 月 日  
 経済産業大臣 殿 住所  
 氏名(住所及び代表者の氏名)  
 債権影響評価法第19条に規定する書類を作成しましたので、電算事業法第46条の5の規定により、別部のとおり届け出ます。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の6(第61条の9関係)  
 債権影響評価調査報告書 年 月 日  
 経済産業大臣 殿 住所  
 氏名(住所及び代表者の氏名)  
 債権影響評価法第21条第1項に基づき、評価書を作成しましたので、電算事業法第46条の6の規定により、別部のとおり届け出ます。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第47（第63条関係）

様式第47（第63条関係）

工事計画（変更）認可申請書

申請書

申請書

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第47条第1項（第47条第2項）の規定により別紙工事計画書の上記工事の計画（工事の計画の変更）の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第48（第64条関係）

様式第48（第64条関係）

工事計画書変更届出書

届出書

届出書

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり工事の計画を変更したので、電気事業法第47条第2項の規定により届け出ます。

工事の計画の変更に係る事業種別	
工事の計画の変更の内容	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第49（第66条関係）

様式第49（第66条関係）

工事計画（変更）届出書

届出書

届出書

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第66条第1項の規定により別紙工事計画書の上記工事の計画（工事の計画の変更）を届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第49の2（第67条の3関係）

様式第49の2（第67条の3関係）

電力供給計画書

電力供給計画書

電力供給計画書

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記のとおり電力供給計画書の申請書に添付した資料電圧変動について、当該資料に添付することを希望いたしますので、電気事業法第67条第1項第2号の2に規定したとおり、ご申請をお願いいたします。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第50 (第71条関係)

様式第50(第71条関係)

電気事業申請書

申請書

氏名 (本務及び代表者の氏名)

電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。

電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	

備考 1 電気事業法第16条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第51 (第72条関係)

様式第51(第72条関係)

電気事業申請書

申請書

氏名 (本務及び代表者の氏名)

電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。

電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	

備考 1 電気事業法第17条第2号の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第52の2 (第73条の7関係) 削除

様式第52の2(第73条の7関係)

電気事業申請書

申請書

氏名 (本務及び代表者の氏名)

電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。

電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	
電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。	

備考 1 電気事業法第18条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第53 (第78条関係)

様式第53(第78条関係)

電気事業申請書

申請書

氏名 (本務及び代表者の氏名)

電気事業法第20条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。

1. 申請書の提出
2. 申請書の受理
3. 申請書の審査
4. 申請書の決定
5. 申請書の不服
6. 申請書の再審査
7. 申請書の再審査の結果

備考 1 電気事業法第20条第1項の規定により表の上記事項を記載し提出した旨を申請書に記述する。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第五十四・様式第五十五 削除  
様式第五十六 削除  
様式第五十七 削除  
様式第五十八 削除  
様式第五十九 削除  
様式第六〇 (第八八条関係)

様式第六〇(第四八条関係)

非常用電気工作物使用開始届出書

年 月 日

所 在 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

表のとおり非常用電気工作物の構造を説明した上で、電気事業法第四八条の規定により届け出ます。

電気工作物を設置する事業者の名称及び所在地	
電気工作物の種類	
設置場所	

備考 1 譲受け又は譲受けに係る電気工作物の場合は、その前及び譲受け又は譲受け先の氏名又は住所を電気工作物の構造の欄に記載してください。  
2 複数の入札又は、日本郵政機構がなすこと。

様式第六一の二(第九四条の二関係) 削除

様式第六一の二(第九四条の二関係)

新規設置用電気工作物使用開始届出書

年 月 日

所 在 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第四九条の規定により表のとおり新規設置用電気工作物の構造を説明した上で、届け出ます。

電気工作物を設置する事業者の名称及び所在地	
電気工作物の種類	
設置場所	

備考 1 電気工作物の種類が「非常用電気工作物」に該当しない場合は、当該電気工作物の種類、設置場所及び住所を、表のとおり記載してください。  
2 複数の入札又は、日本郵政機構がなすこと。

様式第六二(第九四条の六関係)

様式第六二(第九四条の六関係)

新規設置用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

所 在 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第四九条の規定により表のとおり新規設置用電気工作物の構造を説明した上で、届け出ます。

電気事業法第四九条の規定により表のとおり新規設置用電気工作物の構造を説明した上で、届け出ます。	
譲渡者の名称及び住所	
承継者の名称及び住所	

備考 1 表のとおり記載する事業者の住所、住所記載欄に住所記載欄の欄には、当該電気工作物の種類、設置場所及び住所を記載してください。  
2 複数の入札又は、日本郵政機構がなすこと。

様式第六二の二(第九五条関係)

様式第六二の二(第九五条関係)

非常用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

所 在 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

非常用電気工作物を設置する者の地位を承継した上で、電気事業法第四九条の規定により表のとおり届け出ます。

譲渡者の氏名又は名称及び住所	
承継者の氏名又は名称及び住所	

備考 複数の入札又は、日本郵政機構がなすこと。



様式第62の3 (第95条関係)

様式第62の3(第95条関係)

事業用電気工作物設置者施設設置届書

期 日 年 月 日

住 所

設置者 氏 名

次のとおり事業用電気工作物を設置する者について照会されましたことと認めます。

照 会 人 の 氏 名 及 び 住 所	
事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者として認定される者の氏名及び住所	
照 会 日 の 年 月 日	

備考 照会の日付は、日本標準時間44とする。

様式第62の4 (第95条関係)

様式第62の4(第95条関係)

事業用電気工作物設置者施設設置届書

期 日 年 月 日

住 所

設置者 氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり事業用電気工作物を設置する者について照会されましたことと認めます。

照 会 人 の 氏 名 及 び 住 所	
事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者の氏名及び住所	
照 会 日 の 年 月 日	

備考 照会の日付は、日本標準時間44とする。

様式第62の5 (第95条の3関係)

様式第62の5 (第95条の3関係)

認定高度保安業務設置者認定申請書

期 日 年 月 日

住 所

名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

電気事業法第95条の3の規定により次のとおり同条の認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする組織の名称

申 請 の 種 別	
認 定 申請	<input type="checkbox"/>
再 認 定 申請	<input type="checkbox"/>

(注) 認定に係る組織の長は、申請書の提出時に認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となること。

(注) 上記の事項を修正することは認定する場合には、ウェブサイトにアップを要すること。

備考 1 申請の趣旨の欄には、当該認定の意義又は更新の旨を記載すること。  
2 照会の日付は、日本標準時間44とする。

様式第62の6 (第95条の4関係)

様式第62の6 (第95条の4関係)

認定高度保安業務設置者認定届書

期 日 年 月 日

住 所

組織代表者 氏 名

電気事業法第95条の4の規定により次のとおり認定します。

認 定 の 種 別	
認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間	

備考 照会の日付は、日本標準時間44とする。

様式第27（第95条の6関係）  
 独立行政法人施設運営費変更届出書  
 年 月 日  
 所  
 任 務  
 本施設に属する職員の氏名  
 表の上より該当する事項（図表の欄外の左側の欄に印字の用紙）を変更したので、電  
 気事業法施行規則第99条第1号の規定により届出します。  
 変更の内容  
 変更年月日  
 備考 1 変更が必要とする欄を記載した書類を添付すること。  
 2 図表の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第31（第97条関係）  
 点検業務受託事業契約申請書  
 年 月 日  
 所  
 任 務  
 本施設に代表者の氏名  
 電気事業法施行規則第99条第1号の規定により点検業務を受託する事業を行うことの登録  
 申請を行うので申請します。  
 備考 1 図表の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第37の2（第97条の5関係）  
 登録点検業務受託法人名称等変更届出書  
 年 月 日  
 所  
 任 務  
 本施設に代表者の氏名  
 表の上より本特許事業法の所定形式は登録点検の変更をしたので、電気事業法施行  
 規則第99条第2号の規定により届出します。  
 変更年月日  
 備考 1 図表の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第44（第98条関係）  
 点検業務受託事業規程届出書  
 年 月 日  
 所  
 任 務  
 本施設に代表者の氏名  
 図表の上より点検業務受託事業規程を定め、電気事業法施行規則第99条第1項の規  
 定により届出します。  
 備考 1 図表の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第65（第98条関係）

様式第65(第98条関係) 点検業務受託事業実施変更届出書 年 月 日

期 在 所  
氏 名 (代表者の氏名)

別紙のとおり点検業務受託事業実施内容を変更したので、電気事業法施行規則第98条第1項の規定により届け出ます。

変更の理由	
変更予定年月日	

備考 届出の大きさは、日本郵政規格A4とすること。

様式第66（第99条関係）

様式第66(第99条関係) 点検業務受託事業廃止届出書 年 月 日

期 在 所  
氏 名 (代表者の氏名)

次のとおり点検業務を受託する事業を廃止したので、電気事業法施行規則第99条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
-------	--

備考 届出の大きさは、日本郵政規格A4とすること。

様式第67（第104条関係）

様式第67(第104条関係) 調査業務委託(委託廃止)届出書 年 月 日

期 在 所  
氏 名 (委託及び代表者の氏名)

次のとおり調査業務を委託(の委託を廃止)したので、電気事業法第72条の2第1項の規定により届け出ます。

委託先(委託廃止)の名称 調査機関	
委託(委託廃止)に係る調査 区域(調査対象区域)の住所 と設置予定地	
委託(委託廃止)年月日	

備考 届出の大きさは、日本郵政規格A4とすること。

様式第67の2（第104条の2関係）

様式第67の2(第104条の2関係) 土地等一時使用許可申請書 年 月 日

期 在 所  
氏 名 (代表者の氏名)

電気事業法第104条第2項の規定により、次のとおり土地等の一時使用の許可を受けたいので申請します。

一時使用の目的	
土地等の所在所	
土地等の所有者の住所及び氏名	
一時使用の期間	
許可申請の事項	

備考 届出の大きさは、日本郵政規格A4とすること。

様式第67の3(第104条の3関係) 土地の出入許可申請書 年 月 日

期 在 所  
氏 名(権利及び代表者の氏名)

電気事業法第61条第1項の規定により、次のとおり土地の出入許可を受けたいので申請します。

出入りの目的	
土地の所在地	
土地の所有権の取得及び伝束	
出入りの期間	
許認可申請の事項	

備考 欄数の不足は、任意記載欄に記入すること。

様式第67の4(第104条の4関係) 建物の仮設又は移設許可申請書 年 月 日

期 在 所  
氏 名(権利及び代表者の氏名)

電気事業法第61条第1項の規定により、次のとおり建物の仮設又は移設許可を受けたいので申請します。

仮設又は移設の目的			
建物の所在地			
建物の種類及び用途 (併存対象(仮設等の併存となる建築物)の種類及び用途)は、	種別	面積	高さ
仮設する。なお、仮設期間中に仮設する建築物が、	仮設期間(開始日)	終了日	
仮設期間中に仮設する建築物が、	仮設期間(開始日)	終了日	
仮設期間中に仮設する建築物が、	仮設期間(開始日)	終了日	
仮設期間中に仮設する建築物が、	仮設期間(開始日)	終了日	
建物の所有権の取得及び伝束			
仮設又は移設の方法			
仮設又は移設の時期			
許認可申請の事項			

備考 欄数の不足は、任意記載欄に記入すること。

様式第67の5(第104条の5関係) 建物の仮設又は移設届出書 年 月 日

期 在 所  
氏 名(権利及び代表者の氏名)

電気事業法第61条第1項の規定により、次のとおり建物の仮設又は移設を実施しましたので届けます。

仮設又は移設の目的	
建物の所在地	
建物の種類及び用途	
建物の所有権の取得及び伝束	
仮設又は移設の方法	
仮設又は移設の時期	
仮設又は移設した事項	

備考 欄数の不足は、任意記載欄に記入すること。

様式第68(第104条の6関係) 届出申請書 年 月 日

期 在 所  
氏 名(権利及び代表者の氏名)

電気事業法第61条第1項の規定により、次のとおり届出を申請します。

届出事項	
届出事項の所在地	
届出事項の名称	

備考 欄数の不足は、任意記載欄に記入すること。

様式第69 (第106条関係)

様式第69 (第106条関係) 業務経歴提出書 年 月 日

氏 名 住 所  
 職務及び代表者の氏名

別紙業務経歴の提出書類として提出するべき内容を記す。  
 備考 用紙の欠きは、日本郵政規格44Cとする。

様式第70 (第109条、第118条の2及び第120条関係)

様式第70 (第109条、第118条の2及び第120条関係) 変更届出書 年 月 日

氏 名 住 所  
 職務及び代表者の氏名

別紙(1)日本郵政規格44Cとして、別紙業務経歴提出書類(別紙業務経歴提出書)と併せて提出するものとする。  
 (注)必要書類は、別紙業務経歴提出書類(別紙業務経歴提出書)の提出により提出する。

備考 用紙の欠きは、日本郵政規格44Cとする。

様式第72 (第110条関係)

様式第72 (第110条関係) 業務経歴変更届出書 年 月 日

氏 名 住 所  
 職務及び代表者の氏名

別紙業務経歴の提出書類として提出するものとする。  
 (注)必要書類は、別紙業務経歴提出書類(別紙業務経歴提出書)と併せて提出する。

備考 用紙の欠きは、日本郵政規格44Cとする。

様式第73 (第11条関係)

様式第73 (第11条関係)

通称(略称) 年 月 日

**債 権**

債権者   
 氏名及び住所

当行(当)と貴行(貴)との関係(一) (目的 事由 理由) 以下の記載事項を以て 貴行(貴)より申し渡す。

債権の種類	
債権の金額	
債権の発生年月日	

備考 債権の内容及び内容証明書の取扱い等については、  
日本銀行法第118条の3、日本銀行規則第145条の3を参照。

様式第74 (第11条関係)

様式第74 (第11条関係)

通称(略称) 年 月 日

**債 権**

債権者   
 氏名及び住所

当行(当)と貴行(貴)との関係(一) (目的 事由 理由) 以下の記載事項を以て 貴行(貴)より申し渡す。

債権の種類	
債権の金額	
債権の発生年月日	

備考 債権の内容及び内容証明書の取扱い等については、  
日本銀行法第118条の3、日本銀行規則第145条の3を参照。

様式第75 (第18条関係)

様式第75 (第18条関係)

通称(略称) 年 月 日

**債 権**

債権者   
 氏名及び住所

当行(当)と貴行(貴)との関係(一) (目的 事由 理由) 以下の記載事項を以て 貴行(貴)より申し渡す。

債権の種類	
債権の金額	
債権の発生年月日	

備考 債権の内容及び内容証明書の取扱い等については、  
日本銀行法第118条の3、日本銀行規則第145条の3を参照。

様式第76 (第11条関係)

様式第76 (第11条関係)

通称(略称) 年 月 日

**債 権**

債権者   
 氏名及び住所

当行(当)と貴行(貴)との関係(一) (目的 事由 理由) 以下の記載事項を以て 貴行(貴)より申し渡す。

債権の種類	
債権の金額	
債権の発生年月日	

備考 債権の内容及び内容証明書の取扱い等については、  
日本銀行法第118条の3、日本銀行規則第145条の3を参照。

様式第76の2 (第118条の2関係)

様式第76の2 (第118条の2関係)

電力事業法第66条第3項(第118条の2関係)

期

在 所

名義及び代表者の氏名

電力事業法第66条第4項の規定により表の上の記載事項の補正を受けた以下のとおり申請します。

電主任の氏名及び職階

電主任の氏名(漢字)	
電主任の氏名(平仮名)	
電主任の職階	

備考 欄外の大きさは、日本度量衡法に準じます。

様式第77 (第119条関係)

様式第77(第119条関係)

指定区域調整届出申請書

期

在 所

名義及び代表者の氏名

電力事業法第66条第4項の規定により表の上の記載事項の補正を受けた以下のとおり申請します。

電主任の氏名及び職階	調整事項(第66条第5項)
------------	---------------

備考 欄外の大きさは、日本度量衡法に準じます。

様式第78 (第122条関係)

様式第78(第122条関係)

調整届出(変更)(届出)許可申請書

期

在 所

名義及び代表者の氏名

電力事業法第66条第4項の規定により表の上の記載事項の補正を受けた以下のとおり申請します。

調整した(変更)の届出の事項(氏名及び職階)	
------------------------	--

備考 欄外の大きさは、日本度量衡法に準じます。

様式第78の2 (第122条の2関係)

様式第78の2(第122条の2関係)

調整届出(届出)許可申請書

期

在 所

名義及び代表者の氏名

電力事業法第66条第4項の規定により表の上の記載事項の補正を受けた以下のとおり申請します。

届出の申請事項(氏名及び職階)	
届出の申請年月日	
届出の氏名及び職階	
届出の氏名	

備考 欄外の大きさは、日本度量衡法に準じます。

様式第78の3 (第122条の3関係)

様式第78の3(第122条の3関係) 事業計画及び収支予算認可申請書 年 月 日  
 期 任 務 長務及び代表者の氏名  
 電気事業法第84条の2第1項の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。  
 備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第78の4 (第122条の3関係)

様式第78の4(第122条の3関係) 事業計画(収支予算)変更認可申請書 年 月 日  
 期 任 務 長務及び代表者の氏名  
 電気事業法第84条の4の規定により別紙のとおり事業計画(収支予算)の変更の認可を受けたいので申請します。  
 変更の内容等  
 備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第78の5 (第122条の4関係)

様式第78の5(第122条の4関係) 役員の変更(解任)認可申請書 年 月 日  
 期 任 務 長務及び代表者の氏名  
 電気事業法第84条の9の規定により次とおり役員の変更(解任)の認可を受けたいので申請します。  
 解任(解任)しようとする役員の名前及び所属  
 備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第78の6 (第123条関係)

様式第78の6(第123条関係) 業務規程設定認可申請書 年 月 日  
 期 任 務 長務及び代表者の氏名  
 電気事業法第84条の2第1項の規定により別紙業務規程のとおり業務規程の設定の認可を受けたいので申請します。  
 備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。



様式第78の7 (第123条関係)

様式第78の7(第123条関係) 業務報告変更認可申請書 年 月 日

社 長 任 所 取締役及び代表者の氏名

電気事業法第44条の2第1項の規定により次の上記業務報告の変更の認可を受けたい  
の申請とします。

変更の内容	
変更予定年	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第79 (第124条関係)

様式第79(第124条関係) 試験結果報告書 年 月 日

社 長 任 所 取締役及び代表者の氏名

電気事業法施行規則第22条の規定により次の上記事項を報告とします。

試験年月日	
試験の種類	
申請者数	
合格者数	
不合格者数	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第80 (第127条関係)

様式第80(第127条関係) 登録簿名称変更登録申請書 年 月 日

社 長 任 所 取締役及び代表者の氏名

電気事業法第49条の規定により次の上記事項の各の登録簿の名称変更を受けたいので申請  
します。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第81 削除  
様式第82 削除  
様式第83 (第130条関係)

様式第83(第130条関係) 調査業務停止届出書 年 月 日

社 長 任 所 取締役及び代表者の氏名

式の上記調査業務を廃止したので、電気事業法第80条の規定により届出とします。

届出年月日	
-------	--

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第83の2(第131条関係)

様式第83の2(第131条関係) 業務執行届出書 年 月 日  
 期 在 所  
 氏名及び代表者の氏名  
 別紙業務執行のより業務執行を定めたので電気事業法第84条第2項の規定により届け出ます。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の3(第131条関係)

様式第83の3(第131条関係) 業務執行変更届出書 年 月 日  
 期 在 所  
 氏名及び代表者の氏名  
 別紙業務執行のより業務執行を変更したので電気事業法第84条第2項の規定により届け出ます。  

変更の月日	
変更の理由	

 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の4(第132条の2関係)

様式第83の4(第132条の2関係) 卸電力取引所特定申請書 年 月 日  
 期 申請者の住所  
 申請者の名称  
 代表者の氏名  
 電気事業法第87条第1項の規定により、下記のとおり卸電力取引所の開設を定めたので申請します。  
 期  
 1. 申請開設業務を行う業務所の所在地  
 2. 申請開設業務を開始しようとする年月日  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の5(第132条の3関係)

様式第83の5(第132条の3関係) 卸電力取引所業務変更届出書 年 月 日  
 期 届出者の住所  
 届出者の名称  
 代表者の氏名  
 (1) 卸電力取引所の名称又は住所  
 (2) 申請開設業務を行う業務所の所在地  
 を変更したので、電気事業法第87条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
 期  

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

 2. 変更の理由  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の6(第132条の5関係)

様式第83の6(第132条の5関係)  
業務種別認可申請書

年 月 日

題 申請者の住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

電気事業法第96条第1項第1号の規定により、別紙の上記業務種別の認可を受けたいので申請します。

備考 1 題紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第83の7(第132条の5関係)

様式第83の7(第132条の5関係)  
業務種別変更認可申請書

年 月 日

題 申請者の住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

電気事業法第96条第1項第1号の規定により、下記の上記業務種別の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容  
2. 変更の理由

備考 1 題紙の大きさは、日本標準規格A4とする。  
2 変更の理由を記載した書状を添付すること。

様式第83の8(第132条の9関係)

様式第83の8(第132条の9関係)  
加電力区分事業計画及び低圧支線認可申請書

年 月 日

題 申請者の住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

電気事業法第96条第1項第1号の規定により、別紙の上記事業計画及び低圧支線の認可を受けたいので申請します。

備考 1 題紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第83の9(第132条の9関係)

様式第83の9(第132条の9関係)  
加電力区分事業計画(低圧支線)変更認可申請書

年 月 日

題 申請者の住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

電気事業法第96条第1項第1号の規定により、下記の上記事業計画(低圧支線)の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容  
2. 変更の理由

備考 1 題紙の大きさは、日本標準規格A4とする。  
2 変更の理由を記載した書状を添付すること。

様式第83の10(第132条の12関係)

特種開投証券発行者(株式会社)許可申請書

年 月 日

概 申請者の住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

電気事業法第99条の第1項の規定により、下記のとおり特種開投証券の一部(全部)の発  
止(廃止)の許可を受けたいので申請します。

記

1. 廃止(廃止)しようとする特種開投証券の種類
2. 廃止(廃止)しようとする年月日
3. 廃止しようとする金額にあっては、その期間
4. 廃止(廃止)の理由

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第83の11(第132条の13関係)

役員補任(補任)許可申請書

年 月 日

概 申請者の住所  
申請者の名称  
代表者の氏名

電気事業法第99条の第1項の規定により、別添のとおり副電気の役員(補任)の  
許可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第83の12(第132条の15関係)

特定記録開示書

年 月 日

概 住所  
氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第100条の第1項の規定により、次のとおり開示いたします。

正任の役員	氏名
正任の役員	住所
その他の役員	氏名
その他の役員	住所
特定記録の内容	特定記録の届出を編纂するための 記録の内容
特定記録の開示の予定年月日	
開示場所、電子メールアドレス	
その他の開示先	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第83の13(第132条の15関係)

電気事業法第99条の2第1項第3号 説明書

年 月 日

概 住所  
氏名(名称及び代表者の氏名)

1. 使用する電圧計測の概要
 

電圧計測の種類	
項目	
測定対象者名	
計測時期	
計測者	
電圧計測の概要	
2. 計測設備

備考 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

2. 「電圧計測の概要」の欄については、電圧計測と合わせて電圧計測を使用する場合に  
の記載とする。







<p>植物に 関する 項目 2 調査地域</p>	<p>(四) 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林及び野生植物の重要な生育の場の状況</p> <p>環境基本法第十六条第一項の規定による水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）</p> <p>(4) 保全対象 イ 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 ホ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点 2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化する場合のおそれのある水域及び減水区間 3 予測 (1) 調査により確認された保全対象（保全対象の口を除く。）における排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 (2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。 (3) 調査により確認された保全対象の口が存在する水域が減水区間となる場合にあっては、当該保全対象（ただし、当該保全対象での測定が困難な場合、当該保全対象の直近の水質の測定点）において影響の程度を定量的に予測する。</p>
<p>動物に 関する 項目 2 調査地域</p>	<p>(五) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況</p> <p>環境影響評価法第四条第一項に規定する第二種事業が実施されるべき区域（以下「事業実施区域」という。）及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化する場合のおそれのある水域及び減水区間</p> <p>3 予測 (1) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。 1 調査項目 自然保 (1) 環境の保全を目的として指定される地域その他の対象の状況 (2) 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な変化を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 2 調査地域 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 3 予測 (1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な変化を受けて</p>
<p>火 力 電 力 所 (地 熱を利 用する ものを 除く。)</p>	<p>二 火 力 電 力 所 (地 熱を利 用する ものを 除く。)</p> <p>1 調査項目 大気質 (1) 排ガスの諸元 イ 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの濃度及び排出量 ロ 煙突の出口のガスの排出量、速度及び温度、地表上の高さ並びに個数 (2) 大気質の状況 国又は地方公共団体の測定している大気汚染の測定点（以下「大気汚染の測定点」という。）の二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の地上濃度並びに位置 (3) 気象 (4) 地形 大気の大気拡散に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 (5) 地域の基準 環境基本法第十六条第一項の規定による大気汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気汚染に係る環境基準」という。）</p> <p>(6) 保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 ハ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域 ニ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域 ホ 大気汚染の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気濃度の測定点</p>
<p>騒音に 関する 項目 2 調査地域</p>	<p>(二) 騒音に 関する 項目 2 調査地域</p> <p>騒音に係る環境基準が確保されていない地点 2 調査地域 発電所を設置する区域の周囲二十キロメートルの範囲内の区域 3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気汚染の測定点への影響を定量的に予測する。 1 調査項目 騒音の諸元 イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 (2) 地形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 (3) 保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域 2 調査地域 (1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 (2) 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域 3 予測 (1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。 (2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査によ</p>



<p>項目 振動に 関する 項目</p>	<p>(三) 1 調査項目 1 調査項目 振動規制法施行規則第十二条に規定する 限度を超えている地域 2 調査地域 事業実施区域の周囲十キロメートルの範 囲内において工事用資材等の搬出入に使用 する自動車通過する道路に面する区 域 3 予測 調査により確認された保全対象が存在す る地域における工事用資材等の搬出入に 使用する自動車の台数が最大となる日の 道路交通振動の影響の程度を定量的に予 測する。</p>
----------------------------------	---

<p>項目 振動に 関する 項目</p>	<p>(四) 水質に 関する 項目 (一) 排水の諸元 イ 排水の生物化学的酸素要求量又は化 学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量 並びに排出量 ロ 温排水の排出量及び排水の温度 (二) 水質の状況 水道原水取水地点及び水質の測定点の生 物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求 量、全窒素、全燐、水温並びに位置 (三) 地域の基準 水質汚濁に係る環境基準 (4) 保全対象 イ 排水基準を定める省令別表第二備考 6及び7に規定する湖沼及び海域 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に 規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一 項に規定する指定湖沼又は同条第二項に 規定する指定地域 ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 四十八年法律第百十号)第二条第一項に 規定する瀬戸内海又は同条第二項の關係</p>
----------------------------------	---

<p>項目 振動に 関する 項目</p>	<p>(五) 植物に 関する 項目 1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認さ れた自然林、藻場及び野生植物の重要な 生育の場の状況 2 調査地域 事業実施区域の周辺区域及び排水の排出 により水質の状況が変化しおそれのある 水域及び排水の排出により水温の状況 が一定程度以上変化しおそれのある水 域 3 予測 (1) 国又は地方公共団体の調査により 確認された藻場又は野生植物の重要な生 育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメート ルの範囲内に国又は地方公共団体の調査 により確認された自然林、藻場又は野生 植物の重要な生育の場が存在するかどうか を予測する。 (六) 動物に 関する 項目 1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認さ れたさんご群集及び野生動物の重要な生 息の場の状況 2 調査地域 事業実施区域及びその周辺区域並びに排 水の排出により水質の状況が変化しお それのある水域及び排水の排出により水</p>
----------------------------------	--

<p>項目 振動に 関する 項目</p>	<p>(七) 自然保 護に 関する 項目 (1) 環境の保全を目的として指定され た地域その他の対象の状況 (2) 国又は地方公共団体の調査により 確認された干潟、汽水湖、人為的な改変 を受けていない自然海岸、自然湖岸及び 河川の水際線が人工改変を受けていない 河岸の状況 2 調査地域 事業実施区域の周囲一キロメートルの範 囲内の区域並びに排水の排出により水温 の状況が一定程度以上変化しおそれの ある水域 3 予測 (1) 調査により確認された環境の保全 を目的として指定された地域その他の対 象への影響の程度を予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメート ルの範囲内に国又は地方公共団体の調査 により確認された干潟、汽水湖、人為的 な改変を受けていない自然海岸、自然湖 岸又は河川の水際線が人工改変を受けて いない河岸が存在するかどうかを予測す る。 (3) 調査により確認された干潟に影響 が及ぶかどうかを予測する。</p>
----------------------------------	---

<p>項目 振動に 関する 項目</p>	<p>(一) 大気質 に関する 項目 1 調査項目 排ガスの諸元 イ 硫化水素の濃度及び排出量 ロ 排出口のガスの排出量、速度及び温 度、地表上の高さ並びに個数 ハ 冷却塔の運転の状況 (2) 気象 地上の風向及び風速 (3) 地形 大気の拡散に影響を及ぼす地形及び大規 模な建築物の状況 2 調査地域 排出ガス中の硫化水素が影響を及ぼすお それがある範囲内の区域 3 予測 2の区域における硫化水素の濃度を定量的 に予測する。 (二) 騒音に 関する 項目 1 調査項目 騒音の諸元 イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の 状況 ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自 動車の稼働の状況 (2) 地形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規 模な建築物の状況 (3) 保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第一項から第七項 までに定める地域 ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律 第五条第一項の規定により指定された沿 道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環 境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に 基づく指定地域内における自動車騒音の 限度を定める省令に規定する限度を超え ている地域 2 調査地域 (1) 事業実施区域の周囲一キロメート ルの範囲内の区域 (2) 保全対象のハからホまでについて は、事業実施区域の周囲十キロメートル の範囲内において工事用資材等の搬出入</p>
----------------------------------	---

<p>(四) 水質に関する項目</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>1 排水の諸元</p> <p>イ 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排出量</p> <p>ロ 温排水の排出量及び排水の温度</p> <p>(2) 水質の状況</p> <p>水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置</p> <p>(3) 地域の基準</p> <p>水質に係る環境基準</p> <p>(4) 保全対象</p> <p>イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼</p>	<p>(三) 振動に関する項目</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>1 振動の諸元</p> <p>イ 振動の諸元</p> <p>ロ 振動の状況</p> <p>(2) 保全対象</p> <p>振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予測</p> <p>調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p>	<p>に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>(2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の自動車騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>1 調査項目</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>1 振動の諸元</p> <p>イ 振動の諸元</p> <p>ロ 振動の状況</p> <p>(2) 保全対象</p> <p>振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予測</p> <p>調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の自動車騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>
<p>(六) 動物に関する項目</p> <p>1 調査項目</p> <p>イ 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況</p>	<p>(五) 植物に関する項目</p> <p>1 調査項目</p> <p>イ 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林及び野生植物の重要な生育の場の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺区域並びに硫化水素の排出により影響を及ぼすおそれのある範囲内の区域、排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内において国又は地方公共団体の調査により確認された自然林又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。</p>	<p>ロ 水道原水取水地点</p> <p>ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域</p> <p>ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域</p> <p>ホ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>2 調査地域</p> <p>排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 調査により確認された保全対象(保全対象のロを除く。)に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。</p> <p>(2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p>
<p>四 太陽電池発電所</p> <p>(一) 調査項目</p> <p>1 騒音の諸元</p> <p>イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況</p> <p>ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況</p> <p>(2) 地形</p> <p>騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び規模な建築物の状況</p>	<p>(七) 自然保護に関する項目</p> <p>1 調査項目</p> <p>(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況</p> <p>(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。</p>	<p>項目</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域及び排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。</p> <p>(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内において国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。</p>
<p>(二) 振動に関する項目</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>1 振動の諸元</p> <p>イ 振動の諸元</p> <p>ロ 振動の状況</p> <p>(2) 保全対象</p> <p>振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p>	<p>(三) 振動に関する項目</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>1 振動の諸元</p> <p>イ 振動の諸元</p> <p>ロ 振動の状況</p> <p>(2) 保全対象</p> <p>振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>事業を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p>	<p>(3) 保全対象</p> <p>イ 学校等</p> <p>ロ 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域</p> <p>ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路</p> <p>ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点</p> <p>ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域</p> <p>2 調査地域</p> <p>(1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域</p> <p>(2) 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p> <p>3 予測</p> <p>(1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>(2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p>

<p>項目 水質に (三) 関する 排水の 生物化学 的酸素要 求量又は 化学的酸 素要求量 、窒素含 有量、燐 含有量並 びに排出 量</p>	<p>3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>1 調査項目 排水の諸元 (1) 排水の諸元 (2) 水質の状況 水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置 (3) 地域の基準 水質汚濁に係る環境基準 (4) 保全対象 イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。） ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地点 2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化するか おそれのある水域 3 予測 (1) 調査により確認された保全対象（保全対象の口を除く。）に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。</p>
<p>項目 水質に (三) 関する 排水の 生物化学 的酸素要 求量又は 化学的酸 素要求量 、窒素含 有量、燐 含有量並 びに排出 量</p>	<p>(2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。</p> <p>1 調査項目 植物に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況 2 調査地域 事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化するか 3 予測 (1) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するか 3 予測 (1) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するか</p>
<p>項目 騒音に (一) 関する 騒音の諸 元</p>	<p>(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された騒音が及ぶかどうかを予測する。</p> <p>1 調査項目 騒音の諸元 (1) 騒音の諸元 (2) 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 (3) 保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づき指定地域内における自動車騒音の程度を定める省令に規定する限度を超える地域 2 調査地域 (1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域 (2) 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域</p>
<p>項目 騒音に (一) 関する 騒音の諸 元</p>	<p>3 予測 (1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。 (2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>1 調査項目 振動に (一) 振動の諸 元 振動に (一) 振動の諸 元 関する 工事用資 材等の搬 出入に使 用する自 動車の稼 働の状況 (2) 保全対象 振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域 2 調査地域 工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車通過する道路に面する区域 3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。</p> <p>1 調査項目 水質に (一) 排水の諸 元 関する 排水の生 物化学的 酸素要求 量又は化 学的酸素 要求量、 窒素含有 量、燐含 有量並び に排出量 (2) 水質の状況 水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置 (3) 地域の基準 水質汚濁に係る環境基準 (4) 保全対象 イ 排水基準を定める省令別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域 ロ 水道原水取水地点</p>

(五) 動物に	1 調査項目	ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。) ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地点 2 調査地域 排水の排出により水質の状態が変化することのある水域 3 予測 (一) 調査により確認された保全対象(保全対象の口を除く。)に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 (二) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象の口に影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。
	(四) 植物に 関する 項目	1 調査項目 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場の状況 2 調査地域 事業実施区域の周辺区域及び排水の排出により水質の状態が変化することのある水域 3 予測 (一) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (二) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。

(六) 自然保 護に 関する 項目	1 調査項目 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (一) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 2 調査地域 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内 3 予測 (一) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (二) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。 (三) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。	関する 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生育の場の状況 2 調査地域 事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化することのある水域 3 予測 (一) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (二) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。
	別表第二(第六十二条、第六十五条関係) 工事の種類認可を事前届出を要するもの	

(一) 出力 十 二 十 キ ロ ワ ツ ト 以 上 の 発 電 所 の 設 置	1 出力十キロワット以上の発電所の設置であつて、以下の又は特定の施設内に設置された発電所のものを除く。の設置 (1) 出力十キロワット以上の火力発電所であつてガスタービン発電機とするもの (2) 出力十キロワット以上の水力発電機とするもの (3) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (4) 出力十キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするもの (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所であつて汽力、ガスタービン又は内燃力を原動力とするもの (6) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電機とするもの (7) アンモニア又は水素を燃料とするもの (8) アンモニア又は水素を燃料とするもの (9) アンモニア又は水素を燃料とするもの (10) アンモニア又は水素を燃料とするもの (11) アンモニア又は水素を燃料とするもの	発電所の設置であつて、出力十キロワット以上の発電機とするもの (1) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (2) 出力十キロワット以上の水力発電機とするもの (3) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (4) 出力十キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするもの (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所であつて汽力、ガスタービン又は内燃力を原動力とするもの (6) アンモニア又は水素を燃料とするもの (7) アンモニア又は水素を燃料とするもの (8) アンモニア又は水素を燃料とするもの (9) アンモニア又は水素を燃料とするもの (10) アンモニア又は水素を燃料とするもの (11) アンモニア又は水素を燃料とするもの
	2 出力十キロワット以上の発電機の設置であつて、以下の又は特定の施設内に設置された発電機のものを除く。の設置 (1) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (2) 出力十キロワット以上の水力発電機とするもの (3) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (4) 出力十キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするもの (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電機とするもの (6) アンモニア又は水素を燃料とするもの (7) アンモニア又は水素を燃料とするもの (8) アンモニア又は水素を燃料とするもの (9) アンモニア又は水素を燃料とするもの (10) アンモニア又は水素を燃料とするもの (11) アンモニア又は水素を燃料とするもの	

(二) 出力 十 キ ロ ワ ツ ト 以 上 の 発 電 機 の 設 置	1 出力十キロワット以上の発電機の設置であつて、以下の又は特定の施設内に設置された発電機のものを除く。の設置 (1) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (2) 出力十キロワット以上の水力発電機とするもの (3) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (4) 出力十キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするもの (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電機とするもの (6) アンモニア又は水素を燃料とするもの (7) アンモニア又は水素を燃料とするもの (8) アンモニア又は水素を燃料とするもの (9) アンモニア又は水素を燃料とするもの (10) アンモニア又は水素を燃料とするもの (11) アンモニア又は水素を燃料とするもの	出力十キロワット以上の発電機の設置であつて、以下の又は特定の施設内に設置された発電機のものを除く。の設置 (1) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (2) 出力十キロワット以上の水力発電機とするもの (3) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (4) 出力十キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするもの (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電機とするもの (6) アンモニア又は水素を燃料とするもの (7) アンモニア又は水素を燃料とするもの (8) アンモニア又は水素を燃料とするもの (9) アンモニア又は水素を燃料とするもの (10) アンモニア又は水素を燃料とするもの (11) アンモニア又は水素を燃料とするもの
	2 出力十キロワット以上の発電機の設置であつて、以下の又は特定の施設内に設置された発電機のものを除く。の設置 (1) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (2) 出力十キロワット以上の水力発電機とするもの (3) 出力十キロワット以上の火力発電機とするもの (4) 出力十キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするもの (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電機とするもの (6) アンモニア又は水素を燃料とするもの (7) アンモニア又は水素を燃料とするもの (8) アンモニア又は水素を燃料とするもの (9) アンモニア又は水素を燃料とするもの (10) アンモニア又は水素を燃料とするもの (11) アンモニア又は水素を燃料とするもの	

電所及び内燃機以外を原動力とする発電設備の設置	(7) 火力発電所の発電設備であって二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものの設置	(8) 燃料電池発電所の出力五百キロワット以上の発電設備(別表第七に掲げるものを除く)の設置	(9) 太陽電池発電所の出力二千キロワット以上の発電設備の設置	(10) 風力発電所の出力五百キロワット以上の発電設備の設置	(11) (1) から (6) まで及び (8) から (10) までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置	発電設備の設置	置の工	事以外	の変更	の工事	であつ	て、次	の設備	に係る	もの	1 原	動力設	備(1)	水力設	備	イ	ム	ダ									
気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設(以下「ばい煙発生施設」という)に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。	4 洪水吐きゲートの制御方法の変更を伴うもの	1 出力三万キロワット以上の発電設備に係る取水設備の設置	2 出力十萬キロワット以上の発電設備に係る取水設備の改造であつて、通水容量の変更を伴うもの	出力三萬キロワット以上の発電設備に係る沈砂池の設置	1 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る導水路の設置及び延長	2 改造であつて、次に掲げるもの	(1) 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る圧力導水路の改造であつて、次に掲げるもの	イ 通水容量の変更を伴うもの	ロ 水路橋又はサイホンの強度の変更を伴うもの	(2) 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る圧力のかからない導水路を圧力導水路とするもの	1 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る放水路の設置及び延長	2 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る放水路の改造であつて、次に掲げるもの	(1) 通水容量の変更を伴うもの	(2) 水路橋又はサイホンの強度の変更を伴うもの	へ	ッ	ト	ン	ク	サ	ト	ジ	タ	ン	ク	水	チ	水	圧	管	路	
出力三萬キロワット以上の発電設備に係るヘッドタンクの設置	出力三萬キロワット以上の発電設備に係るサージタンクの設置	1 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る水圧管路の設置及び延長	2 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る水圧管路の改造であつて、次に掲げるもの	(1) 管胴本体の強度の変更を伴うもの	(2) 圧力の変更を伴うもの	1 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る水車の設置	2 出力三萬キロワット以上の発電設備に係る水車の改造であつて、二十パーセント以上の出力の変更を伴うもの	1 出力三萬キロワット以上の揚水式発電設備に係る揚水のポンプの設置	2 出力三萬キロワット以上の揚水式発電設備に係る揚水のポンプの改造であつて、二十パーセント以上の入力の変更を伴うもの	1 貯水池又は調整池の設置	2 貯水池又は調整池の改造であつて、常時満水位又は最低水位の変更を伴うもの	3 貯水池又は調整池の改造であつて有効容量の変更を伴うもの	1 出力千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの設置	2 出力千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの改造であつて、次に掲げるもの	へ	ッ	ト	ン	ク	サ	ト	ジ	タ	ン	ク	水	チ	水	圧	管	路	
(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの	(2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの	(3) 调速装置又は非常调速装置の種類の変更を伴うもの	3 出力千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの取替え	1 発電設備に係るボイラー、独立過熱器又は蒸気貯蔵器の設置	2 ボイラー、独立過熱器又は蒸気貯蔵器の改造であつて、次に掲げるもの	(1) 最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの	3 ボイラー、独立過熱器又は蒸気貯蔵器の取替え	4 出力千キロワット以上の発電設備に係るボイラーの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの(石炭、石油、液化ガス、アンモニア、水素及びガス以外のものに係る場合に限る。)	5 アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るボイラーの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの	1 ガスタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあつては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの	発	生	機	ガ	ス	機	縮	機	空	機	蒸	機	蒸	機	蒸	機	蒸	機	蒸	機

及び燃焼器を含む。以下同じ。)	の設置。 2 ガスタービンに属するガス圧縮機の設置 3 ガスタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。4 において同じ。)の改造であつて、次に掲げるもの (1) 入口の圧力又は温度の変更を伴うもの (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの (3) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの 4 ガスタービンの取替え 内燃機関(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)の設置又は取替え 1 燃料設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2 において同じ。)の設置	へ燃焼料設備(内燃力発電設備に係るものを除く。)
-----------------	---	--------------------------

機(最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。)、液化ガス用ポンプ、圧送機(最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。)、ガス・液化ガス用配管(外径が百五十ミリメートル以上のガス又は液化ガスを通ずる配管をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。)	又は導管の設置 (2) 液化ガス用燃料設備に属するものであつて、ガス・液化ガス用容器若しくは配管の最高使用圧力、最高使用温度若しくは最低使用温度(通常の使用状態の温度が零度以下のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。)	又は導管の最高使用圧力の変更を伴うもの (3) 液化ガス用燃料設備に属するものであつて、低温貯槽(圧力が零キロパスカルにおける沸点が零度以下の液化ガスを温度が零度以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が九十八キロパスカル以下の液体の状態で貯蔵する貯槽をいう。以下同じ。)	に属する冷媒ガス圧縮機、液化ガス用ポンプ若しくは圧送機的能力又は吐出圧力の変更を伴うもの (4) 液化ガス用燃料設備に属するガス・液化ガス用容器の胴又は安全弁に係るもの (5) 液化ガス用燃料設備に属するガス・液化ガス用配管又は導管の変更に係る長さが百メートル以上のもの (6) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用気化器、ガ
---	--	--	--

ト液化ガス設備(液化ガス用燃料設備を除く。)	ス若しくは液化ガス用の熱交換器又は冷凍設備に係る凝縮器の伝熱面積の変更を伴うもの (7) 液化ガス用燃料設備に属する導管の位置の変更が二十メートル以上のもの 3 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料(以下「廃棄物固形化燃料」という。)の貯蔵設備の改造であつて、次に掲げるもの (1) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の主要寸法、材料又は個数の変更を伴うもの (2) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の湿度、温度若しくは酸素若しくは可燃性のガスの濃度を測定するための装置、これらの測定の結果を記録するための装置、不活性ガスを封入するための装置その他燃焼を防止するための装置又は消火のための装置の種類、能力、個数又は取付箇所の変更を伴うもの (3) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備において、当該燃料を受け入れるための装置、当該燃料の全部を撤去するための装置又は当該撤去の実施後の点検のための装置の種類、能力、個数又は取付箇所の変更を伴うもの (4) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置に係る変更を伴うもの 1 液化ガス設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2 において同じ。)
------------------------	---

チガス化設備	(1) ガス・液化ガス用容器、液化ガス用ポンプ、ガス圧縮機(最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。)、ガス・液化ガス用配管又は導管の設置 (2) ガス・液化ガス用容器の最高使用圧力、最高使用温度若しくは最低使用温度又は導管の最高使用圧力の変更を伴うもの (3) 液化ガス用ポンプ又はガス圧縮機的能力又は吐出圧力の変更を伴うもの (4) 液化ガス用容器の胴又は安全弁に係るもの (5) ガス・液化ガス用配管の最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度の変更を伴うもの (6) 液化ガス用気化器又は熱交換器の伝熱面積の変更を伴うもの (7) ガス・液化ガス用配管又は導管の変更に係る長さが百メートル以上のもの (8) 導管の位置の変更が二十メートル以上のもの 1 発電設備に係るガス化炉設備の設置 2 ガス化炉設備の改造であつて、次に掲げるもの (1) ガス化炉用容器(ガス化炉、蒸気発生器、熱交換器その他のガス化炉用の容器の最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものをいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。)、ガス圧縮機又はガス用配管(外径が百五十ミリメートル以上のガスを通ずる配管であつて、最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものをいう。以下別表
--------	---

リ素脱  
水素設  
備

第二及び別表第三において同じ。の設置

(2) ガス化炉用容器又は再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの

(3) ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの

(4) ガス化炉用容器の胴又は安全弁に係るもの

(5) ガス用配管の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの

(6) 熱交換器の伝熱面積の変更を伴うもの

(7) ガス用配管の変更に係る長さが百メートル以上のもの

(8) 蒸気発生器の取替え

1 発電設備に係る脱水素設備（水素化合物から触媒反応によって水素を製造する設備をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）の設置

2 発電設備に係る脱水素設備の改造であって、次に掲げるもの

(1) 脱水素設備用容器（最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス圧縮機又はガス用配管の設置

(2) 脱水素設備用容器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの

(3) ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの

(4) 脱水素設備用容器の胴又は安全弁に係るもの

(5) ガス用配管の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの

(6) 脱水素設備用容器の伝熱面積の変更を伴うもの

燃料電池設備  
(3)

(7) ガス用配管の変更に係る長さが百メートル以上のもの

1 設置

2 改造であって、次に掲げるもの

(1) 最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度の変更を伴うもの

(2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

(3) 取替え又は容器若しくは熱交換器に係る強度に影響を及ぼす修理

1 出力五百キロワット以上の燃料電池設備の設置

2 出力五百キロワット以上の燃料電池設備の改造であって、次に掲げるもの

(1) 燃料電池の設置又は改造であって二十パーセント以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの

(2) 容器、熱交換器又は改質器（内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものであって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の設置又は改造であって最高使用圧力若しくは最高使用温度の変更を伴うもの若しくは胴若しくは安全弁に係るもの

(3) 液体窒素用貯槽、気化器又は窒素ガス用ガスだめ（内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものであって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の設置又は改造であって最高使用圧力、最低使用温度（通常の使用状態

太陽電池設備  
(4)

での温度が零度以下のものに限る。若しくは最高使用温度の変更を伴うもの若しくは胴若しくは安全弁に係るもの

(4) 燃料貯蔵設備に係るもの

(一) 2) への下欄に準ずるもの

3 出力五百キロワット以上の燃料電池設備に係る燃料電池の取替え

4 出力五百キロワット以上かつ改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上の燃料電池設備の修理であって、次に掲げるもの

(一) 容器、熱交換器、改質器、液体窒素用貯槽、気化器又は窒素ガス用ガスだめ（内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものであって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の取替え又は修理であって次に掲げるもの

イ 胴又は安全弁の取替え

ロ 胴の強度に影響を及ぼすもの

ハ 安全弁の性能に影響を及ぼすもの

(2) 燃料貯蔵設備に係るもの

(二) 1 (2) への下欄に準ずるもの

1 出力二千キロワット以上の太陽電池の設置

2 出力二千キロワット以上の太陽電池の取替え

3 出力二千キロワット以上の太陽電池の改造であって、次に掲げるもの

(一) 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの

(二) 支持物の強度の変更を伴うもの

4 出力二千キロワット以上の太陽電池の修理であって、

風力設備  
(5)

支持物の強度に影響を及ぼすもの

1 出力五百キロワット以上の発電設備に係る風力機関の設置

2 出力五百キロワット以上の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの

(1) 回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの

(2) 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの

(3) 调速装置又は非常调速装置の種類の変更を伴うもの

3 出力五百キロワット以上の発電設備に係る風力機関の取替え

4 出力五百キロワット以上の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの

(1) 调速装置又は非常调速装置の取替え

(2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの

2 発電機

(一) 1

(一) 下欄の発電設備（水力発電所にあつては、出力三万キロワット以上のものに限る。）に係る発電機の設置

(二) 下欄の発電設備（水力発電所にあつては、出力三万キロワット以上のものに限る。）に係る発電機の改造であつて、次に掲げるもの

(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの

(2) 周波数の変更を伴うもの

次に掲

けるもの (1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更に伴うもの (2) 周波数の変更を伴うもの	1 電圧十七万ボルト以上で中欄のアンペア以上の変圧器(中欄発電設に掲げるものを除く。)の設置 2 電圧十七万ボルト以上での変圧器(容量十キロボルト以上でアンペア以上の変圧器(中欄)に掲げるものを除く。)の改造 3 電圧十七万ボルト以上でアンペア以上の変圧器の取替	(2) 変圧器 1 電圧十七万ボルト以上で中欄のアンペア以上の変圧器(中欄発電設に掲げるものを除く。)の設置 2 電圧十七万ボルト以上での変圧器(容量十キロボルト以上でアンペア以上の変圧器(中欄)に掲げるものを除く。)の改造 3 電圧十七万ボルト以上でアンペア以上の変圧器の取替

量十キロボルトアンペア以上のもの (1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更に伴うもの (2) 電圧調整装置を付加するもの	1 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の設置 2 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の改造であつて、二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの 3 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の取替え	(3) 電圧調整器又は電圧位相調整器 1 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の設置 2 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の改造であつて、二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの 3 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の取替え

ロボルトアンペア以上の調相機の設置 2 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万千キロボルトアンペア以上の調相機の改造であつて、二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの 3 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万千キロボルトアンペア以上の調相機の取替え	(5) 電力用コンデンサー 1 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の群の設置 2 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の群の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの 3 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の群の取替え	(6) 分路リアクトル又は限流リアクトル 1 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 2 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの 3 送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万千キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え

器又は整流機 ロワット以上の周波数変換機 2 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機 3 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機 4 他者が設置する電気工物的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものを除く。	(8) 遮断器 1 (需要設備と電氣的に接続する設備と(需要設備と電氣的に接続する設備)との間)の遮断器 2 送電線引出口の遮断器 3 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機 4 他者が設置する電気工物的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものを除く。	(9) 遮断器 1 (需要設備と電氣的に接続する設備と(需要設備と電氣的に接続する設備)との間)の遮断器 2 送電線引出口の遮断器 3 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機 4 他者が設置する電気工物的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものを除く。



器を設  
置する  
場合を  
除く。)

2 (一)  
中欄の  
発電設  
備に係  
る送電  
線引出  
口の遮  
断器  
(需要  
設備と  
電氣的  
接続と  
するた  
めのも  
のを除  
く。)

であつ  
て、電  
圧三十  
万ボル  
ト以上  
のもの  
の改造  
のうち  
の二、  
ち、二  
十パー  
セント  
(ガス  
遮断器  
及び真  
空遮断  
器にあ  
つては  
、三十  
パーセ  
ン以上  
の遮  
断電流  
の変更  
を伴う  
もの

	<p>3 (一) 中欄の 発電設 備に係 る遮断 器であ つて、 周波数 低下に よる事 故の拡 大を防 止する ために 設置す るもの のうち 法第三 十八條 第四項 各号に 掲げる 事業の 用に供 する電 圧三十 万ボル ト以上 のもの の設置</p>	<p>(9) 逆変換 装置</p> <p>燃料電池発電所における出力 五百キロワット以上の発電設 備、太陽電池発電所における 出力二千キロワット以上の発 電設備又は風力発電所におけ る出力五百キロワット以上の 発電設備に係る逆変換装置の 設置、取替え又は改造であつ て二十パーセント以上の電圧 若しくは出力の変更を伴うも の</p> <p>(10) 電力 貯蔵装 置</p> <p>1 (一) 下欄の発電設備に係 る容量八万キロワットアワー 以上の電力貯蔵装置の設置</p>
--	--	---

<p>電圧調 (二)</p>	<p>所電蓄 一 設 置の工 事 二 変 更の工 事であ つて、 次の設 備に係 るもの (一) 変圧器</p>	<p>3 附 帯設備 (1) 発電所 の運転 を管理 するた めの制 御装置</p> <p>2 (二) 下欄の発電設備に係 る容量八万キロワットアワー 以上の電力貯蔵装置の改造で あつて、二十パーセント以上 の容量の変更を伴うもの</p> <p>水力発電所、出力千キロワッ ト未満(内燃力を原動力とする ものにあつては一万キロワ ット未満)の火力発電所、出 力五百キロワット未満の燃料 電池発電所、出力二千キロワ ット未満の太陽電池発電所又 は出力五百キロワット未満の 風力発電所以外の発電所に係 る制御装置の改造であつて、 制御方式の変更を伴うもの</p> <p>出力一万キロワット以上又は 容量八万キロワットアワー以 上の蓄電所の設置</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上で あつて、容量十萬キロボルト アンペア以上の変圧器の設置 2 電圧十七万ボルト以上で あつて、容量十萬キロボルト アンペア以上の変圧器の改造 であつて、次に掲げるもの (一) 二十パーセント以上の 電圧又は容量の変更を伴うも の (二) 電圧調整装置を付加す るもの 3 電圧十七万ボルト以上で あつて、容量十萬キロボルト アンペア以上の変圧器の取替 え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量一萬キロボ ルトアンペア以上の群の設置</p>
--------------------	--	--

<p>限流リ ル又は アクト 分路リ (五)</p>	<p>整器又 は電圧 位相調 整器</p>	<p>(三) 調相機</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量二萬キロボ ルトアンペア以上の調相機の 設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量二萬キロボ ルトアンペア以上の調相機の 改造であつて、二十パーセン ト以上の電圧又は容量の変更 を伴うもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量二萬キロボ ルトアンペア以上の調相機の 取替え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量一萬キロボ ルトアンペア以上の群の設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量一萬キロボ ルトアンペア以上の群の改造 であつて、二十パーセント以 上の容量の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量一萬キロボ ルトアンペア以上の群の取替 え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量一萬キロボ ルトアンペア以上の分路リア クトル又は限流リアクトルの 設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上の 蓄電所に係る容量一萬キロボ ルトアンペア以上の群の設置</p>
--	-----------------------------------	---

アクト	(六) 周波数変換機 器又は整流機	(七) 遮断器	<p>ルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え</p> <p>1 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の設置</p> <p>2 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の改造であつて、二十パーセント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの</p> <p>3 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の取替え</p> <p>1 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のもの設置(ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。)</p> <p>2 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のもの改造のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断機にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの</p> <p>3 周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であつて、法第三十八条第四項各号に掲げる事業</p>	
次の設	二 更の工 事であつて、	一 設置の工	<p>(八) 逆変換装置</p> <p>(九) 電力貯蔵装置</p> <p>三 附帯設備</p> <p>(一〇) 蓄電所の運転を管理するための制御装置</p> <p>所電変</p>	
<p>の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置</p> <p>4 他の方が設置する電気工作物(需要設備を除く。)と電氣的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものの取替え</p> <p>出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造であつて、二十パーセント以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの</p> <p>1 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置の設置</p> <p>2 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置の改造であつて、二十パーセント以上の出力又は容量の変更を伴うもの</p> <p>出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所に係る制御装置の改造であつて、制御方式の変更を伴うもの</p> <p>電圧十七万ボルト以上(構内以外の場所から伝送される電氣を變成するために設置する変圧器その他の電氣工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のもの(以下「受電所」という。)にあつては十万ボルト以上)の変電所の設置</p>	<p>備に係るもの</p> <p>(一一) 変圧器</p> <p>(一二) 電圧調整器又は電圧位相調整器</p>	<p>1 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上であつて、容量一萬キロボルトアンペア以上)の変圧器の設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の設置</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の設置</p> <p>(一) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p> <p>(二) 電圧調整装置を付加するもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)であつて、容量一萬キロボルトアンペア以上)の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の設置</p>	<p>(三) 調相機</p> <p>(四) 電力用コンデンサー</p> <p>(五) 分路リアクトル</p>	<p>以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の取替え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二萬キロボルトアンペア以上の調相機(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の調相機)の設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二萬キロボルトアンペア以上の調相機(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の調相機)の改造であつて、二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二萬キロボルトアンペア以上の調相機(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の調相機)の取替え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)の変電所に係る容量十萬キロボルトアンペア以上の群の設置</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)の変電所に係る容量十萬キロボルトアンペア以上の群の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)の変電所に係る容量十萬キロボルトアンペア以上の群の取替え</p> <p>1 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十萬ボルト以上)の変電所に係る</p>











3 立過熱器

と)、主要寸法、材料並びに個数並びに当該容器及び熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(5) ガス・液化ガス用配管の最高使用圧力、最高使用温度、最低使用温度、外径、厚さ及び材料	16 その他燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分	17 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	1 種類、最大通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	2 管寄せ及び主要な管の主要寸法及び材料	3 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	4 独立過熱器に付属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料並びに個数
				独立過熱器の構造図	独立過熱器に関する説明書	独立過熱器に付属する管の配置の概要を明示した図面	

5 独立過熱器に付属する通風設備に係る次の事項	(1) 通風機の種類及び個数	(2) 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ並びに個数	6 独立過熱器に付属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項	(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	7 独立過熱器に付属する管に係る次の事項	(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	8 (二) 2の中欄11から16までに準ずるもの	9 独立過熱器の基本設計方針、適用基準及び適用規格
-------------------------	----------------	---------------------------------------	-----------------------------------	---	---	---------------------------------	----------------------	----------------------------------	------------------------------------	--------------------------	---------------------------

4 蒸気貯蔵器

5 蒸気井

用基準及び適用規格	1 種類、容量、最高使用圧力及び使用圧力の範囲	2 胴の主要寸法及び材料	3 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	4 蒸気貯蔵器に付属する管に係る次の事項	(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	5 蒸気貯蔵器の基本設計方針、適用基準及び適用規格	1 孔径、深さ並びに噴出蒸気の圧力、温度及び量	2 蒸気井に付属する蒸気分離器の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	3 蒸気井に付属する熱交換器に係る次の事項	(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料並びに個数
								蒸気井の構造図	蒸気井に付属する管の配置の概要を明示した図面		

6 ガスタービン(空気圧縮機、発生機、燃焼器を含む。以下同じ)

(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	4 蒸気井に付属する管に係る次の事項	(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	5 蒸気井の基本設計方針、適用基準及び適用規格	1 種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量、ばい煙濃度	2 主要な管の主要寸法及び材料	3 调速装置及び非常调速装置の種類	4 ガスタービンに付属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料並びに個数	5 ガスタービンに付属する煙突の種類、出口のガス
					ガスタービンの構造図	ガスタービンに関する説明書	ガスタービンに付属する管の配置の概要を明示した図面		



の速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数

6 ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項

(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数

(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数

(4) 空気圧縮器に附属する冷却塔又は冷却池の種類及び容量

7 空気冷却器に係る次の事項

(1) 種類、入口及び出口の温度並びに個数

(2) 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料

8 ガスタービンに附属する管に係る次の事項

(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(2) 安全弁及び逃げし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

9 アンモニアを燃料として使用する

7 燃機内

る火力発電所の発電設備に係るガスタービンに附属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所

10 (2) 2の中欄11から16までに準ずるもの

11 ガスタービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格

1 種類、出力、回転速度、燃料の種類、発熱量、硫黄分、窒素分、灰分及び使用量、排出ガス量、ばい煙量並びにばい煙濃度

2 調速装置及び非常調速装置の種類

3 内燃機関に附属する冷却水設備の容量

4 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項

(1) 空気だめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数

(2) 空気だめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

(3) 空気圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数

5 内燃機関に附属する煙突の種類、出口のガス速度及び温度、口径、

燃料系統図

8 燃料設備

地表上の高さ、有効高さ並びに個数

6 内燃機関に附属するばい煙の処理設備(以下「ばい煙処理設備」という)に係る次の事項

(1) 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アンモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度

(2) ばい煙処理設備に附属する空気圧縮機、通風機、破砕機又は摩砕機の種類、容量及び個数

7 アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係る内燃機関に附属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所

8 内燃機関の基準及び適用規格

1 燃料運搬設備に係る次の事項

(1) 揚炭機及び運炭機の種類、容量及び個数

(2) 油又はガスの輸送管(液化ガス用燃料設備に属するものを除く)であって、外径三

燃料系統図  
液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー、冷凍設備、液化ガス用ポンプ及び圧縮機  
最高使用圧力が

百ミリメートル以上のもので最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(3) 液化ガス用貯槽及び配管及び導管の始用貯槽及びガス点及び終点の位置ホルダーのそれ(導管に係るものにその相互間の限る)、延長(導管に離隔距離に関するものに限る)の説明書

(4) 地中、水底制御方法に関する記載すること。液化ガス用燃料最高使用圧力、外設備に属する液料並びに当該導管(低温貯槽にあつた)のガス遮断装置については、防液堤を(含む)及びガスホルダーの基礎燃料設備に属するに関する説明書

圧送機の種類、型、能力、入口及び出口の圧力、回転速度、個数(常に属するものを除く)、油タンク及び予備の別に記載すること)並(液化ガス用燃料設備に属するものを除く)並びに出力

2 液化ガス用燃料設備に属するガス発生設備に係る次の事項

(1) 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び温度、最高使用圧力(凍設備に係る冷次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(二次側及び二次側の別に記載すること)及び最低使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)及びガス用燃料設備に属するものを

二次側の別に記載除く。)、外径がすること。)、主要三百ミリメートル寸法、材料並びにル以上の油又は個数並びに当該液ガスの輸送管化ガス用気化器の(液化ガス用燃料安全弁の種類、吹設備に属するも出圧力、吹出量、のを除く。)並び個数及び取付箇所(2)に液化ガス用燃(2) (二) 2の中料設備に属する欄15(3)及びガス・液化ガス(4)に準ずるもの用容器(液化ガ(液化ガス用気化器)用貯槽及びガに係るものを除く)スホルダーの支(3) 燃料貯蔵設備貯槽に係る防液に係る次の事項 堤を含む。)、ガ(1) 貯炭場の面 配管及び導管の積及び貯炭容量及 強度に関する説及び個数(2) 油タンク及 明書(2) ガスタンク(液 液化ガス用燃料化ガス用燃料設備に属する液に属するものを除く)化ガス用貯槽及び(く)の種類、容量 及び導管の緊急遮及び個数(3) 液化ガス用 断装置並びに液燃料設備に属する 化ガス用気化器ガスホルダーの種 化ガス用燃料の緊急停止装置類、容量及び個数、 液に属する説明書最高使用圧力、主 設備に属する導要寸法及び材料並 管の経路(地中、びに当該ガスホル 水底及びその他ダーの安全弁の種 別のを表示する類、吹出圧力、吹 こと。)、経過地出量、個数及び取 の名称及び付近付箇所(4) 液化ガス用 道路、建築物そ燃料設備に属する の他の工作物の液化ガス用貯槽の 位置を明示した種類、容量及び個 縮尺三千分の一数、最高使用圧力、 以上の地形図最高使用温度、最 (圧力逃がし装低使用温度、主要 置、ガス遮断装寸法及び材料、低 置及び伸縮吸収温貯槽に係る保冷 装置の位置並びの形式、保冷材の 装置の位置並び種類及び充てん厚 設する場合であ

さ並びに防液堤のつて他の地下埋容量、主要寸法及設物と接近又はび材料並びに当該交叉するとき液化ガス用貯槽のその地下埋設物安全弁の種類、吹 の離隔距離を出圧力、吹出量、 付記すること。)個数及び取付箇所(5) 液化ガス用 液化ガス用燃料設備に属する導燃料設備に属する 管の伸縮吸収措冷凍設備の冷媒ガ 置、防食措置及スの種類、当該冷 び機械的衝撃に凍設備に係る受液 対する防護措置器、油分離器及び に関する説明書凝縮器に係る2の 並びに当該導管中欄15(3)に びの圧力逃がし装掲げる事項に準ず るもの並びに当該 粉じん発生施設冷凍設備に係る冷 に関する説明書媒ガス圧縮機に係 廃棄物固形化燃る8の中欄1(4) 廃棄物固形化燃に掲げる事項に準 廃棄物固形化燃ずるもの(6) 液化ガス用 廃棄物固形化燃燃料設備に属する 料の貯蔵設備の液化ガス用ポンプ 湿度、温度並びの種類、能力、吐 酸素及び可燃出圧力及び個数 性のガスの濃度(常用及び予備の別を測定するため記載すること。)(7) アンモニア の測定の結果を燃料として使用 記録するためのする火力発電所の 装置、不活性ガ発電設備に係る液 スを封入するた化ガス用燃料設備 ための装置その他に属するガス漏え 燃焼を防止するい検知警報設備の ための装置並び種類並びに除害設 置に消火のための備の種類、能力、 装置に関する説個数及び取付箇所(8) 2の中欄1 廃棄物固形化燃(3)及び(4) 料の貯蔵設備にに準ずるもの(ガ 料を受けて、当該燃スホルダー、液化 料を受け入れるガス用貯槽又は冷 ための装置、当凍設備に係るもの 該燃料の全部をを除く。)(9) 廃棄物固形 撤去するための化燃料の貯蔵設備 装置及び当該撤去の実施後の点

の主要寸法、材料 検のための装置及び個数(10) 廃棄物固 形化燃料の貯蔵設 備の湿度、温度並 びに酸素及び可燃 性のガスの濃度を 測定するための装 置、これらの測定 の結果を記録す るための装置、不 活性ガスを封入す るための装置、他 燃焼を防止するた めの装置並びに消 火のための装置の 種類、能力、個数 及び取付箇所(11) 廃棄物固 形化燃料の貯蔵設 備において、当該 燃料を受け入れる ための装置、当該 燃料の全部を撤去 するための装置及 び当該撤去の実施 後の点検のための 装置の種類、能力、 個数及び取付箇所(12) その他廃 棄物固形化燃料の 貯蔵設備の安全を 確保するための装 置の種類、能力、 個数及び取付箇所4 灰じん輸送装 置の種類、容量及 び個数5 灰じん堆積場 の面積及び堆積容 量6 運炭機、貯炭 場及び灰じん堆積 場に係る粉じん防 止設備の種類、型 式及び個数7 微粉炭燃焼用 機器に係る乾燥機

9 ばい煙処理設備

の燃料の種類、硫 黄分、窒素分、灰 分、発熱量及び使 用量、排出ガス量、 ばい煙量、ばい煙 濃度並びに煙突の 出口のガスの速度、 出口のガスの温度、 地表上の高さ及び 有効高さ8 微粉炭燃焼用 機器に係る乾燥機 に附属する空気圧 縮機又は通風機の 種類、容量及び個 数1 ばい煙処理設 ばい煙処理設備 備に係る次の事項 の構造図(1) 種類、容量、水質汚濁防止法 入口及び出口にお けるばい煙量、ば 特定施設を設置 けるばい煙量、ば 煙濃度及びガスす る場合は、汚 の温度、アンモニ 水の注入量、アン 水の注入により 発生するばいじ んに係るばい煙濃 度並びに個数(2) 廃ガス洗 浄 施設(石炭を燃料 とする火力設備に 係るものに限る。) に係る用水及び排 水の系統2 ばい煙処理設 備に附属する空気 圧縮機、通風機、 破砕機又は摩砕機 の種類、容量及び 個数1 液化ガス用気 ガス・液化ガス 化器の種類、能力、 系統図加熱用熱源の種 類、液化ガス用貯 槽、及び容量、出 口の液化ガス用気 化器の圧力及び温 度、最 高使用圧力(一次 器、液化ガス用 圧縮機)の別圧縮機の保安物

備を除く。

に記載すること。件に対する距離最高使用温度（一）距離並びに液化側及び二次側のガス設備の隣接別に記載することする設備に対する。及び最低使用温度の距離距離に閾度（二次側及び二次側の説明書）次側の別に記載する液化ガス用貯槽、ること。）、主要寸液化ガス用気化法、材料及び個数器及びガス圧縮並びに当該液化ガ機の構造図ス用気化器の安全ガス・液化ガス弁の種類、吹出圧用容器、ガス・力、吹出量、個数液化ガス用配管及び取付箇所 計算に関する説槽の種類、容量及明書 2 液化ガス用貯槽の最高使用圧力、最高使用温度、最低使用温度、主要寸法及び材料、及びその他の別低温貯槽に係る保を表示すること冷の形式、保冷材、経過地の名の種類及び充てん称及び付近に存厚さ並びに液化ガする主要な道路、ス用貯槽に係る防建築物その他の液堤の容量、主要工作物の位置を寸法及び材料並び示した縮尺三千に当該液化ガス用分の一以上の地貯槽の安全弁の種類形図（圧力逃が類、吹出圧力、吹し装置、ガス遮断装置及び取付箇所 3 ガス圧縮機に係る8の中欄1並びに道路面下（4）に掲げる事項であって他の地に準ずるもの 4 液化ガス用ポンプの種類、能力、又は交叉する吐出圧力及び個数器とはその地下埋（常用及び予備の別設備との距離に記載すること。）と。

1  
1  
ガス化  
炉設備

6 (二) 2の中欄 1 5 (4)に準ずるもの（液化ガス用気化器又は液化ガス用貯槽に係るものを除く。） 7 (二) 8の中欄 1 (3)に準ずるもの 1 ガス化炉に係るガス化炉用容器の次の事項 及びガス圧縮機 (1) 種類、最大の構造図 ガス発生量、最高制御方法に関する使用圧力及び最高説明書 使用温度 (2) 主要寸法及びガス化炉及びガス圧縮機の保安物件に対する距離 (3) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 ガス化炉用容器及びガス用配管 (4) (二) 2の中欄 1 から 16 までに準ずるもの ガス化炉設備の緊急停止装置に係る給水ポンプに関する説明書 (5) ガス化炉設備の緊急停止装置に係る給水ポンプに関する説明書 2 蒸気発生器に属する管の配置の概要を明示した図面 (1) 種類、最大蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積 (2) 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度 (3) 胴、管寄せ及び主要な管の主要寸法及び材料 (4) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (5) 蒸気発生器に属する給水設備

備に係る給水ポンプの種類、個数及び原動機の種類 3 熱交換器に係る次の事項 (1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数 (2) 熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 4 ガス化炉用容器（ガス化炉、蒸気発生器及び熱交換器を除く。）の種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 5 ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口及び出口の圧力、回転速度、個数（常用及び予備の別に記載すること。）、並びに原動機の種類及び出力 6 ガス化炉設備に属する配管に係る次の事項 (1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数並びに取付箇所

1  
2  
脱酸素  
設備

7 ガス化炉設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 1 脱酸素設備脱酸素設備及び（蒸気器を除く。）ガス圧縮機の構造図 (1) 種類、入口制御方法に関する最高使用圧力（一）脱酸素設備の保次側及び二次側の安物件に対する別に記載すること距離距離に閾度。最高使用温度の説明書 (二) 二次側及び二次側の脱酸素設備及びの別に記載することガス用配管の強度寸法、度計算に関する材料並びに個数 説明書 (2) 安全弁の種類 脱酸素設備の緊出量、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 2 蒸気器に係る系統図 (1) 種類、能力、属する管の配置加熱用熱源の種類及び容量、入口及び出口の圧力及び温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数 (2) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 3 ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口及び出口の圧力、回転速度、個数並びに原動機の種類及び出力

<p>1 3          汽力、          ガスタ          ーピン          及び内          燃力以          外を原          動力と          する火          力設備</p>	<p>4 脱水素設備に属する配管に係る次の事項          (1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料          (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数並びに取付箇所          5 脱水素設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格          1 種類、出力、熱精算図          最高使用圧力、最低構造図          最高使用温度、ばい煙濃度、器の強度計算に使用温度、ばい煙濃度、器の強度計算に量及びばい煙濃度の関係する説明書          2 容器(内径が安全弁の吹出量を超えかつ長さが二倍に及ぶ)の吹出量を説明する説明書          千ミリメートルを(構造図を含む)を超えるもの及び内管の配置の概要          容積が〇・〇四立を明示した図面          方メートルを超え、及び強度計算に          るものであって、          最高使用圧力が九制御方法に関する説明書          十八キロパスカル          以上のものに限る。          下欄において同じ。          )の種類、容量、          最高使用圧力、最          高使用温度、主要          寸法、材料及び個          数          3 熱交換器(内          径が二倍に及ぶ)の          トルを超えかつ長          さが千ミリメー          トルを超えるもの          及び内容積が〇・          四立方メートルを          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力</p>
<p>(三)          燃料電          池設備</p>	<p>が九十八キロパスカル以上のものに          限る。下欄におい          て同じ。)の種類、          入口及び出口の温          度、最高使用圧力          (二次側及び二次側          の別に記載するこ          と)、主要寸法、          材料並びに個数          4 安全弁の種類、          吹出圧力、吹出量、          個数及び取付箇所          5 管(外径百五          十ミリメートル以          上かつ最高使用圧          力が九十八キロパ          スカル以上のもの          に限る。下欄にお          いて同じ。)の最高          使用圧力、最高使          用温度、外形、厚          さ及び材料          6 火力設備の基          本設計方針、適用          基準及び適用規格          1 燃料電池の種類、発電方式に          関係する説明書          電流、冷却法、台          数及び保護継電装          置の種類          2 容器(内径が改質器貯槽、液体窒          素貯槽、気化器          を超えかつ長さが          二倍に及ぶ)の吹出          量を説明する説明          書          千ミリメートルをガ          スだめの構造          超えるもの及び内          容積が〇・〇四立          方メートルを超え          るものであって、          最高使用圧力が九          用ガスだめの強          十八キロパスカル          に関する説明書          以上のものに限る。          下欄において同じ。          )の種類、容量、          安全弁の吹出量          最高使用圧力、最          高使用温度、主要          寸法、材料及び個          数          び置換ガスの種</p>
<p>3 安全弁の種類、          吹出圧力、吹出量、          個数及び取付箇所          4 熱交換器(内係          径が二倍に及ぶ)の          トルを超えかつ長          さが千ミリメー          トルを超えるもの          及び内容積が〇・          四立方メートルを          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力          が九十八キロパス          カル以上のものに          限る。下欄におい          て同じ。)の種類、          入口及び出口の温          度、最高使用圧力          (二次側及び二次側          の別に記載するこ          と)、主要寸法、          材料並びに個数          5 改質器に係る          次の事項          (1) 燃料の種類、          発熱量、硫黄分、          窒素分及び灰分          (2) 種類、容量、          入口及び出口の温          度、最高使用圧力          (二次側及び二次側          の別に記載するこ          と)、加熱面積、          主要寸法、材料、          個数、排出ガス量、          ばい煙量並びにば          い煙濃度          (3) パーナーの          燃料の種類、発熱          量、硫黄分、窒素          分及び灰分          (4) 通風設備の          種類、出口のガス          の速度、地表上の高          さ、有効煙突高さ          並びに個数</p>	<p>類に関する説明          書          燃料貯蔵設備に          関係する説明書          (二) 8の          下欄に準ずるも          の          の配置の概要          図面          及び強度計算に          関係する説明書          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力          が九十八キロパス          カル以上のものに          限る。下欄におい          て同じ。)の種類、          入口及び出口の温          度、最高使用圧力          (二次側及び二次側          の別に記載するこ          と)、主要寸法、          材料並びに個数          5 改質器に係る          次の事項          (1) 燃料の種類、          発熱量、硫黄分、          窒素分及び灰分          (2) 種類、容量、          入口及び出口の温          度、最高使用圧力          (二次側及び二次側          の別に記載するこ          と)、加熱面積、          主要寸法、材料、          個数、排出ガス量、          ばい煙量並びにば          い煙濃度          (3) パーナーの          燃料の種類、発熱          量、硫黄分、窒素          分及び灰分          (4) 通風設備の          種類、出口のガス          の速度、地表上の高          さ、有効煙突高さ          並びに個数</p>
<p>6 燃料貯蔵設備          に係る(二) 8の          中欄に準ずるも          の          7 液体窒素用貯          槽(内径が二倍に          及ぶ)の吹出量を          説明する説明書          千ミリメートルを          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力          が九十八キロパ          スカル以上のもの          に限る。下欄にお          いて同じ。)の          種類、容量、最高          使用圧力、最高使          用温度、最低使用          温度、主要寸法、          材料及び個数並び          に低温貯槽に係る          保冷材の種類及び          充てん厚さ          8 気化器(内径          が二倍に及ぶ)の          トルを超えかつ長          さが千ミリメー          トルを超えるもの          及び内容積が〇・          四立方メートルを          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力          が九          十八キロパスカル          以上のものに限          る。          下欄において同じ。          )の種類、能力、          加熱熱源の種類          及び容量、出口の          圧力及び温度、最          高使用圧力(一次          側及び二次側の別          に記載すること)、          最高使用温度(一          次側及び二次側の          別に記載すること</p>	<p>6 燃料貯蔵設備          に係る(二) 8の          中欄に準ずるも          の          7 液体窒素用貯          槽(内径が二倍に          及ぶ)の吹出量を          説明する説明書          千ミリメートルを          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力          が九十八キロパ          スカル以上のもの          に限る。下欄にお          いて同じ。)の          種類、容量、最高          使用圧力、最高使          用温度、最低使用          温度、主要寸法、          材料及び個数並び          に低温貯槽に係る          保冷材の種類及び          充てん厚さ          8 気化器(内径          が二倍に及ぶ)の          トルを超えかつ長          さが千ミリメー          トルを超えるもの          及び内容積が〇・          四立方メートルを          超えるものであ          っ          て、最高使用圧力          が九          十八キロパスカル          以上のものに限          る。          下欄において同じ。          )の種類、能力、          加熱熱源の種類          及び容量、出口の          圧力及び温度、最          高使用圧力(一次          側及び二次側の別          に記載すること)、          最高使用温度(一          次側及び二次側の          別に記載すること</p>

(四) 太陽電 池設備 太陽電 池	）、最低使用温度 の別に記載するこ と。）、主要寸法、 材料並びに個数 9 窒素ガス用ガ スだめ（内径が二 百ミリメートルを 超えかつ長さが千 ミリメートルを超 えるもの及び内容 積が〇・〇四立方 メートルを超える ものであって、最 高使用圧力が九十 八キロパスカル以 上のものに限る。 下欄において同じ の種類、容量、 最高使用圧力、主 要寸法、材料及び 個数 10 管（外径三 百ミリメートル以 上かつ最高使用圧 力が九十八キロパ スカル以上のもの に限る。下欄にお いて同じ。）の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 種類、出力、開放 電圧、短絡電流及 びモジュールの個 数
	）、最低使用温度 の別に記載するこ と。）、主要寸法、 材料並びに個数 9 窒素ガス用ガ スだめ（内径が二 百ミリメートルを 超えかつ長さが千 ミリメートルを超 えるもの及び内容 積が〇・〇四立方 メートルを超える ものであって、最 高使用圧力が九十 八キロパスカル以 上のものに限る。 下欄において同じ の種類、容量、 最高使用圧力、主 要寸法、材料及び 個数 10 管（外径三 百ミリメートル以 上かつ最高使用圧 力が九十八キロパ スカル以上のもの に限る。下欄にお いて同じ。）の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 種類、出力、開放 電圧、短絡電流及 びモジュールの個 数
(別表第六第二項 に掲げる電気工 作物の設置及び 別表第七第三項 に掲げる電気工 作物の変更をし ようとする場合 は、砂防法（明 治三十年法律第 二十九号）第二 条の規定により	）、最低使用温度 の別に記載するこ と。）、主要寸法、 材料並びに個数 9 窒素ガス用ガ スだめ（内径が二 百ミリメートルを 超えかつ長さが千 ミリメートルを超 えるもの及び内容 積が〇・〇四立方 メートルを超える ものであって、最 高使用圧力が九十 八キロパスカル以 上のものに限る。 下欄において同じ の種類、容量、 最高使用圧力、主 要寸法、材料及び 個数 10 管（外径三 百ミリメートル以 上かつ最高使用圧 力が九十八キロパ スカル以上のもの に限る。下欄にお いて同じ。）の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 種類、出力、開放 電圧、短絡電流及 びモジュールの個 数
指定された砂防 指定地、地すべ り等防止法（昭 和三十二年法律 第三十号）第三 条第一項の規定 により指定され た地すべり防止 区域、急傾斜地 崩壊危険区域又 は土砂災害警戒 区域等における 土砂災害防止対 策の推進に關す る法律（平成十 二年法律第五十 七号）第七條第 一項の規定によ り指定された土 砂災害警戒区域 に設置する場合 に限る。） 太陽電池発電所 又は太陽電池発 電設備の設置又 は変更の工事が 砂防法第四條 （同法第三條にお いて準用する場合 を含む。）の規 定による許可を 要する行為を伴 う場合において、 法第四十七條第 一項若しくは第 二項の認可の申 請又は法第四十 八條第一項の規 定による届出を しようとする きにあつては当 該許可を受けた ことを証する書 類、法第五十一 條の二第三項の 規定による届出 をしようとする	）、最低使用温度 の別に記載するこ と。）、主要寸法、 材料並びに個数 9 窒素ガス用ガ スだめ（内径が二 百ミリメートルを 超えかつ長さが千 ミリメートルを超 えるもの及び内容 積が〇・〇四立方 メートルを超える ものであって、最 高使用圧力が九十 八キロパスカル以 上のものに限る。 下欄において同じ の種類、容量、 最高使用圧力、主 要寸法、材料及び 個数 10 管（外径三 百ミリメートル以 上かつ最高使用圧 力が九十八キロパ スカル以上のもの に限る。下欄にお いて同じ。）の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 種類、出力、開放 電圧、短絡電流及 びモジュールの個 数
ときにあつては 当該行為が当該 許可を受けたと ころに従つて行 われたことを示 す書類 太陽電池発電所 又は太陽電池発 電設備の設置又 は変更の工事が 森林法（昭和二 十六年法律第二 百四十九号）第 十條の二第一項 の許可を要する 行為を伴う場合 において、法第 四十七條第一項 若しくは第二項 の認可の申請又 は法第四十八條 第一項の規定に よる届出をしよ うとするときに あつては当該許 可を受けたこと を証する書類、 法第五十一條の 二第三項の規定 による届出をし ようとするとき にあつては当該 行為が当該許可 を受けたところ に従つて行われ たことを示す書 類 太陽電池発電所 又は太陽電池発 電設備の設置又 は変更の工事が 地すべり等防止 法第十八條第一 項の許可を要す る行為を伴う場 合において、法 第四十七條第一	）、最低使用温度 の別に記載するこ と。）、主要寸法、 材料並びに個数 9 窒素ガス用ガ スだめ（内径が二 百ミリメートルを 超えかつ長さが千 ミリメートルを超 えるもの及び内容 積が〇・〇四立方 メートルを超える ものであって、最 高使用圧力が九十 八キロパスカル以 上のものに限る。 下欄において同じ の種類、容量、 最高使用圧力、主 要寸法、材料及び 個数 10 管（外径三 百ミリメートル以 上かつ最高使用圧 力が九十八キロパ スカル以上のもの に限る。下欄にお いて同じ。）の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 種類、出力、開放 電圧、短絡電流及 びモジュールの個 数
項若しくは第二 項の認可の申請 又は法第四十八 條第一項の規定 による届出をし ようとするとき にあつては当該 許可を受けたこ とを証する書類、 法第五十一條の 二第三項の規定 による届出をし ようとするとき にあつては当該 行為が当該許可 を受けたところ に従つて行われ たことを示す書 類 太陽電池発電所 又は太陽電池発 電設備の設置又 は変更の工事が 地すべり等防止 法第四十二條第 一項の許可を要 する行為を伴う 場合において、 法第四十七條第 一項若しくは第 二項の認可の申 請又は法第四十 八條第一項の規 定による届出を しようとする きにあつては当 該許可を受けた ことを証する書 類、法第五十一 條の二第三項の 規定による届出 をしようとする ときにあつては 当該行為が当該 許可を受けたと ころに従つて行	）、最低使用温度 の別に記載するこ と。）、主要寸法、 材料並びに個数 9 窒素ガス用ガ スだめ（内径が二 百ミリメートルを 超えかつ長さが千 ミリメートルを超 えるもの及び内容 積が〇・〇四立方 メートルを超える ものであって、最 高使用圧力が九十 八キロパスカル以 上のものに限る。 下欄において同じ の種類、容量、 最高使用圧力、主 要寸法、材料及び 個数 10 管（外径三 百ミリメートル以 上かつ最高使用圧 力が九十八キロパ スカル以上のもの に限る。下欄にお いて同じ。）の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 種類、出力、開放 電圧、短絡電流及 びモジュールの個 数

われたことを示す書類  
 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事  
 が宅地造成及び特定盛土等規制法  
 (昭和三十六年法律第九十一号)  
 第十二条第一項の許可を要する  
 工事を伴う場合  
 において、法第四十七條第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八條第一項の規定によ  
 る届出をしよ  
 うとするときに  
 あつては当該許可を受けたこと  
 を証する書類、  
 法第五十一条の  
 二第三項の規定  
 による届出をし  
 ようとするとき  
 にあつては宅地  
 造成及び特定盛  
 土等規制法第三  
 十六條第二項の  
 規定により交付  
 された検査済証  
 の写し  
 太陽電池発電所  
 又は太陽電池発  
 電設備の設置又  
 は変更の工事が  
 急傾斜地の崩壊  
 による災害の防  
 止に関する法律  
 第七條第一項の  
 許可を要する行  
 為を伴う場合に  
 いて、法第五  
 十一條の二第三  
 項の規定による  
 届出をしよ  
 うとするときは、  
 当該行為が当該  
 許可を受けたと  
 ころに依つて行  
 われたことを示  
 す書類  
 太陽電池発電所  
 又は太陽電池発  
 電設備の設置又  
 は変更の工事が  
 宅地造成及び特  
 定盛土等規制法  
 第三十條第一項  
 の許可を要する  
 工事を伴う場合  
 において、法第  
 四十七條第一項  
 若しくは第二項

(五)  
 風力設  
 備  
 風力機  
 関

の認可の申請又  
 は法第四十八條  
 第一項の規定に  
 よる届出をしよ  
 うとするときに  
 あつては当該許  
 可を受けたこと  
 を証する書類、  
 法第五十一条の  
 二第三項の規定  
 による届出をし  
 ようとするとき  
 にあつては宅地  
 造成及び特定盛  
 土等規制法第三  
 十六條第二項の  
 規定により交付  
 された検査済証  
 の写し  
 太陽電池発電所  
 又は太陽電池発  
 電設備の設置又  
 は変更の工事が  
 急傾斜地の崩壊  
 による災害の防  
 止に関する法律  
 第七條第一項の  
 許可を要する行  
 為を伴う場合に  
 いて、法第五  
 十一條の二第三  
 項の規定による  
 届出をしよ  
 うとするときは、  
 当該行為が当該  
 許可を受けたと  
 ころに依つて行  
 われたことを示  
 す書類  
 風力設  
 備方式に關す  
 る説明書  
 風車の構造圖及  
 び強度計算書  
 及び強度計算書  
 支持物の構造圖  
 及び強度計算書  
 及び強度計算書  
 並びに翼の枚数  
 及び強度計算書  
 及び強度計算書  
 び材料

3 非常調速装置及び雷撃からの風車

雷撃からの風車  
 の保護に関する  
 説明書  
 風車の回転速度  
 が著しく上昇し  
 、又は風車の制御  
 装置の機能が著  
 しく低下した場  
 合において風車  
 を安全かつ自動  
 的に停止させる  
 ための措置に關  
 する説明書(常  
 用電源の停電時  
 の措置を含めて  
 記載すること)  
 風力発電所又は  
 風力発電設備の  
 設置又は変更の  
 工事が砂防法第  
 四條(同法第三  
 條において準用  
 する場合を含む  
 )の規定による  
 許可を要する行  
 為を伴う場合に  
 いて、法第四  
 十七條第一項若  
 しくは第二項の  
 認可の申請又は  
 法第四十八條第  
 一項の規定によ  
 る届出をしよ  
 うとするときは、  
 当該行為が当該  
 許可を受けたと  
 ころに依つて行  
 われたことを示  
 す書類、法第  
 三十五條の二第  
 三項の規定によ  
 る届出をしよ  
 うとするとき  
 にあつては当該  
 行為が当該許可  
 を受けたこと  
 を証する書類、  
 法第五十一條  
 の二第三項の規  
 定による届出を  
 しよ  
 うとするとき  
 にあつては宅地  
 造成及び特定盛  
 土等規制法第三  
 十六條第二項の  
 規定により交付  
 された検査済証  
 の写し  
 太陽電池発電所  
 又は太陽電池発  
 電設備の設置又  
 は変更の工事が  
 急傾斜地の崩壊  
 による災害の防  
 止に関する法律  
 第七條第一項の  
 許可を要する行  
 為を伴う場合に  
 いて、法第五  
 十一條の二第三  
 項の規定による  
 届出をしよ  
 うとするときは、  
 当該行為が当該  
 許可を受けたと  
 ころに依つて行  
 われたことを示  
 す書類  
 風力設  
 備方式に關す  
 る説明書  
 風車の構造圖及  
 び強度計算書  
 及び強度計算書  
 支持物の構造圖  
 及び強度計算書  
 及び強度計算書  
 並びに翼の枚数  
 及び強度計算書  
 及び強度計算書  
 び材料

設置又は変更の  
 工事が森林法第  
 十條の二第一項  
 の許可を要する  
 行為を伴う場合  
 において、法第  
 四十七條第一項  
 若しくは第二項  
 の認可の申請又  
 は法第四十八條  
 第一項の規定に  
 よる届出をしよ  
 うとするときに  
 あつては当該許  
 可を受けたこと  
 を証する書類、  
 法第五十一条  
 の二第三項の規  
 定による届出を  
 しよ  
 うとするとき  
 にあつては宅地  
 造成及び特定盛  
 土等規制法第三  
 十六條第二項の  
 規定により交付  
 された検査済証  
 の写し  
 太陽電池発電所  
 又は太陽電池発  
 電設備の設置又  
 は変更の工事が  
 急傾斜地の崩壊  
 による災害の防  
 止に関する法律  
 第七條第一項の  
 許可を要する行  
 為を伴う場合に  
 いて、法第四  
 十七條第一項若  
 しくは第二項の  
 認可の申請又は  
 法第四十八條第  
 一項の規定によ  
 る届出をしよ  
 うとするときは、  
 当該行為が当該  
 許可を受けたと  
 ころに依つて行  
 われたことを示  
 す書類、法第  
 三十五條の二第  
 三項の規定によ  
 る届出をしよ  
 うとするとき  
 にあつては当該  
 行為が当該許可  
 を受けたこと  
 を証する書類、  
 法第五十一條  
 の二第三項の規  
 定による届出を  
 しよ  
 うとするとき  
 にあつては宅地  
 造成及び特定盛  
 土等規制法第三  
 十六條第二項の  
 規定により交付  
 された検査済証  
 の写し  
 太陽電池発電所  
 又は太陽電池発  
 電設備の設置又  
 は変更の工事が  
 急傾斜地の崩壊  
 による災害の防  
 止に関する法律  
 第七條第一項の  
 許可を要する行  
 為を伴う場合に  
 いて、法第五  
 十一條の二第三  
 項の規定による  
 届出をしよ  
 うとするときは、  
 当該行為が当該  
 許可を受けたと  
 ころに依つて行  
 われたことを示  
 す書類  
 風力設  
 備方式に關す  
 る説明書  
 風車の構造圖及  
 び強度計算書  
 及び強度計算書  
 支持物の構造圖  
 及び強度計算書  
 及び強度計算書  
 並びに翼の枚数  
 及び強度計算書  
 及び強度計算書  
 び材料

届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類  
 風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七條第一項若しくは法第四十七條第二項の認可の申請又は法第四十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一條の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類  
 風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二條第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七條第一項若しくは法第四十七條第二項の認可の申請又は法第四十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類

請又は法第四十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類、法第五十一條の第三項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類  
 風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二條第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七條第一項若しくは法第四十七條第二項の認可の申請又は法第四十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類

2 変圧器  
 1 発電機  
 (六) 電気設備

1 種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合、出力  
 2 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること)  
 3 保護継電装置の種類  
 4 原動機との連結方法  
 5 第二号(一)の中欄に準ずるもの  
 6 風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七條第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第五十一條の第二項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたところから従って行われたことを示す書類  
 7 電磁誘導電圧計算書(電圧七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限り。)

3 圧調整器又は電圧調整器  
 4 相機  
 5 力用コデン  
 6 サ分路リアクトル  
 7 クトル  
 8 遮断器  
 9 変換装置  
 10 電力貯蔵装置  
 (七) 附帯設備  
 1 発電所の運転を管理する

第二号(二)の中欄に準ずるもの  
 第二号(三)の中欄に準ずるもの  
 第二号(四)の中欄に準ずるもの  
 第二号(五)の中欄に準ずるもの  
 第二号(六)の中欄に準ずるもの  
 第二号(七)の中欄に準ずるもの  
 1 種類、容量、電圧、電流、相、途に関する説明書  
 2 保護継電装置の個数  
 1 種類、容量、電力貯蔵方式に関する説明書  
 2 保護継電装置の用途に関する説明書  
 制御方法に関する説明書





(三) 調相機	2 保護継電装置の種類 1 種類、容量 (進相及び遅相の別での説明書に記載すること)、短絡強度計算書 電圧、周波数、回転速度及び冷却法 2 励磁装置の種類及び容量 3 保護継電装置の種類	遮断器 1 種類、電圧、三相短絡容量計 び遮断時間 2 保護継電装置の種類 1 種類、容量、電力貯蔵方式に 主要寸法、電圧、関する説明書 電流、個数及び電力貯蔵装置の 用途に関する説	設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図 気候及び立地条件についての説明書(地中電線路及び開閉所に係るものを除くこと)。 新技術の内容を十分に説明した書類 電線路の中心線、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。	(四) 電力用コンデンサー	1 並列用及び直列用の別、一群当たりの容量、電圧並びに結線法 2 保護継電装置の種類 1 容量、電圧、設置計画について相、周波数、結線及び冷却法 2 保護継電装置の種類	変電所の運転を管理するための制御装置 1 電線路送電路との名称及体的に称及び区 2 電線路送電路との名称及体的に称及び区 3 電線路送電路との名称及体的に称及び区	1 こう長(架空、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。	(五) 分路リアクトル又は限流リアクトル	1 容量、電圧、設置計画について相、周波数、結線及び冷却法 2 保護継電装置の種類	電線路送電路との名称及体的に称及び区 2 電線路送電路との名称及体的に称及び区 3 電線路送電路との名称及体的に称及び区	1 こう長(架空、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。	(六) 周波数変換機又は整流機(鉄道営業用)	1 種類、容量又制御方法に関する出力、電圧、電流、相、周波数、十萬ボルト以上回転速度、結線法のものに係る場合(必要圧)に制限する。 2 保護継電装置の種類	電線路送電路との名称及体的に称及び区 2 電線路送電路との名称及体的に称及び区 3 電線路送電路との名称及体的に称及び区	1 こう長(架空、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。	道法又は軌道法	1 種類、容量又制御方法に関する出力、電圧、電流、相、周波数、十萬ボルト以上回転速度、結線法のものに係る場合(必要圧)に制限する。 2 保護継電装置の種類	電線路送電路との名称及体的に称及び区 2 電線路送電路との名称及体的に称及び区 3 電線路送電路との名称及体的に称及び区	1 こう長(架空、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。	事業法又は適用法	1 種類、容量又制御方法に関する出力、電圧、電流、相、周波数、十萬ボルト以上回転速度、結線法のものに係る場合(必要圧)に制限する。 2 保護継電装置の種類	電線路送電路との名称及体的に称及び区 2 電線路送電路との名称及体的に称及び区 3 電線路送電路との名称及体的に称及び区	1 こう長(架空、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。	変電所又は直電の側をのぞく	1 種類、容量又制御方法に関する出力、電圧、電流、相、周波数、十萬ボルト以上回転速度、結線法のものに係る場合(必要圧)に制限する。 2 保護継電装置の種類	電線路送電路との名称及体的に称及び区 2 電線路送電路との名称及体的に称及び区 3 電線路送電路との名称及体的に称及び区	1 こう長(架空、電線、水中、水底及びその他の別に記載すること)。 2 電気方式、中性点接地方式、回数(設計回数、線数)及びその異なる場合は、線数(設計回数)と異なる場合は、設計回数を付記すること)及び再閉路方式 3 電線の種類、太さ及び一回線当たり 4 電線の種類、太さ及び一回線当りの条数 5 電線の最低の高さ、電線相互間の間隔及びねん架の方法 6 架空電線の種類、太さ及び条数 7 支持物(上部及び基礎)の種類及び基数 8 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数 9 地中電線路の布設方式 10 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に記載すること)。
---------	--	--	---	---------------	---	--	---	----------------------	--	--	---	------------------------	--	--	---	---------	--	--	---	----------	--	--	---	---------------	--	--	---

<p>(一) 遮断器 (二) 電力貯蔵装置 (三) 及び (四) 以上の機器 (五) 以外の機器 (六) 計器 (七) 用変成器を除く。</p>	<p>このこと(2)の需要設備の最大電力及び電圧に備え、設置に直電を接する供給する発電所又は変電所は電圧の名称</p>
<p>第二号(七)の中第二号(七)の欄に準ずるもの 1 種類、容量、電力貯蔵方式に主要寸法、電圧、関する説明書 2 保護継電装置 3 用途 4 種類 5 電圧一万ボルト以上の機器に係る次の事項 (1) 種類、容量又は出力、電圧、相、周波数、回転速度及び結線法 (2) 保護継電装置の種類</p>	<p>ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。</p>
<p>別表第四(第六十五関係) 工事の種類 事前届出を要するもの 一 ばい煙発生施設に該当する洪水吐きゲート操作用予備する電気工作物出力の変更を伴うもの 二 ガスタービン又は内燃機関の設置又は改造であって燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの 三 火力発電所における微粉炭燃焼機器に係る乾燥機の設置又は改造であって乾燥能力の変更を伴うもの 四 燃料電池発電設備に係る改質器の設置又は改造であってバーナーの燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの 五 発電所におけるボイラー又は独立過熱器の改造であって伝熱面積又はバーナーの燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの</p>	<p>(四) 電線路 電圧一万ボルト以上の電線路に係る図(電圧十萬ボルト以上のもの) (1) 架空、屋側に係る場合に限る。地上、地中及びその他の別 (2) 電気方式及び強度計算書の (3) 電線の種類以上のものに係る場合に限る。 (4) 架空電線路また、設計条件の電線の最低の高に関する説明も及び電線相互間併せて記載するの間隔 (5) 支持物の種地中電線路の布類 (6) がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数の布設方式 (7) 地中電線路 (8) 保護継電装置の種類</p>
<p>六 水質汚濁防止法第二十条第二項に規定する特定施設に該当するもの 七 ばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの (1) ボイラー (2) 独立過熱器 (3) ガスタービン (4) 内燃機関 (5) ばい煙処理設備 (6) 燃料電池発電設備に属する改質器 (7) 発電所における廃棄物焼却炉 (8) 非常用予備発電装置 (9) 非常用予備動力装置 (10) ガス化炉設備 三 大気汚染防止法第二十条及び灰じん輸送装置の設置若しくは改造であって運搬能力の変更を伴う一般粉じんの又はこれに係る粉じん防止設備(一般粉じん発生施設から飛出する粉じんを防止するための粉じん発生施設をいう)の設置若しくは改造で</p>	<p>6 発電所における廃棄物焼却炉の設置又は改造であつて焼却能力の変更を伴うもの 7 非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置の設置又は改造であつて原動機の出力の変更を伴うもの 二 大気汚染防止法第二十条に規定するばい煙処理設備の設置、改造であつるばい煙処理の又は廃止 (1) ボイラー (2) ガスタービン (3) 内燃機関 (4) 火力発電所における微粉炭炉 (5) 発電所における廃棄物焼却炉 (6) 非常用予備発電装置 (7) 非常用予備動力装置 (8) ガス化炉設備 (9) 二次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造又は廃止であつて、煙突の種類、出口におけるガスの速度、温度若しくは大気汚染防止法第六十条第二項に規定するばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの (1) ボイラー (2) 独立過熱器 (3) ガスタービン (4) 内燃機関 (5) ばい煙処理設備 (6) 燃料電池発電設備に属する改質器 (7) 発電所における廃棄物焼却炉 (8) 非常用予備発電装置 (9) 非常用予備動力装置 (10) ガス化炉設備</p>
<p>六 水質汚濁防止法第二十条第二項に規定する特定施設に該当するもの 七 ばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの (1) ボイラー (2) 独立過熱器 (3) ガスタービン (4) 内燃機関 (5) ばい煙処理設備 (6) 燃料電池発電設備に属する改質器 (7) 発電所における廃棄物焼却炉 (8) 非常用予備発電装置 (9) 非常用予備動力装置 (10) ガス化炉設備 三 大気汚染防止法第二十条及び灰じん輸送装置の設置若しくは改造であつて運搬能力の変更を伴う一般粉じんの又はこれに係る粉じん防止設備(一般粉じん発生施設から飛出する粉じんを防止するための粉じん発生施設をいう)の設置若しくは改造で</p>	<p>四 水銀排出物の設置又は改造であつて、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの 五 ダイオキシン類対策の設置又は改造であつて焼却能力別措置法第二項の変更を伴うもの 六 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうちに掲げる特定施設に該当するもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの (1) 廃ガス洗浄施設 (2) 湿式集じん施設 三 火力発電所における破砕機、粉砕機又は摩砕機の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれに係る粉じん防止設備の設置若しくは改造であつて粉じん飛散防止能力の変更を伴うもの若しくは廃止 三 火力発電所における破砕機、粉砕機又は摩砕機の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれに係る粉じん防止設備の設置若しくは改造であつて粉じん飛散防止能力の変更を伴うもの若しくは廃止 三 火力発電所における破砕機、粉砕機又は摩砕機の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれに係る粉じん防止設備の設置若しくは改造であつて粉じん飛散防止能力の変更を伴うもの若しくは廃止 三 火力発電所における破砕機、粉砕機又は摩砕機の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれに係る粉じん防止設備の設置若しくは改造であつて粉じん飛散防止能力の変更を伴うもの若しくは廃止</p>

七 有害物質 有害物質貯蔵指定施設に該当する貯蔵指定施設電気工作物の設置又は改造であつて、構造、設備、使用の方法又は気工作物を設当該施設において貯蔵される水質置する事業場汚濁防止法第二条第二項第一号に電気工作物規定する有害物質（以下「有害物に係る工事 質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの	項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの
八 騒音規制 発電所、蓄電所、変電所、送電線法第二条第一路、電力保安通信設備、需要設備項に規定する若しくはこれらの設置のための事特定施設に該事業場における空気圧縮機、送風機、当する電気工通風機、破砕機、粉砕機、摩砕機、作物（同法第ふるい若しくは分級機（騒音規制三条第一項の法第二条第一項に規定する特定施設により指設に該当するものに限る。）の設置定された地域（特定施設の種類）との数を当該特内に設置する定施設の種類について直近に届けものに限る。）出た数の二倍以内の数に増加するを設置する場合を除く。）又はこれらに係る騒業場の電気工音防止設備の廃止若しくは改造で作物に係るあつて騒音防止の能力の減少を伴うもの	項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの
九 振動規制 発電所、蓄電所、変電所、送電線法第二条第一路、電力保安通信設備、需要設備項に規定する若しくはこれらの設置のための事特定施設に該事業場における圧縮機、破砕機、粉当する電気工碎機、摩砕機、ふるい若しくは分作物（同法第級機（振動規制法第二条第一項に三条第一項の規定する特定施設に該当するもの規定により指に限る。）の設置若しくは改造で定された地域つて能力の変更を伴うもの又はこ内に設置するれらに係る振動防止設備の廃止若ものに限る。）しくは改造であつて振動防止の能を設置する事力の減少を伴うもの	項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの
十 鉱山保安内燃機関（ディーゼル発電機に限法第二条第二項。）の設置又は改造であつて、千項に規定する九百七十三年の船舶による汚染の鉱山に属する防止のための国際条約に関する千工作物（海城九百七十八年の議定書によつて修にあり、定置正された同条約附属書六第三章第	項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの

式のものに限る。十三規則 1. 1. 2及び 1. する電気工作物の 3並びに 2. 1の要件を満たすも物に係る工事	別表第五（第六十六條関係）	電気工作物の種類	一 設備別記載事項（届出に（届出に一般に係る工事の内容に關係の係る工事の内容に記あるものに限る。）	記載事項	一 ばい煙発生施設の種ばい煙に類、出力又は能力及び個類、伝熱面積及び有効火床面積	位置及び名称	一 ばい煙発生施設の種ばい煙に類、出力又は能力及び個類、伝熱面積及び有効火床面積	環境事項	一 ばい煙発生施設の種ばい煙に類、出力又は能力及び個類、伝熱面積及び有効火床面積
--	---------------	----------	---	------	--	--------	--	------	--

（二） 粉じん発生施設	（三） 煙突の種類、出口のガス速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	1 運炭機又は灰じん輸送装置の種類、容量及び個数	2 貯炭場又は灰じん堆積場の面積及び容量	3 破砕機、粉砕機又は摩砕機の種類、容量及び個数	4 粉じん防止設備の種類型式及び個数	1 水銀排出施設の種類、容量及び個数	1 廃棄物焼却炉に係る容量及び個数	1 廃棄物焼却炉の種類、火床面積、焼却能力及び個数	1 廃ガス洗淨施設の種類、容量及び個数	1 廃ガス洗淨施設の種類、容量、個数並びに水及び排水の系統	1 有害物質貯蔵指定施設の種類、容量及び個数並びにその施設において貯蔵される有害物質の搬入及び搬出の系統	1 空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい又は分級機の種類、容量及び個数	2 騒音防止設備の種類
-------------	---	--------------------------	----------------------	--------------------------	--------------------	--------------------	-------------------	---------------------------	---------------------	-------------------------------	--	--	-------------

（九） 振動発生施設	1 圧縮機、破砕機、粉振動に關は分級機の種類、容量及び個数	2 振動防止設備の種類	1 出力又は能力及び個	2 燃料の種類、硫黄分及び窒素分	1 出力又は能力及び個	2 燃料の種類、硫黄分及び窒素分	1 出力又は能力及び個	2 燃料の種類、硫黄分及び窒素分	1 出力又は能力及び個	2 燃料の種類、硫黄分及び窒素分	1 出力又は能力及び個	2 燃料の種類、硫黄分及び窒素分	1 出力又は能力及び個	2 燃料の種類、硫黄分及び窒素分
------------	-------------------------------	-------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------

別表第六（第七十四條関係）

1 次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であつて、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

一 当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池管体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する管体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池管体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。

二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池管体内に格納されていること。

三 当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池管体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。

2 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備であつて、出力一千キロワット以上二千キロワット未満のもの

3 風力発電所又は風力発電設備であつて、出力五百キロワット未満のもの

4 出力二十キロワット未満の発電所であつて、次に掲げるもの以外のもの

一 水力発電所

二 火力発電所

三 燃料電池発電所

四 太陽電池発電所

別表第七(第七十七条関係)

- 五 風力発電所
- 1 水力発電所のダムのは洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は取替え(出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る)
  - 2 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の燃料電池発電所における燃料電池発電設備の設置であつて次の各号のいずれにも適合するもの
    - 一 当該設置に係る燃料電池発電設備が、複数の燃料電池筐体及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
    - 二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。
    - 三 当該設置に係る燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。
  - 3 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更であつて次に掲げるもの
    - 一 出力十キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置(五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。)
    - 二 発電設備の設置以外の変更であつて次に掲げるもの
      - (1) 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置
      - (2) 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替えであつて、次に掲げるもの
        - イ 支持物の工事を伴うもの
        - ロ 五パーセント以上の出力の変更を伴うもの
      - (3) 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であつて次に掲げるもの
        - イ 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの
        - ロ 五パーセント以上の出力の変更を伴うもの
      - ハ 支持物の強度の変更を伴うもの
    - (4) 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であつて、支持物の強度に影響を及ぼすもの

4 風力発電所又は風力発電設備における変更であつて次に掲げるもの

- 一 出力五百キロワット未満の発電設備の設置(五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。)
- 二 発電設備の設置以外の変更であつて次に掲げるもの
  - (1) 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であつて、次に掲げるもの
    - イ 回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの
    - ロ 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの
  - ハ 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
  - 三 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え
  - 四 出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であつて、次に掲げるもの
    - (1) 調速装置又は非常調速装置の取替え
    - (2) 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの
- 5 出力二十キロワット未満の発電所における変更であつて、次に掲げるもの
  - 一 出力二十キロワット未満の発電設備の設置であつて、次に掲げるもの以外のもの
    - (1) 水力発電所の発電設備の設置
    - (2) 火力発電所の発電設備の設置
    - (3) 燃料電池発電所の発電設備の設置
    - (4) 太陽電池発電所の発電設備の設置
    - (5) 風力発電所の発電設備の設置
  - 二 前号の発電設備における発電設備の設置以外の変更であつて、次に掲げるもの
    - (1) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの
    - (2) 改造であつて次に掲げるもの
      - イ 強度の変更を伴うもの
      - ロ 安全装置の種類の変更を伴うもの

(4) 修理であつて、次に掲げるもの  
 イ 強度に影響を及ぼすもの  
 ロ 安全装置の取替えを伴うもの

別表第八(第九十五条の四関係)	項目	認定の基準
一 本社	一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	また、これらの諸施策が認定に係る組織の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。
二 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行っていること。	三 認定に係る組織における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	二 保安一 本社に保安管理を担当する部門に係るリ(この表において「保安管理部門」とスク管理いう。)が設置されており、設備管理の体制
計画等に当該部門の意見が十分に反映され、かつ、意見が十分反映されていること。	二 本社又は本社の委任を受けた者が、保安管理部門及び事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	三 保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的にを行っていること。
三 サイ電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の規定に基づきサイバ	三 サイ電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の規定に基づきサイバ	三 サイ電気設備に関する技術基準を定める省令第十五条の二の規定に基づきサイバ
セキュリティの確保のための措置を講じており、サイバセキュリティに	セキュリティの確保のための措置を講じており、サイバセキュリティに	セキュリティの確保のための措置を講じており、サイバセキュリティに
法(平成	法(平成	法(平成

二十六年度の評価及びその改善を継続的に法律第百一十号(第九十五条の四関係)の確保